

平成 24 年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

平成 25 年 6 月

「平成 24 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」のポイント

- 政策評価法第 19 条（注）に基づき、毎年、国会に報告（今年で 11 回目）

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）一抄一
（国会への報告）

第 19 条 政府は、毎年、政策評価（略）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

1 各行政機関における政策評価の実施状況

- 平成 24 年度の政策評価実施件数は、2,631 件（平成 23 年度：2,748 件）
- 事後評価は 1,778 件
 - ・ 主要な施策に係る目標達成状況等の評価 317 件
（主要な施策について、目標とその達成手段を整理した事前分析表を約 500 件作成）
[平成 24 年度導入]
 - ・ 公共事業等の完了後・終了時評価 929 件
 - ・ 公共事業等の再評価 454 件 等
- 事前評価は 853 件
 - ・ 公共事業 362 件
 - ・ 租税特別措置等 139 件
 - ・ 規制 62 件 等

2 評価結果の政策への反映の例（公共事業等における休止又は中止事業数等）

- 未着手・未了の公共事業等を対象に再評価を実施
⇒ 3 省で計 21 事業を休止又は中止 [厚生労働省、農林水産省、国土交通省]
- 上記 21 事業に係る総事業費は、約 4,735 億円
このうち事業の休止又は中止による残事業費は、約 3,883 億円

3 政策評価ポータルサイトの開設

- 各行政機関がホームページで公開している政策評価に関する情報を、国民により分かりやすく、使いやすい形で提供できるよう、総務省ホームページ上に開設
- 同サイトでは、施策目標、評価結果及び概算要求反映状況を関連付け、これらに関する情報の一元的な閲覧・利用が可能

4 評価専担組織としての総務省における政策の評価の実施状況等

- (1) 統一性・総合性確保評価
 - 平成 24 年 4 月「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価」について評価結果を取りまとめ、法務省及び文部科学省に勧告するとともに公表
 - 「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」及び「消費者取引に関する政策評価」については、平成 24 年度において評価を実施中

(2) 客観性担保評価活動

○ 租税特別措置等に係る政策評価の点検

対象とした政策評価は、12 行政機関の 163 件であり、このうち 130 件について課題を指摘

○ 規制の事前評価の点検

対象とした政策評価は、10 行政機関の 63 件であり、このうち 35 件について課題を指摘

○ 公共事業に係る政策評価の点検

対象とした政策評価は、4 行政機関の 11 事業 94 件であり、このうち 13 件について個別に課題を指摘。また、4 事業については、事業ごとに共通する課題も指摘

はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、平成 13 年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、平成 14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てるものである。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、法第 19 条の規定に基づき、平成 24 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 11 回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に「Ⅱ 平成 24 年度における政策評価の取組（トピック）」において、平成 24 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 24 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載した上で、「Ⅳ 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」及び「Ⅴ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価」でその詳細を記載している。

目 次

I 政策評価制度の概要

1 政策評価制度に関する主な経緯	1
2 政策評価制度の仕組み等	2
3 政策評価の実施時期	7
4 政策評価の方式	8

II 平成 24 年度における政策評価の取組（トピック）

1 目標管理型の政策評価に係る実施状況等	13
2 政策評価ポータルサイトの開設	14
3 評価結果の政策への反映	15

III 政策評価等に関する計画、平成 24 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕

1 各行政機関が行う政策評価（概要）	19
（1）政策評価に関する計画	19
（2）政策評価の実施状況	25
（3）政策への反映状況	31
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）	34
（1）政策の評価に関する計画	34
（2）政策の評価の実施状況等	34

IV 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕

内閣府	39
宮内庁	47
公正取引委員会	49
国家公安委員会・警察庁	55
金融庁	63
消費者庁	73
復興庁	77
総務省	81
公害等調整委員会	87
法務省	91
外務省	97
財務省	109
文部科学省	121
厚生労働省	129
農林水産省	145
経済産業省	159
国土交通省	165

環境省-----	191
原子力規制委員会-----	199
防衛省-----	203
V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	
1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況-----	211
2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等-----	213
(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況-----	213
(2) 評価の結果の政策への反映状況-----	219
3 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況-----	250

* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、平成 24 年度に評価書が公表されたもののほか、例年は年度内に公表されている公共事業の新規採択に係る評価等（平成 25 年度予算成立に伴い平成 25 年 5 月までに公表されたもの）を含む。

* 「IV 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」は、行政機関ごとに、「1 政策評価に関する計画の策定状況」、「2 政策評価の実施状況等の概要（総括表）」及び「3 評価対象政策の一覧」の 3 項目で構成している。

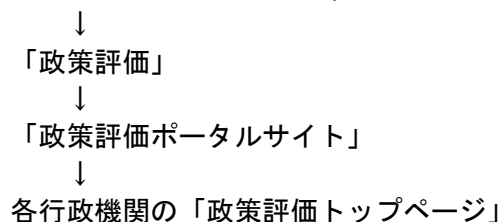
なお、3 で記載している各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況についての詳細は、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)に掲載している。

(参考)各行政機関ホームページのURL一覧

行政機関	URL
内閣府	http://www8.cao.go.jp/hyouka/index.html
宮内庁	http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shiryo/seisaku/seisaku.html
公正取引委員会	http://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/seisaku/index.html
国家公安委員会・警察庁	http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/index.htm
金融庁	http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html
消費者庁	http://www.caa.go.jp/info/hyouka/index.html
復興庁	http://www.reconstruction.go.jp/topics/000656.html
総務省	http://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/index.html
公害等調整委員会	http://www.soumu.go.jp/kouchou/substance/news/information/hyouka-top.htm
法務省	http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/kanbou_hyouka_hyouka01-01.html
外務省	http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html
財務省	http://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/
文部科学省	http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/seisakuhyouka/index.html
農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html
経済産業省	http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html
環境省	http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html
原子力規制委員会	http://www.nsr.go.jp/seisakuhyouka/
防衛省	http://www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/seisaku/index.html
政策評価ポータルサイト (総務省ホームページ)	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html

(注) 1 上記のURLは、各行政機関ホームページにおける政策評価に関する情報のトップページのものである(平成25年6月1日現在)。

2 各行政機関の政策評価書は、上記URLのほか、次の手順によっても閲覧可能。
総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>)



I 政策評価制度の概要

1 政策評価制度に関する主な経緯

(1) これまでの経緯

〔政策評価制度の導入〕

政策評価制度は、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として、中央省庁等改革の柱の一つとして、平成 13 年 1 月、全政府的に導入された。平成 13 年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、平成 14 年 4 月から施行されている。

〔法施行 3 年経過後の見直し〕

法附則第 2 条には、法施行 3 年経過後の見直しが規定されており、これに基づき、平成 17 年 12 月には、「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）を改定し、i) 重要政策に関する評価の徹底、ii) 政策評価と予算・決算との連携の強化、iii) 評価の客観性の確保、iv) 国民への説明責任の徹底を柱とした制度の見直しを行った。

その後、i) に関しては、経済財政諮問会議と連携した重要対象分野の評価の実施、ii) に関しては、平成 20 年度予算から、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位とを対応させる等の取組を実施してきている。

〔規制の事前評価の導入〕

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）など累次の閣議決定において、規制影響分析（R I A）の導入を推進することとされ、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号。以下「法施行令」という。）の改正により、平成 19 年 10 月 1 日から、規制の新設又は改廃の際、規制の事前評価を実施することを各行政機関に義務付けた。各行政機関は、法施行令に基づき、また「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、規制の事前評価に取り組んでいる。

〔政策評価の機能強化の取組〕

平成 21 年 11 月には、総務省行政評価局が担う行政評価機能（政策評価、行政評価・監視）が行政刷新会議による事業仕分けの対象とされ、「抜本的な機能強化」という評価結果を受けた。これを受けて、政策評価の機能強化については、i) 事前評価の拡充や成果（アウトカム）に着目した目標設定の推進、ii) 情報公開の徹底を通じた各行政機関の説明責任の向上等の取組を行っている。

具体的には、i) については、平成 22 年 5 月、法施行令の改正、政策評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の改定及び「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）の策定による、租税特別措置等に係る政策評価の導入、ii) については、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）の策定等を行っている。

(2) 政策評価制度に関する最近の取組

平成 24 年 3 月には、目標管理型の政策評価（注）の改善方策に係る試行的取組の実施状況、各行政機関の意見、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会（以下「政策評価分科会」という。）における議論等を踏まえ、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 17 年 12 月 16 日政策評価各府省連絡会議了承）を改正するとともに、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（平成 24 年 3 月 27 日政策評価各府省連絡会議了承）を策定した。これらにより、平成 24 年度から、目標とその達成手段との関係を整理した事前分析表及び重要な情報に焦点を絞った標準様式を評価書に導入した。

また、経済財政諮問会議や行政改革推進会議等における議論を踏まえ、実効性ある P D C A サイクルの確立に向け、行政事業レビューとの連携や政策評価の効果を高めていくための見直しなど、政策評価制度の見直しに取り組んだ。

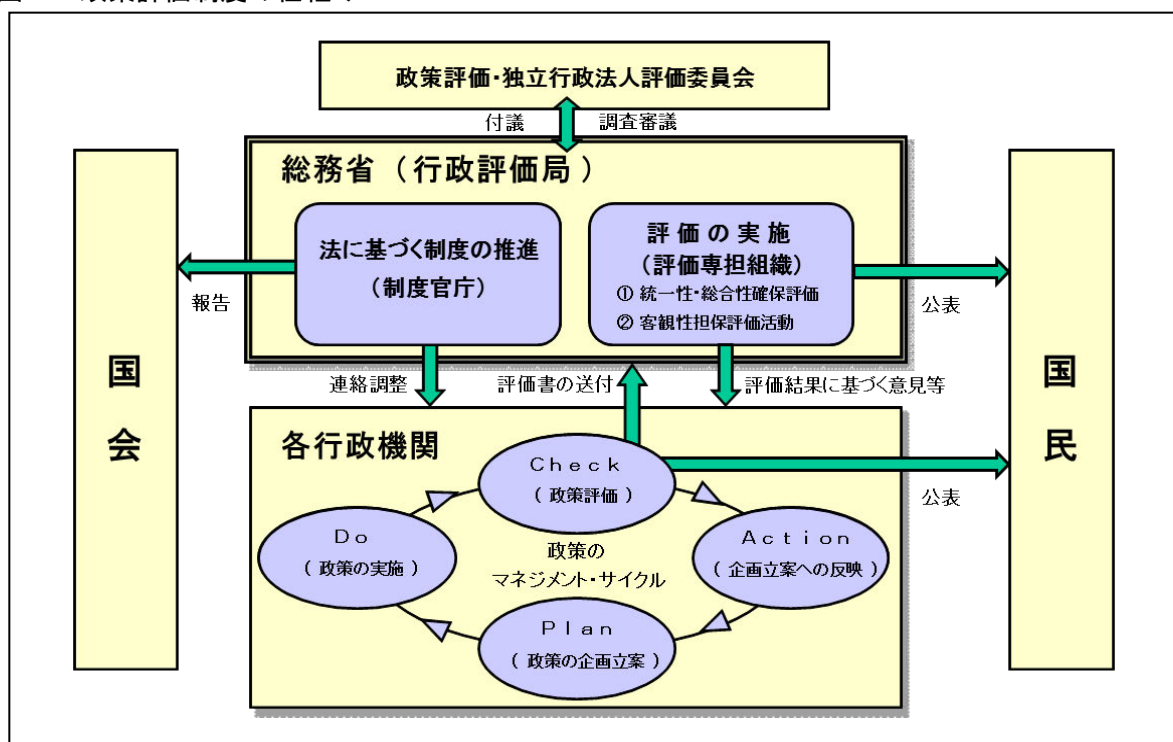
（注）「目標管理型の政策評価」は、いわゆる「施策」レベルの政策を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価するものであり、評価方式としては、実績評価方式を用いているものや、総合評価方式を用いているものの一部が該当する。

2 政策評価制度の仕組み等

(1) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本である。また、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織としての総務省は、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図 1 政策評価制度の仕組み



ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

(7) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を規定した政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととされている。また、事後評価については、その具体的な方法を定めた事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めなければならないこととされている。

【後記Ⅲ－1－(1)－ア(19ページ以下)及びⅣ(39ページ以下)参照】

(イ) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、i) 研究開発、ii) 公共事業、iii) 政府開発援助、iv) 規制及びv) 租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記Ⅲ－1－(1)－イ(20ページ以下)及びⅣ(39ページ以下)参照】

(ウ) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ－1－(2)－イ(30ページ以下)及びⅣ(39ページ以下)参照】

(イ) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ－1－(3)(31ページ以下)及びⅣ(39ページ以下)参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成できない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、以下のような評価活動を実施しており、総務大臣は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の

内容を公表することとされている。なお、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、当該計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ－２－（１）（34ページ）及びⅤ（211ページ以下）参照】

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

2以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認められるもの、又は2以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認められるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を行うこととされている。

【後記Ⅲ－２－（２）－ア（34ページ以下）及びⅤ（211ページ以下）参照】

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策について政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ－２－（２）－イ（37ページ）及びⅤ（211ページ以下）参照】

ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

エ 政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価に関する基本的事項及び各行政機関の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項について調査審議し、総務大臣に意見を述べるため、また、法の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理する等のため、総務省に政策評価・独立行政法人評価委員会が設置されている。

(2) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成14年度の法施行から平成24年度までの11年間で延べ67,014件実施されている。

平成 14 年度以降 4 年間は毎年度 1 万件前後で推移したが、平成 17 年 12 月の基本方針の改定等を踏まえ、各行政機関において評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、平成 18 年度及び平成 19 年度は約 4,000 件となった。

平成 20 年度は約 7,000 件と大幅に増加しているが、これは、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再評価（事業採択後一定期間（事業の種類によって 5 年又は 10 年）以上が経過しているものについての評価）の時期が到来したものが多かったことが主な要因である。

平成 21 年度以降は、国土交通省における再評価の時期が到来したものが少なかったほか、公共事業の評価を行っている行政機関における新規採択に係る評価の件数が減少していること等から、2,600～2,900 件程度で推移しており、平成 24 年度は 2,631 件となっている。

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成 14 年度以降平成 24 年度までに、22 テーマについて政策の見直しや改善を図るため、関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、平成 16 年度から、従来の評価の実施形式の点検（要件審査）に加え、内容に係る点検（内容点検）に着手し、平成 24 年度までに計 971 件の政策評価について関係行政機関に対し課題等を指摘している（平成 22 年度からは、要件審査及び内容点検は区分せず「点検」として取組状況を整理）。

表 1 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

年度	各行政機関における評価実施件数 (単位：件)	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	
		統一性又は総合性を確保するための評価 (単位：勧告等を行ったテーマ数)	政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 () 内は指摘を行った件数)
平成 14	10,930	2	要件審査結果公表
15	11,177	4	要件審査結果公表
16	9,428	5	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (11 件)
17	9,796	1	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (23 件)
18	3,940	1	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (25 件)
19	3,709	2	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (47 件)
20	7,088	2	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (50 件)
21	2,645	2	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (39 件)

22	2,922	1	点検結果公表 (租特：219件、規制：82件)
23	2,748	1	点検結果公表 (租特：149件、規制：85件、公共事業(22年度分)：52件、公共事業(23年度分)：11件)
24	2,631	1	点検結果公表 (租特：130件、規制：35件、公共事業：13件)
計	67,014	22	(計 971件)

(注) 1 統一性又は総合性を確保するための評価のテーマ名については、図3 (9ページ以下) 参照。

2 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の公表状況については、図3 (9ページ以下) 参照。

3 政策評価の実施時期

(1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、毎年度の業務開始に向け、年度末頃に翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価を実施している。

政策評価は、例年、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求提出期限までに多く実施されているとともに、公共事業の新規採択等のため、年度末にも多く実施されている。

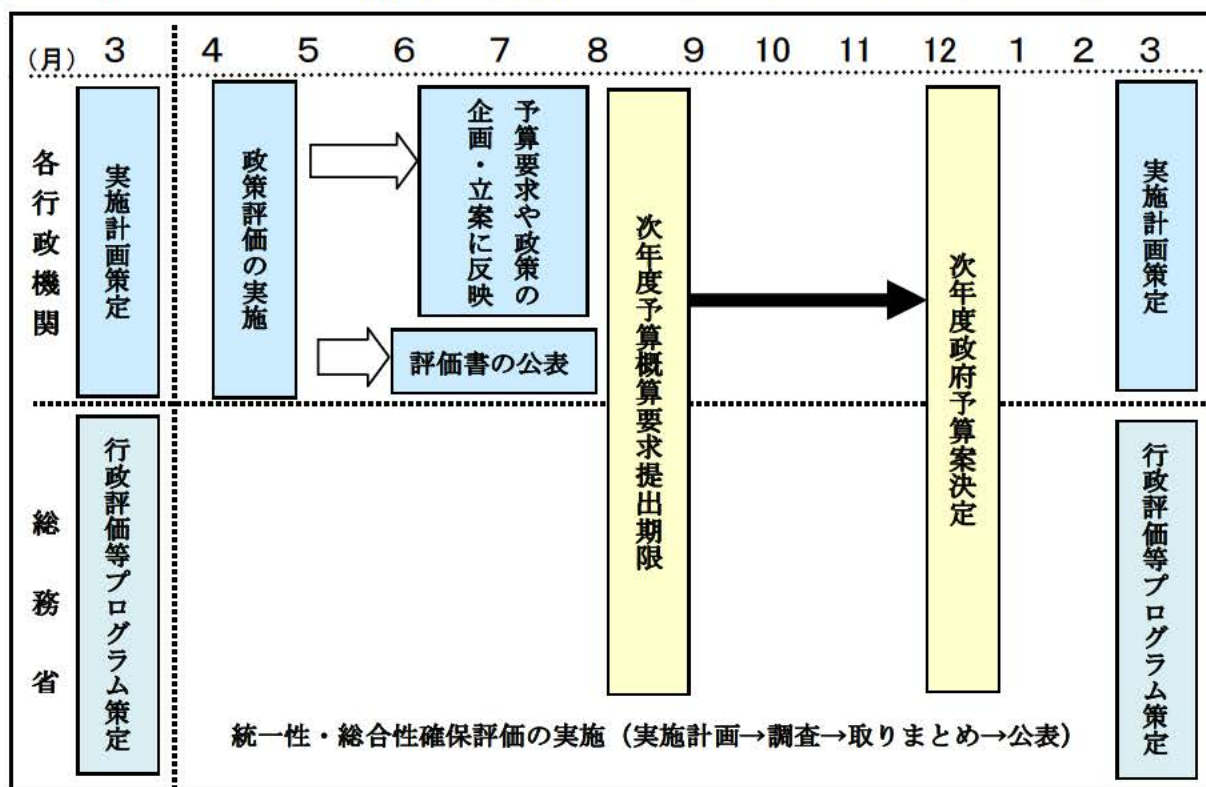
【後記Ⅲ 1 (2) イ (30 ページ以下) 及びⅣ (39 ページ以下) 参照】

(2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、翌年度以降の3年間についての評価に関する計画に基づき実施している。当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしており、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ 2 (1) (34 ページ) 及びⅤ (211 ページ以下) 参照】

図2 各行政機関が行う政策評価の実施時期の例及び総務省が行う政策の評価の実施時期



(注) 予算概算要求提出期限については、例年は8月末とされているが、平成25年度予算概算要求においては、平成24年9月7日が提出期限とされた。

4 政策評価の方式

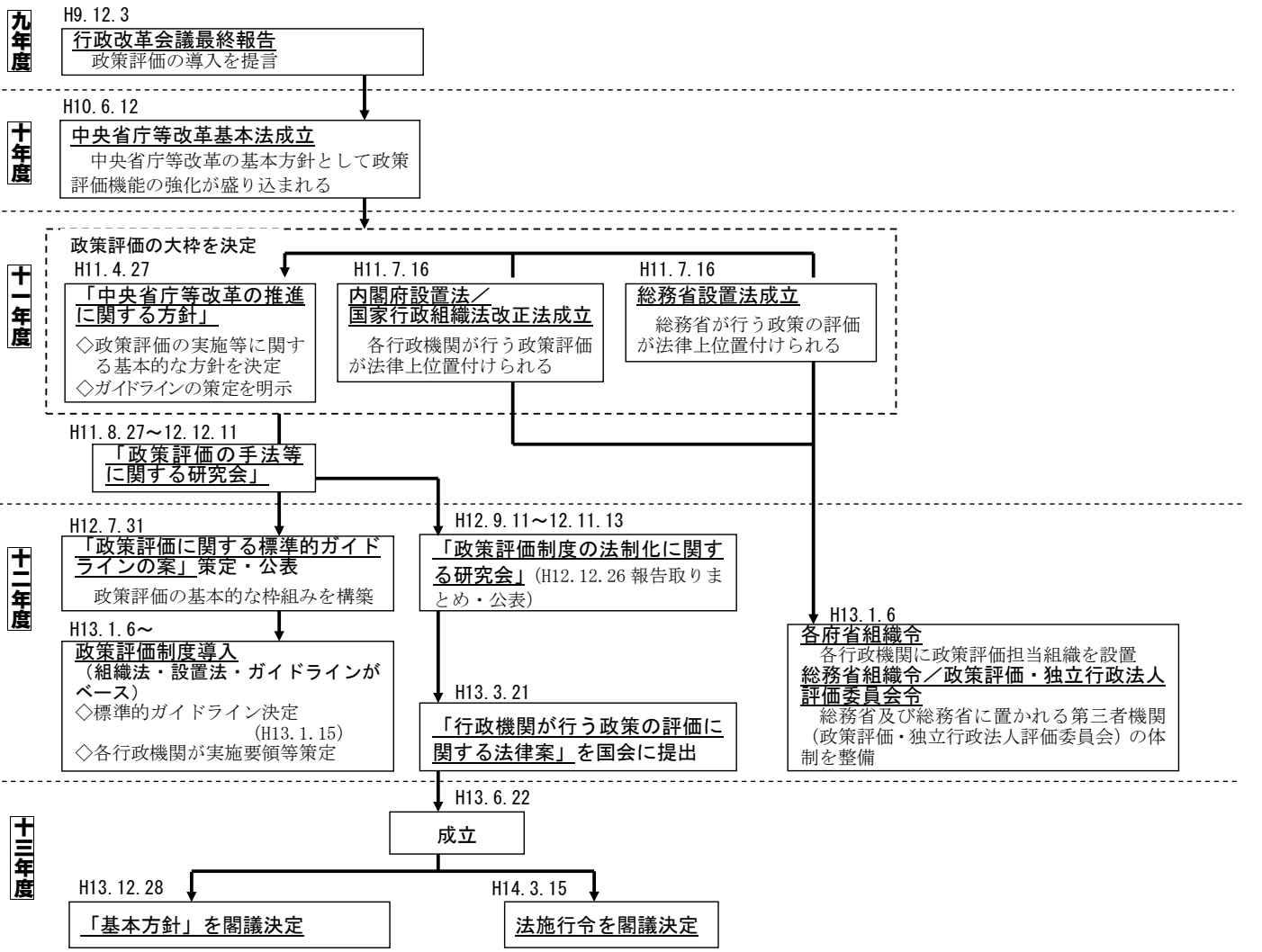
各行政機関は、政策の特性等に応じて、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

【後記Ⅲ－３－（２）－ア－表 10（29 ページ以下）及びⅣ（39 ページ以下）参照】

【政策評価の代表的な評価方式】

	対 象	時 点	目的・ねらい	方 法
事業 評価 方式	個々の事務 事業が中心、 施策も対象 となる	事前 必要に応じ事 後検証	事務事業の採 否、選択等に 資する見地	あらかじめ期 待される政策 効果やそれら に要する費用 等を推計・測定
実績 評価 方式	各行政機関の 主要な政策等	事後 定期的継続的 に実績測定、 目標期間終了 時に達成度を 評価	政策等の不断 の見直しや改 善に資する見 地	あらかじめ政 策効果に注目 した達成すべ き目標を設定 し、目標の達成 度合いについ て評価
総合 評価 方式	特定のテーマ (狭義の政 策・施策)	事後 一定期間経過 後が中心	問題点を把握 し、その原因 を分析するな ど総合的に評 価	政策効果の発 現状況を様々 な角度から掘 り下げて分析 するなど総合 的に評価

図3 政策評価制度に関する主な経緯



H14. 4 法の施行		
十四年度 制度の展開等 各行政機関が行う政策評価 10,930件	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価 個別テーマの勧告等 地域輸入促進に関する政策評価(H15. 1. 28 意見通知) 容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価(H15. 1. 28 意見通知)	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動 要件審査 【1年目】 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検
	リゾート地域の開発・整備に関する政策評価(H15. 4. 15 意見通知) 障害者の就業等に関する政策評価(H15. 4. 15 意見通知) 政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価(H15. 6. 6 意見通知) 特別会計制度の活用状況に関する政策評価(H15. 10. 24 意見通知)	内容点検 内容の点検の取組方針の検討・公表 【2年目】 個別審査 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検
	経済協力(政府開発援助)に関する政策評価(H16. 4. 2 意見通知) 検査検定制度に関する政策評価(H16. 4. 2 意見通知) 少子化対策に関する政策評価(H16. 7. 20 意見通知) 湖沼の水環境の保全に関する政策評価(H16. 8. 3 意見通知) 留学生の受け入れ推進施策に関する政策評価(H17. 1. 11 意見通知)	認定関連活動報告11件(公共事業・一般分野の政策) 【3年目】 個別審査 総括的審査 法施行3年目の全体像を整理
十五年度 11,177件		
十六年度 H16. 10. 1 規制影響分析の試行的実施(～19. 9. 30) 9,428件		

評価法施行後3年経過

十七年度

制度の展開等

H17.12.16

- ◇基本方針の改定
(閣議決定)
- ◇政策評価の実施に関するガイドライン策定

各行政機関が行う政策評価

9,796件

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価
複数行政機関にまたがる政策を評価

大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価
(H18.3.31意見通知)

総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動
各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動

【4年目】
個別審査
モデル事業評価審査
総括的審査
初めて府省別に整理・分析し、課題を提示

認定関連活動報告
23件
(公共事業・一般分野の政策)

十八年度

H19.3.30

- ◇法施行令の一部改正
- ◇基本方針の一部変更
→事前評価の義務付け対象に規制を追加

3,940件

少年の非行対策に関する政策評価
(H19.1.30意見通知)

【5年目】
個別審査
モデル事業評価審査
総括的審査
府省ごとの課題の改善状況を確認

認定関連活動報告
25件
(公共事業・一般分野の政策)

十九年度

H19.8.24

- ◇行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則の制定
- ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の策定

H19.10.1

規制の事前評価の義務付け開始

H19.11.12

平成19年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表

3,709件

リサイクル対策に関する政策評価
(H19.8.10意見通知)

PFI事業に関する政策評価
(H20.1.11勧告)

【6年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
総括的審査
規制の事前評価について新たに点検

認定関連活動報告
47件
(公共事業・一般分野の政策)

二十年度

H20.11.26

- 平成19年度政策評価の重要対象分野の評価結果等について公表
- 平成20年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表

7,088件

自然再生の推進に関する政策評価
(H20.4.22勧告)

外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価
(H21.3.3勧告)

【7年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
総括的審査
点検項目の重点化

認定関連活動報告
5件
(公共事業：平成19年度継続)
45件
(公共事業・一般分野の政策)

二十一年度

H21.12.16

平成20年度重要政策の評価の結果等について公表

H22.1.12

行政評価機能の抜本的強化ビジョン

2,645件

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 (H21.5.26勧告)

世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価
(H21.6.26勧告)

【8年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
規制の事前評価の審査
総括的審査
規制の事前評価について個別に点検

認定関連活動報告
4件
(公共事業：平成20年度継続)
35件
(公共事業・一般分野の政策)

二十二年度

H22.5.25

◇基本方針の一部変更

H22.5.28

- ◇法施行令の一部改正
- ◇「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の策定
- ◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の策定

租税特別措置等の政策評価の義務付け開始

2,922件

バイオマスの利活用に関する政策評価 (H23.2.15勧告)

点検
※要件審査と内容点検は区分せず「点検」として整理

【9年目】
成果重視事業評価審査
租税特別措置等評価の点検 219件
規制の事前評価の点検 82件

- ・租税特別措置等評価について初めて点検
- ・公共事業に係る政策評価の平成22年度点検分について、平成23年3月に東日本大震災が発生したことを受け、翌年度まで、継続して点検

<p>制度の展開等</p> <p>H24. 3. 27</p> <p>◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の策定</p>	<p>各行政機関が行う政策評価</p> <p>2,748 件</p>	<p>総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価</p> <p>児童虐待の防止等に関する政策評価 (H24. 1. 20 勧告)</p>	<p>総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動</p> <p>【10年目】 租税特別措置等評価の点検 149 件 規制の事前評価の点検 85 件 公共事業に係る政策評価の点検 (22 年度点検分) 52 件 公共事業に係る政策評価の点検 (23 年度点検分) 11 件</p>
<p>H24. 4~</p> <p>◇事前分析表及び評価書の標準様式の導入</p>	<p>2,631 件</p>	<p>法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価 (H24. 4. 20 勧告)</p>	<p>【11年目】 租税特別措置等評価の点検 130 件 規制の事前評価の点検 35 件 公共事業に係る政策評価の点検 13 件</p>

(注) 上記の件数は点検の結果、課題を指摘した件数である。

Ⅱ 平成 24 年度における政策評価の取組（トピック）

1 目標管理型の政策評価に係る実施状況等

目標管理型の政策評価については、平成23年度において試行的取組を行い、当該取組の実施状況、各行政機関の意見、政策評価分科会における議論等を踏まえ、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）を策定し、平成24年度から実施した。

平成24年度においては、平成24年度実施施策に係る約500件の事前分析表及び平成23年度実施施策に係る317件（注）の政策評価書が作成された。これらの実施状況については、平成24年11月28日の政策評価分科会に報告し、各行政機関による標準様式の修正の在り方や評価結果の活用等についての議論を行った。

（注） 各行政機関の目標管理型の政策評価の実施件数については、後記Ⅲ－3－（2）－ア－表9（28ページ）及び表10（29ページ以下）参照。

目標管理型の政策評価の改善方策の概要

1 改善の視点

- 各行政機関における政策体系及び政策のミッションの明確化
- PDCAサイクルを通じたマネジメントの向上
- 国民に対する説明責任の徹底
- 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保、事務負担の軽減

2 改善のポイント

（1）事前分析表の導入

- ・ 事前（施策の実施前）に施策目標を公表するとともにその達成手段（事務事業）との関係（政策体系）を整理
- ・ 各行政機関共通の標準的な様式の導入により、統一性・一覧性を確保

（2）評価書の標準様式の導入等

- ・ 重要な情報に焦点を絞って提示することにより、メリハリのある分かりやすい評価を推進
- ・ 各行政機関共通の標準的な様式の導入により、統一性・一覧性を確保
- ・ 政策評価における行政事業レビューの情報の活用

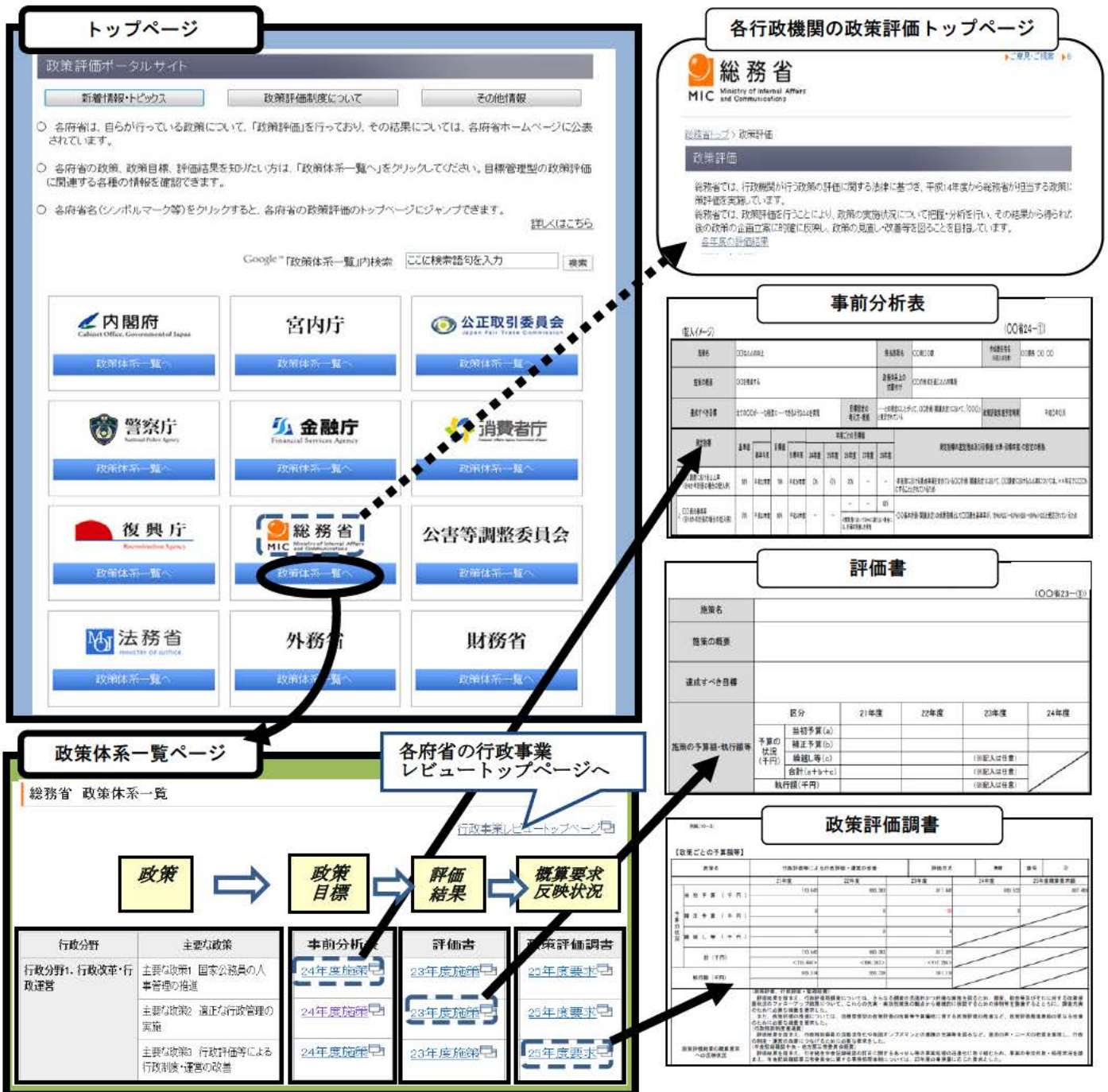
目標管理型の政策評価の改善方策については、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000152602.pdf)に掲載している。

2 政策評価ポータルサイトの開設

各行政機関の政策評価に関する情報を、国民により分かりやすく、使いやすい形で提供できるよう、平成24年11月に総務省ホームページ上に「政策評価ポータルサイト」を開設した。

同サイトでは、各行政機関の政策体系、主要な施策に関する政策目標、評価結果及び同結果の概算要求反映状況を関連付けることにより、利用者が容易に目的の情報を把握できるよう関連情報を整理し、提供している。具体的には、各行政機関が公開している事前分析表、評価書、政策評価調書等の情報を一元的に閲覧・利用することができるものとなっている。

【「政策評価ポータルサイト」の概要】



政策評価ポータルサイト URL: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html

3 評価結果の政策への反映

(1) 公共事業等における休止又は中止事業数、総事業費等

ア 平成 24 年度の休止等事業数、総事業費

法第 7 条第 2 項においては、当該政策の決定後、5 年経過しても着手していない（未着手）、又は 10 年経過しても完了していない（未了）政策を対象に再評価を行うことが義務付けられている。

これに該当するものを始めとして、評価結果を踏まえ、平成 24 年度に休止又は中止することとした公共事業は、表 2 のとおり、3 行政機関で計 21 事業、総事業費ベースで計 4,735.1 億円（平成 23 年度は、3 行政機関で 17 事業が休止又は中止となり、総事業費ベースで 2,746.4 億円）となっている。また、21 事業の休止又は中止に係る残事業費は、3,883.4 億円である（平成 23 年度の残事業費は、2,267.9 億円）。

表 2 平成 24 年度に休止又は中止とした公共事業

(単位：億円)

公共事業名	個別事業名等（都道府県）	分類	総事業費	残事業費
厚生労働省 4 事業（総事業費計 144.85 億円）				
簡易水道等施設整備事業	水道未普及地域解消事業 生活基盤近代化事業（岡山県）	中止	19.49	4.74
	水道未普及地域解消事業（佐賀県）	休止	49.85	27.26
水道水源開発等施設整備事業	広域化促進地域上水道施設整備費 （千葉県）	休止	71.71	15.68
	水道水源開発施設整備費（千葉県）	中止	3.80	0.04
農林水産省 2 事業（総事業費計 121.87 億円）				
水産流通基盤整備事業	太田名部地区（岩手県）	中止	61.69	25.68
水産生産基盤整備事業	音部地区（岩手県）	中止	60.18	23.26
国土交通省 15 事業（総事業費計 4,468.39 億円）				
ダム事業	儀間川総合開発事業（タイ原ダム） （沖縄県）	中止	72.00	51.73
	常浪川ダム建設事業（新潟県）	中止	364.00	235.30
	晒川生活貯水池整備事業（新潟県）	中止	86.00	59.50
	黒沢生活貯水池整備事業（長野県）	中止	150.00	142.60
	駒沢生活貯水池整備事業（長野県）	中止	60.00	56.40
	北川ダム建設事業（滋賀県）	中止	489.00	374.55
	五木ダム建設事業（熊本県）	中止	233.00	86.50
	三峰川総合開発事業（戸草ダム） （長野県）	中止	800.00	686.62
	荒川上流ダム再開発事業（埼玉県）	中止	1,200.00	1,188.99
	柴川生活貯水池整備事業（徳島県）	中止	80.00	43.70
	布沢川生活貯水池整備事業（静岡県）	中止	170.00	107.93

官庁営繕事業	中央合同庁舎第4号館（東京都）	中止	581.20	580.40
	大井合同庁舎（東京都）	中止	93.77	92.12
	広島地方合同庁舎5号館（広島県）	中止	76.47	68.00
	長崎第2地方合同庁舎（長崎県）	中止	12.95	12.43
合計	21事業	—	4,735.11	3,883.43

イ 法施行後における休止等事業数、総事業費

法が施行された平成14年度から平成24年度までの11年間で休止又は中止することとした公共事業等は、表3のとおり、計288事業、総事業費の累計は約5兆円に上っている。

表3 法施行後の公共事業等の休止又は中止事業数、総事業費

（上段：事業数、下段：総事業費（単位：億円））

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成14	—	—	8 (338)	—	37 (11,353)	45 (11,691)
15	4 (505)	2 (194)	1 (14)	3 (1,217)	43 (6,940)	53 (8,870)
16	3 (481)	1 (68)	3 (17)	2 (1,430)	16 (1,330)	25 (3,326)
17	—	5 (1,540)	13 (238)	1 (435)	22 (6,188)	41 (8,401)
18	—	8 (1,398)	3 (56)	4 (685)	13 (919)	28 (3,058)
19	1 (60)	3 (186)	4 (59)	—	5 (324)	13 (629)
20	—	3 (722)	4 (37)	3 (335)	12 (1,722)	22 (2,816)
21	—	2 (21)	3 (49)	1 (171)	8 (2,353)	14 (2,594)
22	1 (159)	4 (803)	1 (14)	—	3 (5)	9 (981)
23	1 (2)	—	6 (211)	—	10 (2,534)	17 (2,746)
24	—	4 (145)	2 (122)	—	15 (4,468)	21 (4,736)
合計	10 (1,207)	32 (5,077)	48 (1,155)	14 (4,273)	184 (38,136)	288 (49,847)

（注）1 総事業費の記載に当たっては、行政機関ごとに一億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄（右欄）に記載された金額は一致しない。

2 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額である。

(2) 一般分野の政策における反映の例

一般分野の政策（特定5分野の政策（注）を除く政策）のうち、評価結果を踏まえて、制度等の改正を行ったものや課題解決のために必要な予算要求を行ったものの例は、表4のとおりである。

（注）本報告において、「特定5分野の政策」とは、法第9条において事前評価が義務付けられている政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）をいう。

表4 一般分野の政策における反映の例

区分	評価対象政策	評価結果を踏まえた政策への反映状況 (主なもの)
制度等の改正を行ったもの	生涯を通じた学習機会の拡大 〔文部科学省〕	「専修学校の社会人の受入れ体制整備が進み、社会人の受入人数が目標を上回り、学校数も昨年度に比べて増加した。また、『成長分野等における中核的専門人材養成について－基本方針－』に基づき、更なる教育の質の向上を図り、潜在的就労者の社会参画、大学等の行うキャリアアップの取組の利便性・質の向上を目指し、社会人の多様な学習ニーズに応えるための学習機会の充実を図る必要がある。」との評価結果を踏まえ、平成24年3月に、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）を改正し、専修学校における単位制・通信制の教育の制度化を図った。
課題解決のために必要な予算要求を行ったもの	訪問看護支援事業 〔厚生労働省〕	「本事業の実施により、都道府県内の訪問看護ステーションの業務の一部を受託する広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置することで、訪問看護ステーションの業務が効率化され、より多くの訪問看護サービスの提供が図られた。一方、センターを設置していない都道府県が一部あるため、引き続き訪問看護支援事業に対する補助を実施する必要がある。」との評価結果を踏まえ、センター設置都道府県を拡大し、訪問看護サービスをより安定的に供給できる体制を整備するための経費を要求した。

Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 24 年度の実施状況等
〔政府全体の状況〕

1 各行政機関が行う政策評価（概要）

(1) 政策評価に関する計画

ア 計画期間

法の規定
行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、基本計画を定め（法第6条第1項）、また、1年ごとに、実施計画を定めなければならないとされている（法第7条第1項）。

状況
<p>〔「基本計画等の計画期間」のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画の計画期間について、各行政機関のうち、3年としている機関が6機関、5年としている機関が11機関、その他3機関となっている。 実施計画の計画期間について、平成24年度は18行政機関が会計年度（4月から翌年の3月まで）としている。 <p style="text-align: right;">（表5）</p>

表5 基本計画等の計画期間

計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況								
		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
3年	内閣府					←→				
	国家公安委員会・警察庁					←→				
	公正取引委員会					←→				
	公害等調整委員会					←→				
	法務省					←→				
	経済産業省					←→				
5年	宮内庁					←→				
	金融庁					←→				
	総務省					←→				
	外務省					←→				
	財務省					←→				
	文部科学省					←→				
	厚生労働省					←→				
	農林水産省					←→				
	国土交通省					←→				
	環境省					←→				
	防衛省					←→				
その他	消費者庁					←→				
	復興庁					←→				
	原子力規制委員会					←→				

- (注) 1 平成 24 年度の政策評価に係る直近の計画についての計画期間を表す。
 2 は基本計画の計画期間、 \longleftrightarrow は実施計画の計画期間を表す。
 3 消費者庁は、平成 21 年 9 月 1 日に、復興庁は、平成 24 年 2 月 10 日に、原子力規制委員会は、平成 24 年 9 月 19 日に設置されたため、上記のような基本計画の期間となっている。なお、原子力規制委員会では、平成 24 年度の実施計画は作成していない。
 4 農林水産省は、実施計画の計画期間を計画策定日（平成 24 年 4 月 19 日）以降としているため、上記のような計画期間となっている。

イ 政策評価の対象とする政策及び評価方式

法の規定
行政機関の長は、基本計画において、政策評価の対象とする政策、評価方式等政策評価の実施に関する基本的な考え方について定め（法第 6 条第 2 項）、また、実施計画において、計画期間内に事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法を定めることとされている（法第 7 条第 2 項）。

状況
各行政機関の基本計画及び実施計画を基に、政策評価の対象とする政策及び評価方式を事前評価及び事後評価別に概括すると、表 6 及び表 7 のとおりである。
〔「事前評価に関する対象政策（義務付けられているもの以外）及び評価方式の概要」のポイント〕
事前評価については、法第 9 条の規定に基づき実施が義務付けられている政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）があるが、基本計画において、それら以外についても実施するよう定めている行政機関は、20 機関のうち 12 機関となっている。また、事前評価の評価方式としては、事業評価方式が中心となっている。

表 6 事前評価に関する対象政策（義務付けられているもの以外）及び評価方式の概要

行政機関名	評価対象政策 〔法第 9 条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
内閣府	—	事業評価方式
宮内庁	—	事業評価方式
公正取引委員会	義務付けられているもの以外の規制（実施に努める）	総合評価方式又は事業評価方式
国家公安委員会・警察庁	—	事業評価方式（必要に応じ総合評価方式）
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業 ・ 義務付けられているものに準じるもので、社会的影響の大きい政策 	事業評価方式
消費者庁	—	事業評価方式
復興庁	—	事業評価方式
総務省	事前の検証が必要と認められる政策	事業評価方式
公害等調整委員会	政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じ実施	事業評価方式*
法務省	政策所管部局等が評価対象として必要と認めるもの	事業評価方式

行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
外務省	実施が義務づけられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置（特定行政目的の実現のために税負担の軽減・繰り延べを行うものに限る。）に係る政策（実施に努める）	総合評価方式、事業評価方式*
財務省	義務付けられているもの以外の政策（実施に努める）	事業評価方式
文部科学省	法人税、法人事業税、法人住民税に係る租税特別措置以外の税制及び財政投融资（必要に応じ実施）	事業評価方式
厚生労働省	—	事業評価方式
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度 基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策 	事業評価方式
経済産業省	—	事業評価方式
国土交通省	新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。）	政策アセスメント（事業評価方式）
	公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業	公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）
	重点的に推進する研究開発課題等	研究開発課題の事前評価（事業評価方式）
環境省	法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策（実施に努める）	事業評価方式*
原子力規制委員会	—	事業評価方式*
防衛省	新規に概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を伴う場合等	事業評価方式

- (注) 1 各行政機関の基本計画を基に作成した。なお、詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」参照。
- 2 「事前評価において基本とする評価方式」欄において「*」を付した行政機関は、採用する評価方式について基本計画に明記していないが、本表では、実際に採用している評価方式を記載した。

状 況

〔「事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要」のポイント〕

- 事後評価の方式について、各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式を用いており、事業、施策、政策などの評価を実施する単位を設定している。

各行政機関が策定している実施計画（後記Ⅳ「各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」）においては、実績評価方式を用いている機関が16機関、次いで事業評価方式を用いている機関が10機関、総合評価方式を用いている機関が5機関となっており、実績評価方式が最も多く用いられている。

- 「未了」（法第7条第2項第2号ロ）については3機関、「その他の政策」（法第7条第2項第3号）については3機関が、実施計画等において、対象政策を明記している。

〔注〕行政機関が行う政策の評価に関する法律（抄）

（事後評価の実施計画）

第7条

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 前条第2項第6号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて5年以上10年以内において政令で定める期間（5年）を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に5年以上10年以内において政令で定める期間を加えた期間（10年）が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

三 前2号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

表7 事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要

行政機関名	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)		未着手 (法第7条第2項第2号イ)	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	その他の政策 (法第7条第2項第3号)
	事業評価方式	実績評価方式			
内閣府	—	21 政策	—	—	—
宮内庁	—	—	—	—	—
公正取引委員会	—	7 施策	—	—	—
国家公安委員会・警察庁	7 規制	7 基本目標、29 業績目標	—	—	—
金融庁	・過去に事前評価を実施し平成24年度に効果が発現する予定の事業[全事業] ・政策評価の実施が義務付けられている法人税等関係の租税特別措置等(特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策等	20 施策	—	—	—
消費者庁	—	12 施策	—	—	—
復興庁	—	—	—	—	—
総務省	・法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策であつて、事後の検証が必要と認められるもの ・国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置のうち法人税等に係るもの	20 政策 [3 (外数)]	—	—	—
公害等調整委員会	—	2 政策 (4 目標)	—	—	—
法務省	3 施策	15 施策 [1 (外数)]	—	—	—
外務省	—	—	—	政府開発援助 17 案件	—
財務省	租税特別措置等に係る政策のうち、基本方針等により評価を行うこととされた法人税等に係るもの	6 総合目標、25 政策目標	—	—	—
文部科学省	・研究開発課題：新規あるいは拡充を予定しており、法施行令第3条第1号及び第2号に掲げられた事業 ・租税特別措置、財政投融資：新設等を予定している租税特別措置のうち、法人税等に係るもの。また、新設等を予定している財政投融資の対象事業のうち、社会的影響が大きいと想定される事業 ・規制：平成24年度中に新設又は改廃される法律又は政令に基づく規制	政策体系の実現に向けて平成23年度に取り組んだ全ての施策 実績評価及び事業評価等で明らかになった個別の政策課題(必要に応じて実施)	—	—	実施計画に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める

厚生労働省	15 事業 [3 (外数)]	21 施策目標	—	—	公共事業 (評価実施要領で規定)	・ 施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの ・ 指標のモニタリング結果等により評価の必要が生じた政策等
農林水産省	公共事業 (64 地区及び 66 事業)、 2 研究課題 8 政策 (租税特別措置等)	16 政策分野 [2 (外数)] 5 政策	1 課題	—	公共事業 (15 地区及び 5 事業)	—
経済産業省	—	—	—	—	—	—
国土交通省	243 公共事業 (再評価) 67 公共事業 (完了後の事後評価) 2 研究開発課題 (中間評価) 68 研究開発課題 (終了時評価)	13 の政策目標に係る政策	12 テーマ	—	—	—
環境省	—	5 施策に含まれる 21 目標	—	—	—	モニタリング評価を行う 5 施策に含まれる 23 目標のうち、目標期間終了時点の総括欄へ記入すべき内容があるもの等
原子力規制委員会	—	—	—	—	—	—
防衛省	5 項目 (中間段階の事業評価) 20 項目 (事後の事業評価)	1 項目 [1 (内数)]	—	—	—	—
計	10 機関	16 機関	5 機関	0 機関	3 機関	3 機関

(注) 1 本表は、後記Ⅳ「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」の各行政機関の政策評価に関する計画の策定状況における実施計画の主な規定内容を基に作成した。なお、詳細は、後記Ⅳ「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。

2 []は、成果重視事業を表す。成果重視事業とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)に基づき、明確な目標設定と弾力的な予算執行によって、事業の効率化を目指すものである。

3 復興庁は、実施計画期間内の評価対象政策に係る事後評価を平成 25 年度に実施する予定である。

4 経済産業省の実施計画では評価方式を明示していないが、基本計画において政策評価の実施に当たっては実績評価を基本とする旨記載されている。

5 原子力規制委員会は、平成 24 年度の実施計画を作成しておらず、同年度に実施した政策については、平成 25 年度実施計画に基づき評価を行う予定である。

ウ その他の事項についての方針

(7) 政策評価の結果の政策への反映

状 況

○ 政策評価の結果の政策への反映に関する事項 (法第6条第2項第8号)

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価の結果を政策の企画立案に適切に反映する」、「政策評価担当組織、政策所管部局、予算等を担当する調整部局との連携を図る」旨などを定めている。

(イ) 政策評価に関する透明性の確保

状 況

○ インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項 (法第6条第2項第9号)

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する情報をインターネットのホームページへの掲載等により公表する」旨を定めている。

○ その他政策評価の実施に関し必要な事項 (法第6条第2項第11号)

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する国民の意見・要望を受け付けるための窓口」を明らかにするとともに、寄せられた意見・要望等を適切に活用する旨を定めている。

(2) 政策評価の実施状況

ア 評価実施件数

[「政策評価の実施状況（評価実施件数）」のポイント]

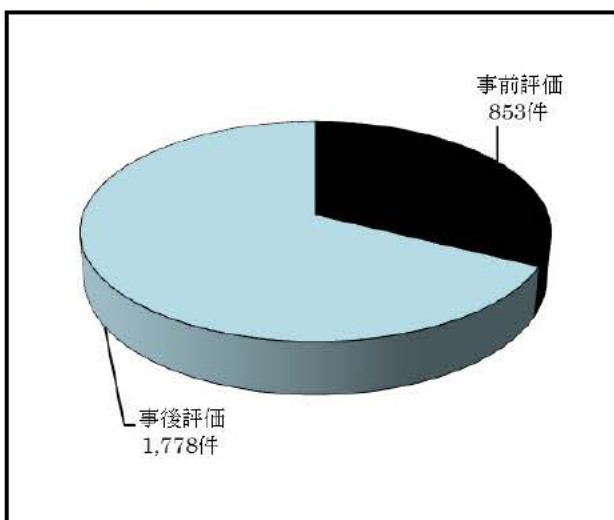
- ・ 各行政機関の政策評価の総実施件数は2,631件である（平成23年度2,748件）。
- ・ 事前評価・事後評価別の実施状況をみると、事前評価が853件、事後評価が1,778件となっている。
- ・ 評価実施件数が最も多いのは、国土交通省（870件）、次いで厚生労働省（738件）、農林水産省（508件）の順となっており、これらの3機関（2,116件）で全体の約80%を占める。

* これらの3機関の評価実施件数が多い理由としては、所管している公共事業、研究開発課題の評価の件数が多いことが挙げられる（表9参照）。

(図4、表8)

図4 政策評価の実施状況

(ア) 事前・事後別評価実施件数



(イ) 行政機関別評価実施件数

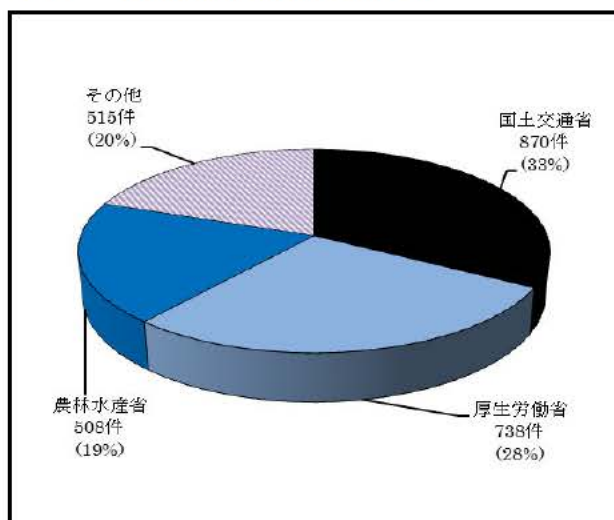


表8 政策評価の実施状況（評価実施件数）

（単位：件）

行政機関名	事前評価	事後評価（法第7条第2項）				左記以外のもの（第3号）	計
		実施計画期間内の評価対象政策（第1号）	未着手（第2号イ）	未了（第2号ロ）			
内閣府	17	21	21	0	0	0	38
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	2	7	7	0	0	0	9
国家公安委員会・警察庁	6	36	36	0	0	0	42
金融庁	15	27	27	0	0	0	42
消費者庁	3	12	12	0	0	0	15
復興庁	6	0	0	0	0	0	6
総務省	15	23	23	0	0	0	38
公害等調整委員会	0	4	4	0	0	0	4
法務省	4	15	15	0	0	0	19
外務省	65	31	20	2	9	0	96
財務省	0	32	32	0	0	0	32
文部科学省	12	23	23	0	0	0	35
厚生労働省	91	647	39	0	20	588	738
農林水産省	131	377	273	0	103	1	508
経済産業省	41	6	6	0	0	0	47
国土交通省	415	455	455	0	0	0	870
環境省	13	35	21	0	0	14	48
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	17	27	27	0	0	0	44
計	853	1,778	1,041	2	132	603	2,631

（注） 規制に係る政策を対象とした事前評価については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合、当該評価の数を実施件数として計上した。

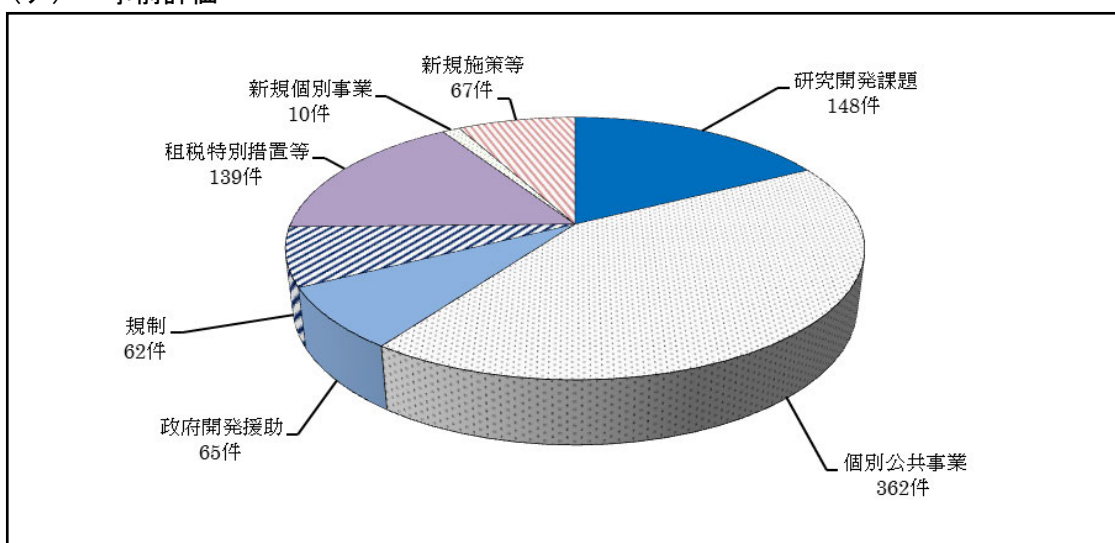
〔「政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）」のポイント〕

- ・ 政策評価の対象政策別の実施状況をみると、事前評価については、公共事業を対象としたものが最も多く362件、次いで研究開発課題を対象としたものが148件、租税特別措置等を対象としたものが139件の順となっている。なお、事前評価853件のうち、特定5分野の政策を対象としたものは776件である。
- ・ 事後評価については、完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象としたものが最も多く929件、次いで未着手・未了の事業等（公共事業、政府開発援助等）を対象としたものが454件となっている。なお、事後評価のうち、目標管理型の政策評価の実施件数は、317件である。

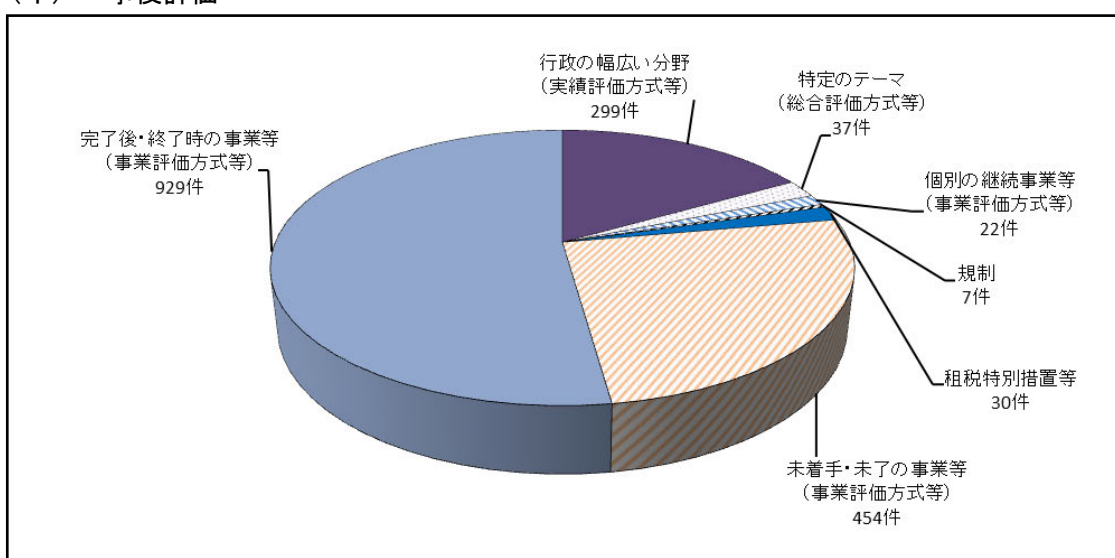
（図5、表9）

図5 政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

（ア） 事前評価



（イ） 事後評価



〔「政策評価の方式及び対象とした政策」のポイント〕

各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式を設定し、及び事業、施策、政策などの評価を実施する単位を設定し、政策評価を行っている。

(表 10)

表10 政策評価の方式及び対象とした政策

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
内閣府	事業評価方式：17租税特別措置等	実績評価方式：20政策 [20] 事業評価方式：1事業
宮内庁	—	—
公正取引委員会	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る2政策	実績評価方式：7施策 [7]
国家公安委員会・ 警察庁	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る6政策	実績評価方式：29業績目標 [29] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る7政策
金融庁	事業評価方式：1新規事業 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る6政策 事業評価方式：8租税特別措置等	実績評価方式：24施策 [24] 事業評価方式：2事業 事業評価方式：1租税特別措置等
消費者庁	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る3政策	実績評価方式：12施策 [12]
復興庁	事業評価方式：6租税特別措置等	—
総務省	事業評価方式：4研究開発課題 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る3政策 事業評価方式：8租税特別措置等	事業評価方式：3政策 実績評価方式：20政策 [20]
公害等調整委員会	—	実績評価方式：4目標 [4]
法務省	事業評価方式：2施設整備 事業評価方式：2調査研究	実績評価方式：7施策 [7] 実績評価方式：1成果重視事業 総合評価方式：2施策 事業評価方式：4施策 事業評価方式：1一般財団法人関連事業
外務省	総合評価方式：65政府開発援助	総合評価方式：20施策 [20] 総合評価方式：11政府開発援助
財務省	—	実績評価方式：6総合目標 [6] 25政策目標 [25] 事業評価方式：1租税特別措置等
文部科学省	事業評価方式：7新規・拡充事業等 事業評価方式：5租税特別措置等	実績評価方式：23施策目標 [23]
厚生労働省	事業評価方式(研究開発) ：28研究開発 事業評価方式(公共事業) ：新規採択34地区 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る11政策 事業評価方式：18租税特別措置等	実績評価方式：21施策目標 [21] 総合評価方式：6政策 事業評価方式：3成果重視事業 事業評価方式：15継続事業 事業評価方式：1租税特別措置等 事業評価方式：28実施地区(再評価) 事業評価方式：573研究開発課題
農林水産省	事業評価方式(研究開発) ：7研究開発課題、1研究制度 事業評価方式(公共事業) ：108事業実施地区 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る1政策 事業評価方式：14租税特別措置等	実績評価方式：16政策 [16] 実績評価方式：2成果重視事業 事業評価方式(公共事業) ：152事業実施地区(期中) 179事業実施地区(完了後) 事業評価方式(研究開発) ：5研究開発課題 事業評価方式：22租税特別措置等 事業評価方式：1研究制度
経済産業省	事前評価方式：5政策(含29租税特別措置等) 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る4政策 事業評価方式(公共事業) ：3事業	実績評価方式：5政策 [5] 事業評価方式：1公共事業

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
国土交通省	事業評価方式（研究開発課題） ：89研究開発課題等 事業評価方式（公共事業） ：217新規採択事業等 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る21政策 事業評価方式：26租税特別措置等 事業評価方式：62新規施策等	実績評価方式：44施策目標[44] 総合評価方式：8テーマ 事業評価方式（公共事業） ：259事業（再評価等） ：74事業（事業完了後一定期間経過時） 事業評価方式（研究開発課題） ：3研究開発課題（中間） 67研究開発課題（終了時）
環境省	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る5政策 事業評価方式：8租税特別措置等	実績評価方式：34目標 [34] 事業評価方式：1租税特別措置等
原子力規制委員会	—	—
防衛省	事業評価方式：5新規事業 事業評価方式（研究開発課題） ：12新規研究開発	事業評価方式：5項目（中間段階） 16項目（事後） 実績評価方式：1成果重視事業 事業評価方式：4租税特別措置等 総合評価方式：1項目

（注） [] 内は、目標管理型の政策評価の実施件数（内数）である。

イ 評価書の公表時期

〔「評価書の公表時期」のポイント〕

- ・ 多くの行政機関は、平成25年度予算要求等に反映させるため、予算概算要求提出期限までに評価を実施しており、平成24年度は9月7日が提出期限とされたことから、9月に多くの評価書が公表されている。
- ・ 平成25年3月の件数が最も多い要因は、厚生労働省による研究開発課題を対象とした評価（573件）が実施、公表されたことによる。
- ・ 平成25年4月及び5月の件数は、例年は年度内に公表されている公共事業の新規採択等に係る評価書が公表されたものである。

（図6、表11）

図6 評価書の公表時期

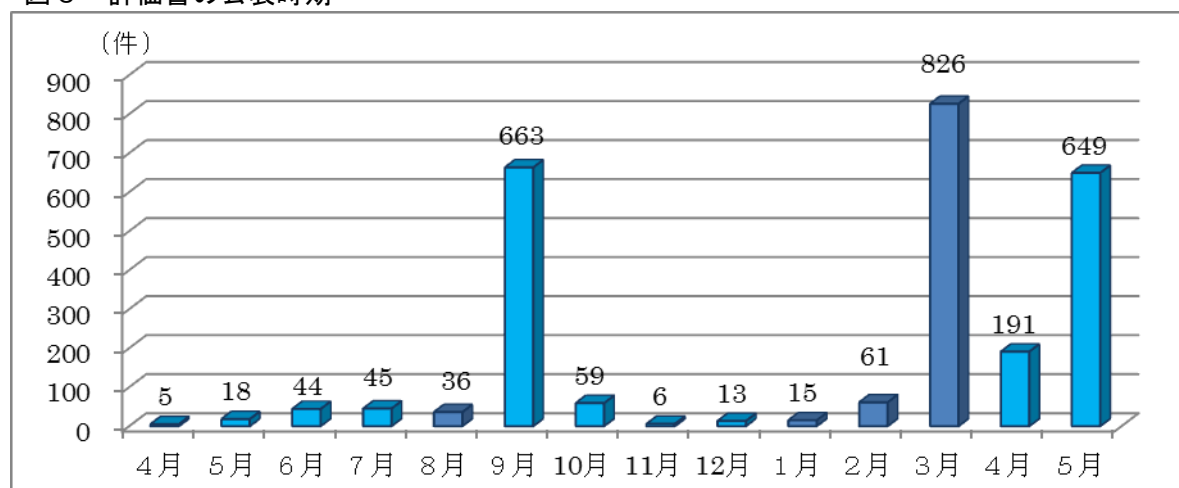


表11 評価書の公表時期

(単位：件)

行政機関名	評価 実施 件数	平成24年										25年			25年	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
内閣府	38	0	0	0	0	0	37	0	0	0	0	1	0	0	0	
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公正取引委員会	9	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	2	0	0	
国家公安委員会・ 警察庁	42	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	
金融庁	42	0	2	1	1	0	35	1	0	0	0	1	1	0	0	
消費者庁	15	0	0	0	0	0	12	0	0	1	0	0	2	0	0	
復興庁	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
総務省	38	0	0	0	0	0	35	0	0	3	0	0	0	0	0	
公害等調整委員会	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
法務省	19	0	1	0	0	0	14	4	0	0	0	0	0	0	0	
外務省	96	1	5	4	3	35	0	6	0	5	5	4	28	0	0	
財務省	32	0	0	31	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
文部科学省	35	0	0	0	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	
厚生労働省	738	0	3	1	0	0	84	45	0	1	0	1	603	0	0	
農林水産省	508	3	0	0	0	0	128	0	0	0	1	7	25	0	344	
経済産業省	47	0	3	0	0	0	39	1	0	0	0	1	0	3	0	
国土交通省	870	0	1	7	12	1	156	1	6	3	9	46	135	188	305	
環境省	48	1	3	0	0	0	43	1	0	0	0	0	0	0	0	
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
防衛省	44	0	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	17	0	0	
計	2,631	5	18	44	45	36	663	59	6	13	15	61	826	191	649	

(注) 平成25年度予算概算要求については、「平成25年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令」(平成24年政令第220号)により、平成24年9月7日が提出期限とされた。

(3) 政策への反映状況

[「政策への反映状況(事前評価)」のポイント]

- 事前評価が行われた政策については、評価結果を踏まえ、当初案のとおり決定(個別公共事業の採択、規制に係る法律案の提出等)されている。
- また、事前評価の結果を平成25年度予算概算要求に反映したものは226件となっている。

(表12)

表12 政策への反映状況（事前評価）

（単位：件）

政策評価の結果の政策への反映状況	研究開発課題を対象	公共事業(官庁営繕事業等を含む。)を対象	政府開発援助を対象	規制を対象	租税特別措置等を対象	左記以外の新規個別事業を対象	新規施策を対象	計
評価実施件数	148	362	65	62	139	10	67	853
政策評価の結果の政策への反映件数	148	362	65	62	139	10	67	853
概算要求への反映件数	103	30	29	0	0	9	55	226

(注) 1 平成 23 年度に評価結果が公表され、「平成 23 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したもので、平成 24 年度に更に政策への反映を行った件数は 29 件である。

2 政策評価の結果、平成 25 年度機構・定員要求に反映したものは 27 件（機構要求 6 件、定員要求 27 件）である。

【「政策への反映状況（事後評価）」のポイント】

- ・ 事後評価の結果、これまでの取組を引き続き推進しているものは670件、評価対象政策の改善・見直しを実施しているものは156件、評価対象政策を廃止、休止又は中止しているものは22件となっている。
- ・ 一般分野の政策についてみると、評価結果は、全て政策に反映しており、うち政策の見直し等を実施した割合は、37.4%（358件中134件）（平成23年度は39.4%（388件中153件））となっている。
- ・ 評価対象政策の改善・見直しを実施しているもののうち、評価対象政策の重点化等を行っているものは48件、評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止を行っているものは12件となっている。
- ・ また、事後評価の結果を平成25年度予算概算要求に反映したものは326件となっている。

（図 7、表13）

図 7 政策への反映状況（一般分野の政策における反映結果別割合）

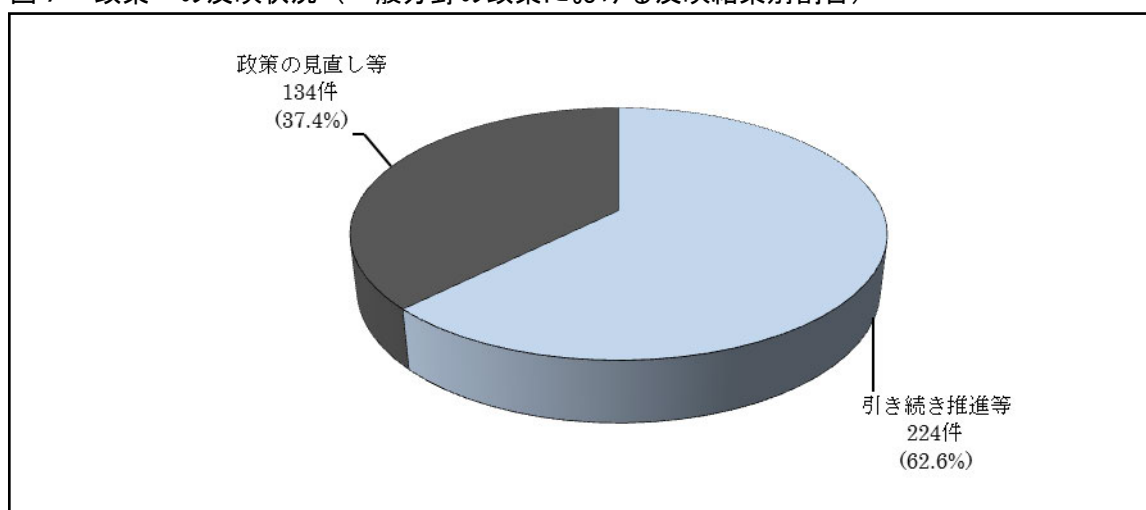


表 13 政策への反映状況（事後評価）

（単位：件）

政策評価の結果の政策への反映状況	現在実施されている政策を対象に評価	一般分野の政策				規制を対象に評価	租税特別措置等を対象に評価	未着手・未了の事業等（公共事業、政府開発援助等）を対象に評価（事業評価方式等）	完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象に評価（事業評価方式等）	計
		行政の幅広い分野を対象に定期的に評価（実績評価方式等）	特定のテーマを対象に適期に評価（総合評価方式等）	個別の継続事業等を対象に評価（事業評価方式等）	7					
評価実施件数	849	358	299	37	22	7	30	454	929	1,778
政策評価の結果の政策への反映件数	849	358	299	37	22	7	30	454	929	1,778
これまでの取組を引き続き推進	670	223	182	23	18	7	30	410	—	—
評価対象政策の改善・見直しを実施	156	133	115	14	4	0	0	23	—	—
評価対象政策の重点化等	48	48	38	10	0	0	0	0	—	—
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	12	12	11	1	0	0	0	0	—	—
評価対象政策を廃止、休止又は中止	22	1	1	0	0	0	0	21	—	—
その他	1	1	1	0	0	0	0	0	—	—
概算要求への反映件数	326	306	269	21	16	0	0	20	—	—

- (注) 1 政策評価の結果、平成25年度機構・定員要求に反映したものは114件（機構要求37件、定員要求109件）である。また、「平成23年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」等に掲載した評価結果について新たに政策への反映を行った件数は1件である。
- 2 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、既存事業を廃止・縮小し新規事業を創設・拡充したものの、複数事業の統合により効率化を図ったもの等である。
- 3 なお、「評価対象政策の重点化等」及び「評価対象政策の一部廃止、休止又は中止」の件数は一部重複がある。
- 4 「完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象に評価（事業評価方式等）」とは、今後、同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際して評価結果が反映されるものを計上している。
- 5 「未着手・未了の事業等（公共事業、政府開発援助等）を対象に評価（事業評価方式等）」欄には、法第7条第2項第2号の規定により事後評価が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省（行政評価局）は、前記のとおり、

- ① 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価（法第12条第1項）
 - ② 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価（同条第2項）
- を行うこととされている。

【前記 I - 2 - (1) - イ（3 ページ以下）参照】

(1) 政策の評価に関する計画

評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての法第12条第1項及び第2項の規定に基づく評価に関する計画を定めなければならないとされ、また法第13条第2項において、同計画で定めなければならない事項が規定されている。これらの規定に基づき定める計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

平成24年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画は、平成24年4月策定の行政評価等プログラムにおいて、以下のような事項を定めている。

- 評価の実施に関する基本的な方針
 - ・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）を重点的かつ計画的に実施
 - ・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進
- 平成24年度から平成26年度までの3年間に実施する評価のテーマ
 - ・ 消費者取引に関する政策評価
 - ・ 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化（バリアフリー）対策に関する政策評価
 - ・ 水資源の有効利用対策に関する政策評価
 - ・ 政府開発援助（ODA）に関する政策評価
- 平成24年度に実施する評価のテーマ
 - ・ 消費者取引に関する政策評価
 - ※ 既に実施中のもの（総合性確保評価）
 - ・ 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価
 - ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価

なお、総務省は、行政評価等プログラムについて、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成25年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画については、平成25年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、公表している。また、総務省が行う政策の評価のテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(2) 政策の評価の実施状況等

ア 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省は、平成24年度において、統一性又は総合性を確保するための評価について3テーマを実施した。

このうち、1テーマについては、評価の結果を取りまとめ、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した。

また、その他の2テーマについては、評価を実施中である（平成25年3月末現在）。

なお、平成22年度から平成24年度までに評価の結果を取りまとめたテーマのうち、3テーマについては、評価の結果の政策への反映状況が総務省に報告されている。

これらの状況の概要は表14のとおりである。

表14 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

区分	評価の実施状況及び評価の結果の政策への反映状況の概要	
評価の結果を取りまとめ、公表した1テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価（平成24年4月20日勧告、公表） 	<p>（評価の結果及び勧告の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策については、法曹人口の拡大による弁護士ゼロ・ワン地域のほぼ解消など国民の法的サービスへのアクセス改善のための基盤整備などに一定の効果あり。 一方、司法試験の年間合格者数に係る目標値、法科大学院における教育の質の向上、法科大学院の入学定員の更なる削減、他校との統廃合等について課題があることから、改善方策を勧告した。
評価を実施中の2テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 消費者取引に関する政策評価 	
評価の結果の政策への反映が図られた3テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価（平成24年4月20日勧告、公表） 	<p>（評価の結果の政策への反映状況の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 司法試験合格者数に関する年間数値目標については、法曹養成制度関係閣僚会議及び同会議の下に設置された法曹養成制度検討会議において検討が行われており、平成25年8月2日までに一定の結論を得ることとされている。 法科大学院における教育の質の向上については、「法科大学院教育改善プラン」が策定・公表され、これに沿った取組が行われている。具体的には、法科大学院の入学定員の削減について、i)平成24年度改善状況調査の対象に入学定員充足率5割未満の法科大学院等を新たに追加する、ii)公的支援の見直しに係る指標として「入学定員の充足率」を新たに追加する等の取組が行われている。
	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の防止等に関する政策評価（平成24年1月20日勧告、公表） 	<p>（評価の結果の政策への反映状況の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会の調整機関等に対し、養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、具体的に留意すべき事項を示すなど、児童虐待の発生予防の取組が促進されたほか、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の実践事例集」の作成・地方公共団体への配布など、同協議会の機能強化の取組も推進された。 全国家庭教育支援研究協議会が開催され、児童

		<p>虐待予防の観点から、地域人材によるアウトリーチ支援等の取組が有効であることが再確認され、その協議内容を収録したDVDを都道府県・指定都市教育委員会へ配布するほか、平成25年度から、保護者等へ家庭教育に関する情報提供等を行う家庭教育支援員を小学校等に配置する事業が補助事業の1項目とされるなど、地方公共団体による児童虐待の発生予防の取組が促進された。</p>
	<p>・バイオマスの利活用に関する政策評価（平成23年2月15日勧告、公表）</p>	<p>（評価の結果の政策への反映状況の概要）</p> <p>○ バイオマス活用推進基本計画の目標を達成していくため、平成24年9月に関係府省が共同で「バイオマス事業化戦略」及びその工程表を策定し、この方針の下に関係府省が連携して施策を推進している。また、同基本計画の目標の達成状況を定期的に把握・点検するため、バイオマス種類ごとの利用率等を調査し公表した。今後、総合的な施策の効果等の点検を行って基本計画の中間見直しを行う。</p>

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、平成 24 年度に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、表 15 のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表15 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

平成24年度における点検活動の実施状況
<p>【租税特別措置等に係る政策評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各行政機関が行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。○ 対象とした政策評価は、12 行政機関に係る 163 件であり、平成 24 年 10 月 31 日に点検結果を税制調査会に報告するとともに、関係行政機関に通知し、公表。○ 点検の結果、130 件の評価について課題を指摘。○ 指摘した課題の主な内容は、以下のとおり。<ul style="list-style-type: none">・ 税収減と効果を対比して説明しているが、租税特別措置等以外の要因の効果を含めたものを効果としているため、その説明に疑問がある。・ 租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることの説明が不十分である。
<p>【規制の事前評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。○ 対象とした政策評価は、10 行政機関に係る 63 件であり、平成 24 年 5 月 31 日に 24 件、7 月 31 日に 22 件、12 月 7 日に 7 件、平成 25 年 4 月 5 日に 10 件の点検結果を関係行政機関に通知し、公表。○ 点検の結果、35 件の評価について課題を指摘。○ 指摘した課題の主な内容は、以下のとおり。<ul style="list-style-type: none">・ 評価書に記載されているもの以外の要素の費用が発生又は増減することが見込まれる場合には、要素を可能な限り具体的に列挙し、説明する必要がある。・ 費用及び便益を説明することとどまり、費用と便益の関係の分析の結果を示していない評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
<p>【公共事業に係る政策評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各行政機関が行った個々の公共事業に係る政策評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。○ 対象とした政策評価は、4 行政機関に係る 11 事業 94 件であり、平成 25 年 4 月 5 日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表。○ 点検の結果、13 件の評価について、個別に課題を指摘。また、4 事業については、事業ごとに共通する課題も指摘。○ 指摘した課題の主な内容は、以下のとおり。<ul style="list-style-type: none">・ 個別評価に係る課題 計上する便益の算出過程に疑問がある。・ 事業ごとに共通する課題 費用対効果分析マニュアル等の内容や運用等に疑問がある。

IV 各行政機関が行う政策評価 〔行政機関別状況〕

内閣府

《内閣府》

表 1-1 内閣府の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	内閣府本府政策評価基本計画（平成 23 年 4 月 1 日決定） 平成 23 年 12 月 7 日一部改正 平成 24 年 3 月 21 日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	○ 平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間 ○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第 9 条及び法施行令第 3 条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 計画期間内に評価の対象とする政策は 21 政策 81 施策 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策(狭義)等。 実績評価方式：内閣府本府の主要な行政目的に係る政策(狭義)及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心。 租税特別措置等：法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努めるものとし、租税特別措置等に係るガイドラインに基づき実施。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業(予算要求(機構・定員要求を含む。)、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等)及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。 ○ 内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に関係する政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成 24 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 24 年 3 月 21 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの)及び評価の方式 2 未着手・未了(法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに区分されるもの) 3 その他の政策(法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの)	○ 実績評価：21 政策 該当する政策なし 該当する政策なし

表 1-2 内閣府における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価		事業評価方式：17件 (租税特別措置等) 〔表1-3-ア〕	租税特別措置等の 新設、拡充又は延長 が妥当	17	評価の結果を踏まえ、税制改 正要望を行うこととした	17	
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第 2項第1号)	実績評価方式：20件 〔80施策〕 〔表1-3-イ〕 {実績評価方式：21件} 〔表1-3-ウ〕	達成	50	1 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た(進める予定) 【引き続き推進】	16	
			概ね達成	23			
			未達成	1	2 評価結果を踏まえ、評価 対象政策の改善・見直しを 行った(することとした又 はする予定) 【改善・見直し】	3	
			達成に向けて進展	3	政策の重点化等	3	
			測定不能	2	3 評価結果を踏まえ、当該政策 を廃止した 【廃止、休止、中止】	1	
			集計中	1	〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 概算要求に反映 20件 機構・定員要求に反映 5件 (うち、機構2件、定員5件)		
			事業評価方式：1件 (東日本大震災に係る取 組) 〔表1-3-エ〕	未曾有の震災に対 して府を挙げて対 処しており、引き続 き推進することが 妥当	1	評価結果を踏まえ、引き続き 推進することとした 【引き続き推進】	1
			未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

(注) 1 { } は、評価実施中のもの(外数)である。

2 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は施策の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策の数を、それぞれ計上しているため、両者の数は一致しない。

表 1-3 内閣府における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る以下の 17 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日及び 25 年 2 月 28 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 1-3-ア 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設
2	PFI 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設
3	「国際戦略総合特区」における特例措置
4	地域活性化総合特区における特例措置の拡充
5	地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加
6	ふるさと投資（地域活性化小口投資）促進税制
7	データセンター地域分散化促進税制の創設
8	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長
9	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長
10	認定特定非営利活動法人への寄附金額が 2000 円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする
11	認定特定非営利活動法人への寄附金控除の年末調整対象化
12	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大（所得税）
13	公益社団・財団法人への寄附金額が 2000 円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする
14	特定収入に係る消費税制上の所要の措置（消費税）
15	公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化
16	子ども・子育て関連 3 法に伴う税制上の所要の措置
17	企業再生支援機構の地域経済活性化支援機構への改組・機能拡充に伴う所要の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 1-4-(1) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の 20 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 21 日に「平成 23 年度内閣府本府政策評価書（事後評価）」として公表。

表 1-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	適正な公文書管理の実施	達成：1 施策	引き続き推進
2	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	達成：1 施策 概ね達成：1 施策	引き続き推進
3	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	達成：1 施策	引き続き推進
4	経済財政政策の推進	達成：7 施策 概ね達成：4 施策 達成に向けて進展：1 施策 測定不能：1 施策	引き続き推進

5	地域活性化の推進	達成：4施策 概ね達成：2施策 達成に向けて進展：1施策	引き続き推進
6	地域主権改革の推進	達成：1施策	廃止、休止、中止
7	科学技術政策の推進	測定不能：1施策	改善・見直し
8	防災政策の推進	達成：3施策 概ね達成：2施策	改善・見直し
9	沖縄政策の推進	達成：2施策 概ね達成：4施策 集計中：1施策	引き続き推進
10	共生社会実現のための施策の推進	達成：12施策 概ね達成：4施策 未達成：1施策 達成に向けて進展：1施策	引き続き推進
11	栄典事務の適切な遂行	概ね達成：1施策	引き続き推進
12	男女共同参画社会の形成の促進	達成：7施策 概ね達成：1施策	改善・見直し
13	食品の安全性の確保	達成：2施策	引き続き推進
14	公益法人制度改革等の推進	達成：1施策 概ね達成：1施策	引き続き推進
15	経済社会総合研究の推進	達成：2施策 概ね達成：1施策	引き続き推進
16	迎賓施設の適切な運営	概ね達成：1施策	引き続き推進
17	北方領土問題の解決の促進	概ね達成：1施策	引き続き推進
18	国際平和協力業務等の推進	達成：1施策	引き続き推進
19	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	達成：4施策	引き続き推進
20	官民人材交流センターの適切な運営	達成：1施策	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表1-4-(2)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の21政策を対象として評価を実施中（平成25年8月公表予定）。

表1-3-ウ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
1	適正な公文書管理の実施
2	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
3	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進
4	経済財政政策の推進
5	地域活性化の推進
6	地域主権改革の推進
7	科学技術政策の推進
8	宇宙開発利用に関する施策の推進
9	防災政策の推進
10	沖縄政策の推進
11	共生社会実現のための施策の推進
12	栄典事務の適切な遂行
13	男女共同参画社会の形成の促進
14	食品の安全性の確保
15	公益法人制度改革等の推進
16	経済社会総合研究の推進
17	迎賓施設の適切な運営
18	北方領土問題の解決の促進
19	国際平和協力業務等の推進

20	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
21	官民人材交流センターの適切な運営

(3) 「平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の 1 事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 21 日に「平成 23 年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」として公表。

表 1-3-エ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	東日本大震災に係る取組	未曾有の震災に対して府を挙げて対処しており、引き続き推進することが妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表 1-4-(3)参照。

政策体系（内閣府）

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

政策	施策
1. 適正な公文書管理の実施	(1) 公文書管理制度の適正かつ円滑な運用
2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	(1) 重要施策に関する広報
	(2) 世論の調査
3. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	(1) 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理
4. 経済財政政策の推進	(1) 政府調達に係る苦情処理についての周知・広報
	(2) 対日直接投資の推進
	(3) 緊急雇用対策の実施
	(4) 道州制特区の推進
	(5) 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）
	(6) 市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善
	(7) 競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）
	(8) 「新しい公共」に関する施策の推進
	(9) 「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備
	(10) 市民活動の促進
	(11) 国内の経済動向の分析
	(12) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析
	(13) 海外の経済動向の分析
5. 地域活性化の推進	(1) 中心市街地活性化基本計画の認定
	(2) 構造改革特区計画の認定
	(3) 地域再生計画の認定
	(4) 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定
	(5) 地域再生支援利子補給金の支給
	(6) 環境未来都市の推進
	(7) 総合特区の推進
6. 地域主権改革の推進	(1) 地域主権改革に関する施策の推進
7. 科学技術政策の推進	(1) 原子力研究開発利用の推進（原子力政策大綱）
8. 防災政策の推進	(1) 防災に関する普及・啓発
	(2) 国際防災協力の推進
	(3) 災害復旧・復興に関する施策の推進
	(4) 防災行政の総合的推進（防災基本計画）
	(5) 地震対策等の推進
9. 沖縄政策の推進	(1) 駐留軍用地跡地利用の推進
	(2) 沖縄の離島の活性化
	(3) 沖縄振興計画の推進に関する調査
	(4) 沖縄における産業振興
	(5) 沖縄における社会資本等の整備
	(6) 沖縄の特殊事業に伴う特別対策
	(7) 沖縄の戦後処理対策

10. 共生社会実現のための施策の推進	(1) 子ども・若者育成支援の総合的推進（子ども・若者ビジョン）
	(2) 青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）
	(3) 子ども・子育て支援の総合的推進（子ども・子育てビジョン）
	(4) 子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する調査研究・人材育成等
	(5) 食育の総合的推進（食育推進基本計画）
	(6) 食育に関する調査研究等
	(7) 高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）
	(8) 高齢社会対策に関する調査研究・参画促進
	(9) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する調査研究等
	(10) 障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）
	(11) 障害者施策に関する調査研究・連携推進等
	(12) 交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）
	(13) 交通安全対策に関する調査研究・人材育成等
	(14) 犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）
	(15) 犯罪被害者等施策に関する調査研究・連携推進等
	(16) 自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）
	(17) 自殺対策に関する調査研究・人材育成等
	(18) 青年国際交流の推進
11. 栄典事務の適切な遂行	(1) 栄典事務の適切な遂行
12. 男女共同参画社会の形成の促進	(1) 男女共同参画施策の総合的推進（男女共同参画基本計画）
	(2) 男女共同参画に関する普及・啓発
	(3) 男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携
	(4) 国際交流・国際協力の促進
	(5) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組
	(6) 女性の参画の拡大に向けた取組
	(7) 新分野における男女共同参画の推進
	(8) 仕事と生活の調和の推進
13. 食品の安全性の確保	(1) 食品健康影響評価技術研究の推進
	(2) 食品安全の確保に必要な総合的施策の推進
14. 公益法人制度改革等の推進	(1) 新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
	(2) 特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整
15. 経済社会総合研究の推進	(1) 経済社会活動の総合的研究
	(2) 国民経済計算
	(3) 人材育成、能力開発
16. 迎賓施設の適切な運営	(1) 迎賓施設の適切な運営
17. 北方領土問題の解決の促進	(1) 北方領土問題解決促進のための施策の推進
18. 国際平和協力業務等の推進	(1) 国際平和協力業務等の推進
19. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	(1) 政府・社会等に対する提言等
	(2) 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動
	(3) 科学の役割についての普及・啓発
	(4) 科学者間ネットワークの構築
20. 官民人材交流センターの適切な運営	(1) 民間人材登用等の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、内閣府ホームページ(http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h24/taiou_h24.pdf)参照

宮内庁

《宮内庁》

表 2-1 宮内庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	宮内庁政策評価基本計画（平成24年3月30日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年度から28年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基準とする。
	3 事後評価の対象等	○ 対象としようとする政策 (1) 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの (2) (1)に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの ○ 事業評価方式を基準とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 部局等は、予算要求、各種事業計画の策定等の企画立案作業において、評価結果を適時適切に反映し、反映状況を6月末を目途に長官官房秘書課及び長官官房主計課へ報告 ○ 主計課は、予算要求等の審査に際して、評価結果及び当該政策への反映状況を重要な情報として活用 ○ 秘書課は、当該政策への反映状況を審査し、部局等及び主計課に対し、必要に応じ意見を述べる。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見及び要望を受け付けるための窓口は、秘書課とし、インターネットのホームページ等により受け付けるものとする。
実施計画の名称	平成24年度宮内庁政策評価実施計画（平成24年3月30日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	該当する政策なし
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 2-2 宮内庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—

表 2－3 宮内庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

該当する政策なし

公正取引委員会

《公正取引委員会》

表 3-1 公正取引委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 4 月 1 日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 23 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日までの 3 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、総合評価又は事業評価の方式で行う。 ○ 事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。 ○ 法施行令第 3 条第 6 号の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うこととする。また、同号において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めることとする。
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、事業評価、実績評価及び総合評価の方式により評価することとし、評価方式については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課室は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映することとする。 ○ 政策所管課室は、各施策等についての政策評価結果を基に、官房総務課、経済取引局総務課、取引部取引企画課及び審査局管理企画課と協議の上、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について、公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。 ○ 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 基本計画、政策評価結果等については、官房総務課及び各地方事務所等の窓口並びに公正取引委員会のホームページ上において、一般からの意見・要望等を受け付け、公正取引委員会の政策評価に適切に反映させるものとする。
実施計画の名称	平成 24 年度公正取引委員会政策評価実施計画（平成 24 年 3 月 30 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：7 施策
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 3-2 公正取引委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：2件 (規制) 〔表3-3-ア〕	規制の新設は妥当	2	評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した	2
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：7件 〔表3-3-イ〕 ≪実績評価方式：1件≫ 〔表3-3-ウ〕	有効性・効率性等が認められる	7 ≪ 1 ≫	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	7 ≪ 1 ≫
	≪概算要求及び機構・定員要求への反映≫ 概算要求に反映 7件 ≪ 1件 ≫ 機構・定員要求に反映 2件 (うち、定員2件)					
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) ≪ ≫ は、「平成 22 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成 23 年 3 月 30 日に公表し、「平成 22 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 3-3 公正取引委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設に係る以下の1政策(2件)を対象として評価を実施し、その結果を「規制の事前評価書」として平成25年3月22日に公表。

表 3-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保(2件)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表3-4-(1)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成24年度においては、実績評価方式を用いて、「平成24年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の7施策を対象として評価を実施し、その結果を「実績評価書」として平成24年9月7日に公表。

表 3-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1 独占禁止法違反行為に対する措置等			
1	企業結合の迅速かつ的確な審査	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
2	独占禁止法違反行為に対する厳正な対処	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
2 下請法違反行為に対する措置等			
3	取引慣行等の適正化	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
4	下請法の的確な運用	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
3 競争政策の広報・広聴等			
5	競争政策の広報・広聴	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
6	海外の競争当局等との連携の推進	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
7	競争的な市場環境の創出	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表3-4-(2)参照。

- (2) 以下の1施策は、「平成22年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成23年3月30日に公表し、「平成22年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映

状況として 25 年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

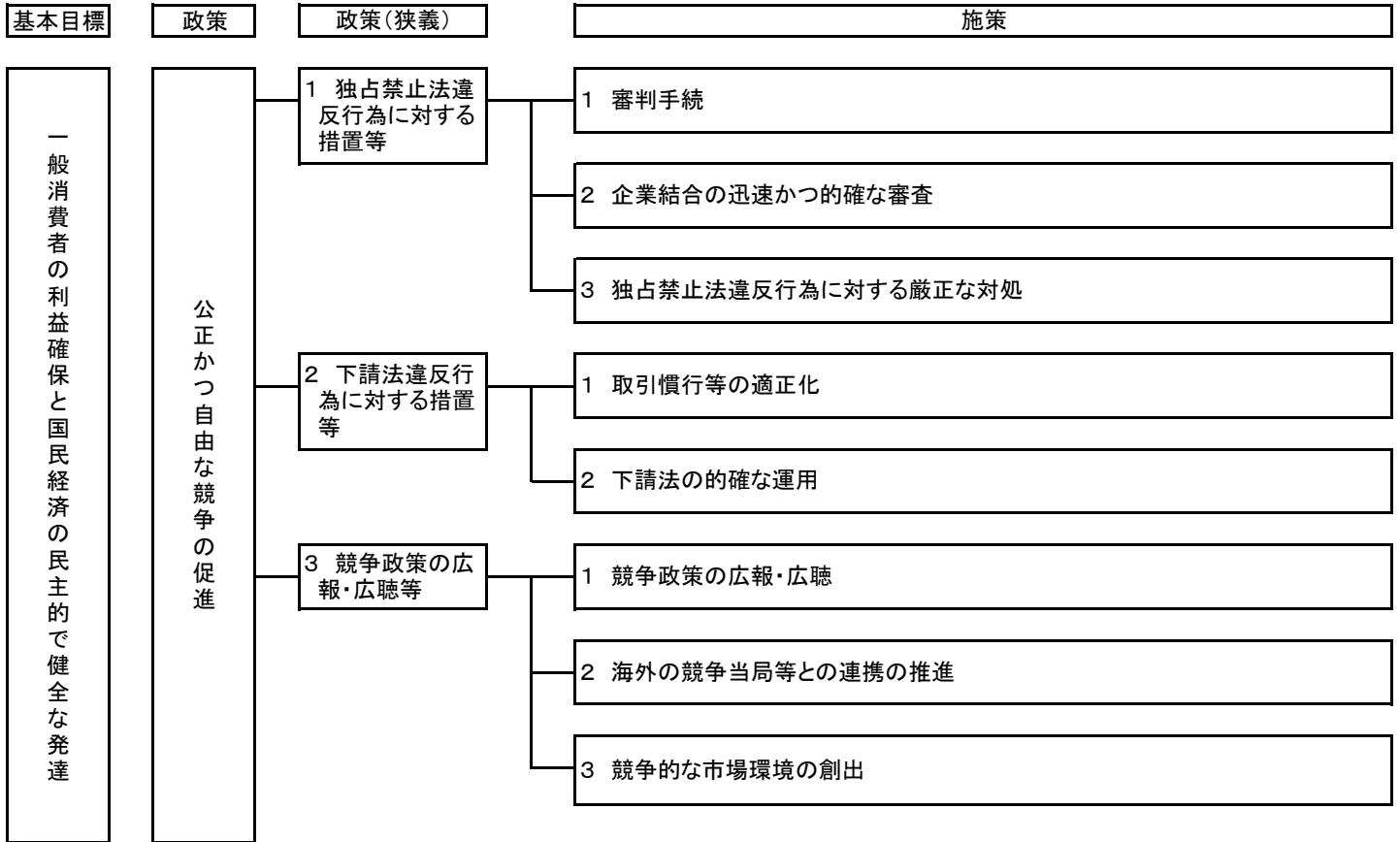
表 3-3-ウ 実績評価方式により平成 23 年度以前に事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	迅速かつ実効性のある法運用		
1	審判手続	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 3-4-(3) 参照。

政策体系(公正取引委員会)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

(注) 政策ごとの予算との対応については、公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp/info/seisakuyosan25.pdf>)参照

国家公安委员会・警察厅

《国家公安委員会・警察庁》

表 4-1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成24年3月29日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年4月1日から27年3月31日まで ○ 政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。 ○ 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。 ○ 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を設定した上で実施する。 事業評価方式：既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため、実施する。 総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの ○ 計画期間内に対象とする政策：14政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、長官官房総務課とする。また、警察庁ウェブサイトにも国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。 ○ 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。
実施計画の名称	平成24年度政策評価の実施に関する計画（平成24年3月29日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価： <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成23年度を評価期間とする7の基本目標と29の業績目標について評価書を作成。 (2) 平成24年度を評価期間とする7の基本目標と

		<p>18の業績目標について評価を実施（25年度に評価書を作成）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価：7の規制について評価書を作成。 ○ 総合評価：評価書を作成しない。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

（注） このほか、7の基本目標と18の業績目標について定めた「平成24年度実績評価計画書」（平成24年3月）を策定している。

表 4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：6件 (規制) 〔表4-3-ア〕	規制の新設は妥当	6	評価結果を踏まえ、新規規制を 内容の一部とする改正法案を 国会へ提出	6
事後 評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：29件 〔表4-3-イ〕	達成	6	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める 予定） 【引き続き推進】	29
			おおむね達成	19		
		達成が十分とは 言い難い	4			
		事業評価方式：7件 (規制) 〔表4-3-エ〕	有効性及び効率 性が認められる	4	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	7
		有効性及び効率 性を十分に検証 できるまでには 至っていない	3			
	未着手 (法第7条第 2項第2号 イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第 2項第2号 ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の 政策 (法第7条第 2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 4-3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の6政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年3月29日に「規制の事前評価書」として公表。

表 4-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
道路交通法の一部改正	
1	自転車の制動装置に係る検査、応急措置命令等
2	自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講命令
3	病気の症状に関する質問票への虚偽記載等の禁止
4	取消処分者講習の受講対象の拡大
5	一定の病気を理由に免許を取り消された場合における免許再取得時の試験の一部免除
6	一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の暫定的停止

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表4-4-(1)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。
実績評価方式を用いて、「平成23年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標に係る29の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成24年7月19日に「平成23年度実績評価書」として公表。

表 4-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本目標1 市民生活の安全と平穩の確保			
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	おおむね達成	引き続き推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	おおむね達成	引き続き推進
3	少年非行の防止	おおむね達成	引き続き推進
4	犯罪等からの少年の保護	おおむね達成	引き続き推進
5	良好な生活環境の保持	達成が十分とは言い難い	引き続き推進
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	おおむね達成	引き続き推進
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止	達成	引き続き推進
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進			
8	重要犯罪に係る捜査の強化	達成	引き続き推進
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化	おおむね達成	引き続き推進
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	おおむね達成	引き続き推進
11	振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	達成が十分とは言い難い	引き続き推進
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進	おおむね達成	引き続き推進
13	被疑者取調べの適正化の更なる推進	おおむね達成	引き続き推進

基本目標 3 組織犯罪対策の強化			
14	暴力団の存立基盤の弱体化	おおむね達成	引き続き推進
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	達成が十分とは言い難い	引き続き推進
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	達成が十分とは言い難い	引き続き推進
17	来日外国人犯罪対策の強化	おおむね達成	引き続き推進
18	犯罪収益対策の推進	おおむね達成	引き続き推進
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保			
19	歩行者・自転車利用者の安全確保	おおむね達成	引き続き推進
20	高齢運転者による交通事故の防止	達成	引き続き推進
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	おおむね達成	引き続き推進
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	達成	引き続き推進
23	道路交通環境の整備	おおむね達成	引き続き推進
基本目標 5 国の公安の維持			
24	重大テロ事案等の予防鎮圧	達成	引き続き推進
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	達成	引き続き推進
26	警備犯罪取締りの的確な実施	おおむね達成	引き続き推進
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	おおむね達成	引き続き推進
基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実			
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	おおむね達成	引き続き推進
基本目標 7 安心できるIT社会の実現			
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	おおむね達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表4-4-(2)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標に係る18の業績目標を対象として評価を実施中（平成25年度中に公表予定）。

表4-3-ウ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保	
1	総合的な犯罪抑止対策の推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
3	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止
基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進	
4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
7	科学技術を活用した捜査の更なる推進
8	被疑者取調べの適正化の更なる推進
基本目標 3 組織犯罪対策の強化	
9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
10	来日外国人犯罪対策の強化
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保	
11	歩行者・自転車利用者の安全確保
12	運転者対策の推進

13	道路交通環境の整備
基本目標5 国の公安の維持	
14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
16	対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
基本目標6 犯罪被害者等の支援の充実	
17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標7 安心できるIT社会の実現	
18	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

- (3) 事業評価方式を用いて、「平成24年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の7の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成25年3月22日に「事業評価書 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）により新設された規制」、「事業評価書 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）により新設された規制」、「事業評価書 道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制」及び「銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成19年法律第120号）により新設された規制」として公表。

表4-3-エ 事業評価方式により事後評価した政策（規制）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）により新設された規制			
1	3月を超えない範囲の期間の使用制限命令を命ずることができる自動車の種類への中型自動車の追加	有効性及び効率性を十分に検証できるまでには至っていない	引き続き推進
2	中型免許を受けた者に対する運転制限	有効性及び効率性を十分に検証できるまでには至っていない	引き続き推進
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）により新設された規制			
3	金融機関以外の特定事業者に対する顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務規定の創設	有効性及び効率性が認められる	引き続き推進
4	外国為替取引に係る通知制度の創設	有効性及び効率性が認められる	引き続き推進
5	疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務についての報告徴収、立入検査及び是正命令制度の創設	有効性及び効率性が認められる	引き続き推進
道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制			
6	運転免許証の提示義務の拡大	有効性及び効率性が認められる	引き続き推進
銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成19年法律第120号）により新設された規制			
7	銃砲刀剣類所持等取締法における両罰規定の適用対象犯罪の拡大	有効性及び効率性を十分に検証できるまでには至っていない	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表4-4-(3)参照。

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穩の確保	1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
	2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
	3 少年非行の防止
	4 犯罪等からの少年の保護
	5 良好な生活環境の保持
	6 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
	7 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪に係る捜査の強化
	2 重要窃盗犯に係る捜査の強化
	3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
	4 振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
	5 科学技術を活用した捜査の更なる推進
	6 被疑者取調べの適正化の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団の存立基盤の弱体化
	2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
	3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
	4 来日外国人犯罪対策の強化
	5 犯罪収益対策の推進
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保
	2 高齢運転者による交通事故の防止
	3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
	4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
	5 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等の予防鎮圧
	2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
	3 警備犯罪取締りの的確な実施
	4 国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

(注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ(http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/h24_seisaku_yosan.pdf)参照

金融庁

《金融庁》

表5-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成24年5月31日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年4月1日から29年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 評価の対象は、次のとおり。 ① 法第9条及び法施行令第3条第1号から第5号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助） ② 法第9条及び法施行令第3条第6号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策） ③ 法第9条及び法施行令第3条第7号及び第8号に該当する政策（租税特別措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税関係の措置の新設、拡充及び延長を目的とする政策） ④ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（①を除く） ⑤ ①に準ずるもので、社会的影響の大きい政策
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。ただし、法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策については、「租税特別措置等に係るガイドライン」等に基づき実施する。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策 事業評価：法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの 総合評価：政策の決定から一定期間を経過した政策 租税特別措置等に係る政策の事後評価：法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算、機構・定員、税制改正要望、法令審査等を取りまとめ部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等）に活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページにおいて意見を受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。
実施計画の名称	平成24年度金融庁政策評価実施計画（平成24年5月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：20施策 ○ 事業評価：過去に事前評価を実施し平成24年度に効果が発現する予定の事業（成果重視事業については、平成24年度中の効果の発現予定の有無に関わらず事後評価を実施） ○ 政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実

		現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策等
	2 未着手・未了 (法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの)	該当する政策なし
	3 その他の政策 (法第7条第2項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

表5-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：1件 (新規事業) 〔表5-3-ア〕	実施は妥当	1	評価結果を踏まえ、評価対象事業 (施策)を実施することとした	1	
				〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 1件)		
	事業評価方式：6件 (規制) 〔表5-3-イ〕	規制の新設又は改 廃は妥当	6	評価結果を踏まえ、政令等を制定 又は改正した(改正する予定)	6	
	事業評価方式：8件 (租税特別措置等) 〔表5-3-ウ〕	租税特別措置等の 新設、拡充又は延長 は妥当	8	評価結果を踏まえ、税制改正要望 を行った	8	
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第 2項第1号)	実績評価方式：24件 〔表5-3-エ〕 〔実績評価方式：20件〕 〔表5-3-オ〕	2	1 評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2	
				2 評価結果を踏まえ、評価対象 政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	22	
			22	〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 15件 機構・定員要求に反映 12件 うち、機構6件、定員12件)		
	事業評価方式：2件 (成果重視事業1件含む) 〔表5-3-カ〕	取組を引き続き推 進	1	1 評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
				2 事業は終了しているが、評価 結果を踏まえ、これまでの取組 を引き続き進めた	1	
			1	〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 1件)		
	事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表5-3-キ〕	取組を引き続き推 進	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
未着手 (法第7条第 2項第2号 イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第 2項第2号 ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の 政策 (法第7条第 2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表5-3 金融庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成25年度概算要求に係る1新規・拡充事業を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「平成24年度事業評価書」として公表。

表5-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	金融庁行政情報化LANシステム設計・構築経費（次期LANシステム）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表5-4-(1)参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の6政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年5月23日、6月26日、7月31日、10月12日及び25年2月4日に「規制の事前評価書」として公表。

表5-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	少額短期保険業に係る規制の見直し
2	保険会社の子会社等への与信に係る大口与信規制の見直し
3	P T S取引における公開買付規制（5%ルール）の適用除外
4	臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化
5	A I J投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制の見直し
6	信用金庫・信用組合による会員・組合員の外国子会社への資金の貸付け等の解禁

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表5-4-(2)参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の8政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日及び25年3月1日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表5-3-ウ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	自動発注サーバに係る非課税措置の創設
2	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化等
3	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し
4	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
5	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充
6	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用
7	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係）
8	企業再生支援機構の地域経済活性化支援機構への改組・機能拡充に伴う所要の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表5-4-(3)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 24 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 23 年度実績評価書」として公表。

表 5-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本政策 I 金融機能の安定の確保			
施策目標 1 金融機関が健全に経営されていること			
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
施策目標 2 金融システムの安定が確保されていること			
3	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
5	アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支援、自らも展開する金融業の支援	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
基本政策 II 預金者、保険契約者、投資者等の保護			
施策目標 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること			
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	施策の達成に向けて成	引き続き推進

		果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	
施策目標 2 公正、透明な市場を確立し維持すること			
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組の促進	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
12	市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
14	公認会計士監査の充実・強化	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
基本政策Ⅲ 円滑な金融等			
施策目標 1 活力のある市場を構築すること			
15	多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
16	決済システム等の整備・定着	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
17	専門性の高い人材の育成等	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
18	個人投資家の参加拡大	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
施策目標 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること			
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
20	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円	施策の達成に向けて一	改善・見直し

	滑化及び地域密着型金融の推進	定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	
施策目標 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること			
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	引き続き推進
（業務支援基盤整備に係る施策）			
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
23	行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
24	専門性の高い調査研究分析の実施	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表5-4-(4)参照。

（2）所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 24 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 20 施策を対象に評価を実施中（平成 25 年 8 月公表予定）。

表 5-3-オ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策		
基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定			
1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備		
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備		
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応		
基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上			
4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備		
5	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備		
6	資金形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備		
基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築			
7	市場インフラの構築のための制度・環境整備		
8	市場機能の強化のための制度・環境整備		
9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備		
10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備		
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備		
基本政策Ⅳ 横断的施策			
12	国際的な政策協調・連携強化		
13	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調		
14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備		
15	金融行政についての情報発信の強化		
16	金融経済リテラシー（基礎知識・活用能力）の向上のための環境整備		

(業務支援基盤の整備のための取組み)	
17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上
18	学術的成果の金融行政への導入・活用
19	金融行政における情報システムの活用
20	災害等発生時における金融行政の継続確保

(3) 事業評価方式を用いて、「平成 24 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価（事前評価）を実施し、平成 24 年度に効果が発現する事業のうち以下の 1 事業及び 1 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度事業評価書」として公表。

表 5-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	電子データ保全解析及び証拠化機材の整備	実施は妥当	—
2	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 5-4-(5) 参照。
2 No.1 は、事業終了後の評価を実施したものである。

(4) 「平成 24 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 5-3-キ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 5-4-(6) 参照。

別表

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

基本政策	施策目標	施策
I 金融機能の安定の確保	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施
		(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止
		(2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献
II 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心してそのサービスを利用できること	(1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
		(2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実
		(3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立
		(4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応
	2 公正、透明な市場を確立し維持すること	(1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視
		(2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取り組みの促進
		(3) 市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着
		(4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保
		(5) 公認会計士監査の充実・強化
		(5) 公認会計士監査の充実・強化
III 円滑な金融等	1 活力のある市場を構築すること	(1) 多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備
		(2) 決済システム等の整備・定着
		(3) 専門性の高い人材の育成等
		(4) 個人投資家の参加拡大
	2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	(1) 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備
		(2) 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進
	3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境(ベター・レギュレーション)を実現すること	(1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上

(業務支援基盤整備に係る施策)

分野	課題	施策
1 人的資源	(1) 専門性の高い職員の育成・強化	(I) 職員の育成・強化のための諸施策の実施
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	(I) 行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	(I) 専門性の高い調査研究分析の実施

(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/seisaku24.pdf>)参照

消費者庁

《消費者庁》

表6-1 消費者庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	消費者庁政策評価基本計画（平成22年3月31日決定） 平成22年10月7日一部改正、平成23年11月4日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成21年9月1日から25年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第9条第1号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：消費者庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各課等は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を総務課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成24年度消費者庁政策評価実施計画（平成24年10月3日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：12施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表6-2 消費者庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：3件 (規制) 〔表6-3-ア〕	規制の新設が 妥当	3	1 評価結果を踏まえ、法案を国会に 提出した	1
					2 評価結果を踏まえ、政令等を改正 した(改正する予定)	2
事後 評価	実施計画期 間内の評価 対象政策 (法第7条第 2項第1号)	実績評価方式：12件 〔表6-3-イ〕	進捗があった	12	1 評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	5
					2 評価結果を踏まえ、評価対象 政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	7
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔概算要求に反映 9件 機構・定員要求に反映 6件 (うち、機構2件、定員6件)〕	
	未着手 (法第7条第 2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第 2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—		
	その他の政 策 (法第7条第 2項第3号)	該当する政策なし	—	—		

表6-3 消費者庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年12月17日、25年3月4日及び3月22日に「規制の事前評価書」として公表。

表6-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	訪問購入に係る規制内容の整備
2	特定商品等の預託等取引契約に関する法律による消費者への情報開示の強化
3	消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示への対応

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表6-4-(1)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成23年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の12施策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「平成23年度政策評価書(事後評価)」として公表。

表6-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	消費者政策の調整	進捗があった	改善・見直し
2	基本的な消費者政策の企画・立案・推進	進捗があった	改善・見直し
3	消費者事故等の情報の集約・分析・対応	進捗があった	改善・見直し
4	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	進捗があった	改善・見直し
5	個人情報保護に関する施策の推進	進捗があった	改善・見直し
6	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	進捗があった	引き続き推進
7	物価対策の推進	進捗があった	引き続き推進
8	地方消費者行政の推進	進捗があった	引き続き推進
9	消費者の安全確保のための施策の推進	進捗があった	改善・見直し
10	消費者取引対策の推進	進捗があった	引き続き推進
11	消費者表示対策の推進	進捗があった	改善・見直し
12	食品表示対策の推進	進捗があった	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表6-4-(2)参照。

政策体系(消費者庁)

※この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

政策分野	政策	施策
消費者政策	消費者政策の推進	消費者政策の調整
		基本的な消費者政策の企画・立案・推進
		消費者事故等の情報の集約・分析・対応
		消費生活に関する制度の企画・立案・推進
		個人情報保護に関する施策の推進
		消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進
		物価対策の推進
		地方消費者行政の推進
		消費者の安全確保のための施策の推進
		消費者取引対策の推進
		消費者表示対策の推進
		食品表示対策の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、消費者庁ホームページ (<http://www.caa.go.jp/info/yosan/pdf/24seisakuyosan.pdf>) 参照

復興庁

《復興庁》

表 7-1 復興庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	復興庁政策評価基本計画（平成24年3月30日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年2月10日から28年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第9条及び法施行令第3条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：復興庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等に係る政策の事後評価： 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努める。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 個別政策担当参事官及び調整担当参事官は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を政策評価担当参事官とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成24年度復興庁政策評価実施計画（平成24年9月26日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 政策体系に基づき対象とする政策：該当する政策なし ○ 租税特別措置等に係る政策：該当する政策なし
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

(注) 実施計画において、平成23年度中に実施した政策に係る事後評価については、平成24年度に実施する政策に係る事後評価と併せ、平成25年度に実施する旨を記載。

表 7-2 復興庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事前評価：6件 (租税特別措置等) 〔表7-3-ア〕	租税特別措置等の 新設又は拡充が妥 当	6	評価の結果を踏まえ、 税制改正要望を行う こととした	6
事後 評価	実施計画期間 内の評価対象 政策 (法第7条第2項第 1号)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未着手 (法第7条第2項第 2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第 2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第 3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

表7-3 復興庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る6政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表7-3-ア 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	東日本大震災事業者再生支援機構の登録免許税に係る免除手続の簡素化
2	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）
3	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用
4	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用
5	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用
6	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表7-4-(1)参照。

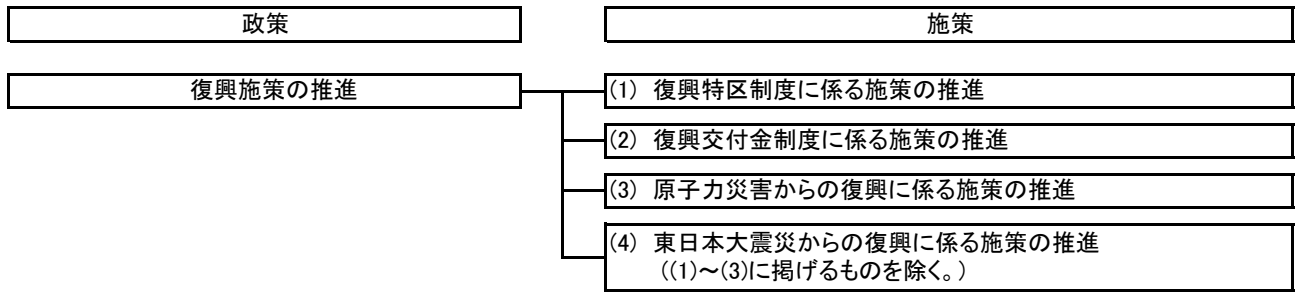
2 事後評価

該当する政策なし

別表

政策体系(復興庁)

※この政策体系は、平成24年度実施計画に定めるもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、復興庁ホームページ (<http://www.reconstruction.go.jp/topics/seisaku.pdf>) 参照

総務省

《総務省》

表 8 - 1 総務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	総務省政策評価基本計画（平成19年11月26日策定） 平成21年3月31日改正 平成22年3月30日改正 平成23年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策 (2) その他事前の検証が必要と認められる政策
	3 事後評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。 (1) 総務省の主要な政策については、実績評価方式による。 (2) 次のいずれかに該当する政策で実施計画で定めた政策については、当該政策の特性等に応じた評価方式による。 ア 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策（研究開発及び公共事業に限る。）であって、事後の検証が必要と認められるもの イ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（法第9条の規定に基づき事前評価を実施したものを除く。） ウ その他事後の検証が必要と認められる政策 (3) 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策については、総合評価方式による。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成24年度総務省政策評価実施計画（平成24年3月30日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：20の主要な政策（その他に成果重視事業3件） ○ 事業評価 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策であって、事後の検証が必要と認められるもの (2) 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 8-2 総務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：4件 (研究開発課題) 〔表8-3-ア〕	有効性・効率性等が認められる	4	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映	4	
	事業評価方式：3件 (規制) 〔表8-3-イ〕	必要性等が認められる	3	評価結果を踏まえ、法令等に反映	3	
	事業評価方式：8件 (租税特別措置等) 〔表8-3-ウ〕	必要性等が認められる	8	評価結果を踏まえ、税制改正要望等に反映	8	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：20件 〔表8-3-エ〕	順調に進捗した	18	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	18
			おおむね順調に進捗した	2	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	2
		政策の重点化等	1		1	
		<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 概算要求に反映 20件 機構・定員要求に反映 5件 (うち、機構2件、定員5件) 〕				
	事業評価方式：3件 〔表8-3-オ〕	有効性・効率性等が認められる	3	既に事業が終了しているため、概算要求等を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する	3	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

表 8-3 総務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度予算概算要求を行う以下の 4 の研究開発課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度事前事業評価書」として公表。

表 8-3-ア 個別研究開発課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	ビッグデータ時代に対応するネットワーク基盤技術の確立等
2	移動通信システムにおける三次元稠密セル構成及び階層セル構成技術の研究開発
3	ミリ波帯チャンネル高度有効利用適応技術に関する研究開発
4	無人航空機を活用した無線中継システムと地上ネットワークとの連携及び共用技術の研究開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 8-4-(1) 参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 3 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 12 月 27 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 8-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の範囲の見直し
2	屋内消火栓設備の技術上の基準の見直し
3	防火対象物の用途区分の見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 8-4-(2) 参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の 8 の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度政策評価書 (租税特別措置等に係る政策の事前評価書)」として公表。

表 8-3-ウ 租税特別措置等に係る政策を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	公共アプリケーション利活用促進税制の拡充及び延長
2	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
3	データセンター地域分散化促進税制の創設
4	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化 (振替地方公共団体金融機構債分)
5	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
6	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
7	技術研究組合の所得計算の特例
8	過疎地における営業所の住民税・事業税等の非課税措置の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 8-4-(3) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 24 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 20 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度主要な政策に係る評価書」として公表。

表 8-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国家公務員の人事管理の推進	おおむね順調に進捗した	改善・見直し
2	適正な行政管理の実施	順調に進捗した	引き続き推進
3	行政評価等による行政制度・運営の改善	おおむね順調に進捗した	改善・見直し
4	地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等	順調に進捗した	引き続き推進
5	地域振興（地域力創造）	順調に進捗した	引き続き推進
6	地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化	順調に進捗した	引き続き推進
7	地域主権型社会を担う地方税制度の構築	順調に進捗した	引き続き推進
8	選挙制度等の適切な運用	順調に進捗した	引き続き推進
9	電子政府・電子自治体の推進	順調に進捗した	引き続き推進
10	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	順調に進捗した	引き続き推進
11	情報通信技術高度利活用の推進	順調に進捗した	引き続き推進
12	放送分野における利用環境の整備	順調に進捗した	引き続き推進
13	情報通信技術利用環境の整備	順調に進捗した	引き続き推進
14	電波利用料財源電波監視等の実施	順調に進捗した	引き続き推進
15	I C T 分野における国際戦略の推進	順調に進捗した	引き続き推進
16	郵政行政の推進	順調に進捗した	引き続き推進
17	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	順調に進捗した	引き続き推進
18	恩給行政の推進	順調に進捗した	引き続き推進
19	公的統計の体系的な整備・提供	順調に進捗した	引き続き推進
20	消防防災体制の充実強化	順調に進捗した	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 8-4-(4) 参照。

(2) 事業評価方式を用いて、以下の 3 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度事後事業評価書」として公表。

表 8-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策（終了時）

No.	評価対象政策
1	準天頂衛星システムの研究開発
2	超高速光エッジノード技術の研究開発
3	次世代移動通信システムの周波数高度利用技術に関する研究開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 8-4-(5) 参照。

政策体系(総務省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

行政分野	主要な政策
1 行政改革・行政運営	1 国家公務員の人事管理の推進
	2 適正な行政管理の実施
	3 行政評価等による行政制度・運営の改善
2 地方行財政	4 地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等
	5 地域振興(地域力創造)
	6 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化
	7 地域主権型社会を担う地方税制度の構築
3 選挙制度等	8 選挙制度等の適切な運用
4 電子政府・電子自治体	9 電子政府・電子自治体の推進
5 情報通信 (ICT政策)	10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
	11 情報通信技術高度利活用の推進
	12 放送分野における利用環境の整備
	13 情報通信技術利用環境の整備
	14 電波利用料財源電波監視等の実施
	15 ICT分野における国際戦略の推進
6 郵政行政	16 郵政行政の推進
7 国民生活と安心・安全	17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
	18 恩給行政の推進
	19 公的統計の体系的な整備・提供
	20 消防防災体制の充実強化

(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000145326.pdf)参照

公害等調整委員会

《公害等調整委員会》

表 9 - 1 公害等調整委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公害等調整委員会政策評価基本計画（平成23年3月22日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 本計画期間内において事後評価の対象とする政策は、公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、関係部門の連携を図りつつ、今後の政策の企画立案作業(予算の要求等を含む。)等に適切に反映させるように努めるものとし、その反映状況については、総務大臣に通知するとともに公表するものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見又は要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課企画法規係とする。
実施計画の名称	平成24年度公害等調整委員会事後評価実施計画（平成24年3月26日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：2政策（4目標）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表9-2 公害等調整委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期 間内の評価 対象政策 (法第7条 第2項第1 号)	実績評価方式：4件 〔表9-3-ア〕 〔実績評価方式：4 件〕 〔表9-3-イ〕	目標が達成されて おり、今後ともこ れまでの取組を進 めていく	4	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	4
	〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 4件)					
	未着手 (法第7条 第2項第2 号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条 第2項第2 号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の 政策 (法第7条 第2項第3 号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表9-3 公害等調整委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成23年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の4目標（施策）を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月4日に「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書（平成23年度事後評価書）」として公表。

表9-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行			
政策1 公害紛争の処理			
1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	引き続き推進
2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	引き続き推進
政策2 土地利用の調整			
3	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	引き続き推進
4	土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表9-4-(1)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

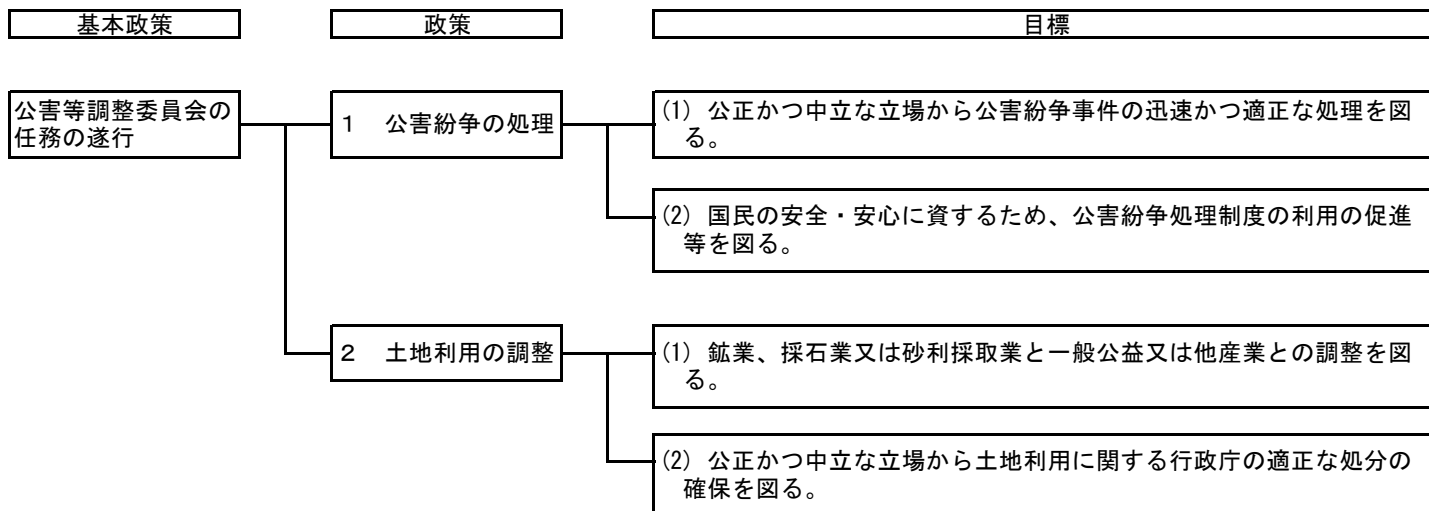
実績評価方式を用いて、「平成24年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の4目標（施策）を対象に評価を実施中（平成25年9月公表予定）。

表9-3-イ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行	
政策1 公害紛争の処理	
1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理
2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等
政策2 土地利用の調整	
3	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整
4	土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保

政策体系(公害等調整委員会)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000145326.pdf)参照

法務省

《法務省》

表 10-1 法務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	法務省政策評価に関する基本計画（平成23年8月26日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。 ・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。） ・ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 ・ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る政策 ・ 新規の政策のうち、大臣官房秘書課政策評価企画室又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。また、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行う。 ○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から3年程度の周期で評価対象を選定して行う。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び大臣官房秘書課組織係、同人事課、同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討する。 予算等担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、必要かつ相当な範囲で活用する。 このような取組により、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるように努めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付ける。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付する。
実施計画の名称	平成24年度法務省事後評価の実施に関する計画（平成24年8月27日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事業評価：3施策 ○ 実績評価：15施策 1 成果重視事業 ○ 総合評価：2施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 10-2 法務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：4件 〔表10-3-ア〕	新規採択事業としての要件を満たしている	4	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定） 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 （概算要求に反映 4件）	4
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：8件 （成果重視事業1件含む） 〔表10-3-イ〕	目標の達成に向けて順調に進捗した	7	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】	7
			{実績評価方式：16件} （成果重視事業1件含む） 〔表10-3-ウ〕	所期の成果を得ることができた	1	2 既に事業が終了しているため、概算要求等を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 7件 機構・定員要求に反映 2件 （うち、機構1件、定員1件） 〕
		総合評価方式：2件 〔表10-3-エ〕	目標の達成に向けて順調に進捗した	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】	2
		事業評価方式：1件 〔 一般財団法人関連事業：1件 〕 〔表10-3-カ〕	目標の達成に向けて順調に進捗した	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】	1
		事業評価方式：4件 〔表10-3-キ〕	所期の成果を得ることができた	4	今後も同様の結果が得られるよう努める	4
{事業評価方式：3件} 〔表10-3-ク〕						
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

（注）{ } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 10-3 法務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、以下の4事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成24年10月11日に「平成24年度法務省事前評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-ア 新規採択事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	[I-3-(1)]
1	法務に関する調査研究（性犯罪に関する総合的研究）
2	法務に関する調査研究（非行少年の保護者に関する研究）
	[VII-14-(2)]
3	施設の整備（奈良法務総合庁舎新営工事）
4	施設の整備（松江法務総合庁舎新営工事）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表10-4-(1)参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成24年度においては、実績評価方式を用いて、「平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、7施策及び1つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月24日に「平成23年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	法教育の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
2	検察権行使を支える事務の適正な運営	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
3	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
4	保護観察対象者等の改善更生等	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
5	医療観察対象者の社会復帰	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
6	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
7	登記情報システム再構築事業（成果重視事業）	所期の成果を得ることができた	—
8	法務行政における国際協力の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表10-4-(2)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 24 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、15 施策及び 1 つの成果重視事業を対象として評価を実施中。

表 10-3-ウ 実績評価方式により事後評価中の政策（施策）

No.	評価対象政策
1	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化
2	法教育の推進
3	検察権行使を支える事務の適正な運営
4	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備
5	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
6	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施
7	保護観察対象者等の改善更生等
8	医療観察対象者の社会復帰
9	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
10	登記事務の適正円滑な処理
11	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理
12	債権管理回収業の審査監督
13	人権の擁護
14	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
15	法務行政における国際協力の推進
16	出入国管理業務の業務・システムの最適化（成果重視事業）

(注) No.1～15 は平成 25 年 8 月、No.16 は 26 年 8 月に公表予定。

(3) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成 24 年度においては、総合評価方式を用いて、「平成 23 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、2 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 24 日に「平成 23 年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-エ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	人権の擁護	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
2	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 10-4-(3) 参照。

(4) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 24 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 2 施策を対象として評価を実施中。

表 10-3-オ 総合評価方式により事後評価中の政策

No.	評価対象政策
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備
2	出入国の公正な管理

(注) No.1 は平成 27 年 8 月、No.2 は 25 年 8 月に公表予定。

- (5) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 1 事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 5 月 9 日に「国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書について」として公表。

表 10-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
〔Ⅲ-9-(1)〕			
1	登記情報提供業務	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 10-4-(4) 参照。
2 評価対象政策名の上の〔〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

- (6) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 4 事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 24 日に「平成 23 年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策 (完了後)

No.	評価対象政策
〔Ⅰ-3-(1)〕	
1	法務に関する調査研究 (諸外国における位置情報確認制度の研究)
2	法務に関する調査研究 (飲酒 (アルコール) の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究)
〔Ⅶ-14-(2)〕	
3	施設の整備 (大阪法務局北出張所新営工事)
4	施設の整備 (苫小牧法務総合庁舎整備等事業)

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 10-4-(5) 参照。
2 評価対象政策名の上の〔〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

- (7) 事業評価方式を用いて、「平成 24 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 3 事業等を対象として評価を実施中。

表 10-3-ク 事業評価方式により事後評価中の政策

No.	評価対象政策
〔Ⅰ-3-(1)〕	
1	法務に関する調査研究 (家庭内の重大犯罪に関する研究)
〔Ⅶ-14-(2)〕	
2	施設の整備 (周南法務総合庁舎整備等事業)
3	施設の整備 (美祢社会復帰促進センター整備事業)

- (注) 1 評価対象政策名の上の〔〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。
2 平成 25 年 8 月に公表予定。

別表

政策体系(法務省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

基本政策	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備	1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備
	2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 法曹養成制度の充実 (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (4) 法教育の推進
	3 法務に関する調査研究	(1) 法務に関する調査研究
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	4 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営
	5 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施
	6 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生等 (2) 医療観察対象者の社会復帰
	7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
	8 団体の規制処分 of 適正な審査・決定	(1) 団体の規制処分 of 適正な審査・決定
III 国民の権利擁護	9 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督
	10 人権の擁護	(1) 人権の擁護
IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
V 出入国の公正な管理	12 出入国の公正な管理	(1) 出入国の公正な管理
VI 法務行政における国際化対応・国際協力	13 法務行政における国際化対応・国際協力	(1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	(1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/content/000083786.pdf>)参照

外務省

《外務省》

表 11-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成20年3月5日策定） 平成20年10月1日改定 平成21年9月24日改定 平成23年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<p>○ 平成20年度から24年度までの5年間</p> <p>○ 対象は、以下の政策とする。</p> <p>ア 政府開発援助</p> <p>(ア) 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(イ) 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 規制</p> <p>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）</p> <p>(ア) 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>(i) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第1項に規定する法人税関係特別措置</p> <p>(ii) 地方税法第757条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの</p> <p>(イ) そのほか、国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>なお、実施が義務づけられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して、必要と考えられる場合には適時に評価を行うものとする。</p> <p>ア 外交政策一般</p> <p>実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする。また、これらに加えて、必要と認められる政策については総合評価方式等を用いた評価を行うこととする。</p> <p>イ 租税特別措置等</p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、適切に実施するものとする。また、法人税関係以外の税目に関する租税特別措置等についても、積極的かつ自主的に事後評価を実施するよう努めるものとする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）等）に反映させる。</p> <p>○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。</p>

		○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 ア 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。 イ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、各関係課が自己評価を行う上で参考材料として活用する。
実施計画の名称	平成 25 年度（平成 24 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画（平成 24 年 4 月 17 日策定） 平成 25 年 3 月 14 日改定	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 7 の基本目標に係る 19 の施策（5 成果重視事業を含む）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに区分されるもの）	○ 未了：政府開発援助 17 案件
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 11-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		政府開発援助：65件 〔表 11-3-ア、イ〕 《政府開発援助：22件》 〔表 11-3-ウ〕	実施が妥当	65 《22》	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	65 《22》
					《概算要求及び機構・定員要求への反映》 （概算要求に反映 29件《22件》）	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	総合評価方式：20件 〔表 11-3-エ〕 {総合評価方式：19件} 〔表 11-3-オ〕	目標の達成に向けて相 当な進展があ った	7	1 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た 【引き続き推進】	7
			目標の達成 に向けて進 展があ った	13	2 評価結果を踏まえ、評価 対象政策の改善・見直しを 行った 【改善・見直し】	13
					政策の重点化等	10
					政策の一部の廃止、休止又 は中止	1
					《概算要求及び機構・定員要求への反映》 概算要求に反映 18件 機構・定員要求に反映 17件 （うち、機構4件、定員17件）	
未着手 （法第7条第2 項第2号イ）	政府開発援助：2件 〔表 11-3-カ〕	継続が妥当	2	評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2	
未了 （法第7条第2 項第2号ロ）	政府開発援助：9件 〔表 11-3-キ〕	継続が妥当	9	評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	9	
その他の 政策 （法第7条第2 項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

- (注) 1 { } は、評価を実施中のもの（外数）である。
 2 《 》は、平成 23 年度に評価結果が公表され、「平成 23 年度政策評価等の実施状況及びこれら
 の結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として
 新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 11-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 法第9条の規定に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成24年4月23日、5月7日、5月28日、6月4日、6月13日、6月18日、6月26日、7月9日、7月11日、8月22日、8月31日、10月9日、10月16日、12月6日、12月17日及び12月25日並びに平成25年1月17日、1月28日、2月12日、3月1日、3月5日、3月25日及び3月29日に「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 11-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「洪水対策支援計画」(カンボジア王国)
2	「保健社会向上センター建設計画」(ブルキナファソ)
3	「ピラ中央病院改善計画(本体工事)」(バヌアツ共和国)
4	「国内海上輸送改善計画」(マーシャル諸島共和国)
5	「ウゴング道路拡幅計画」(ケニア共和国)
6	「ルーガ州及びカオラック州中学校建設計画」(セネガル共和国)
7	「食糧備蓄能力強化計画」(バングラデシュ人民共和国)
8	「キンシャサ特別州国立職業訓練校整備計画」(コンゴ民主共和国)
9	「第五次小学校建設計画」(ブルキナファソ)
10	「首都圏電力供給能力向上計画」(パラオ共和国)
11	「ジュバ市水供給改善計画」(南スーダン共和国)
12	「シンズリ道路建設計画(第三工区)」(ネパール連邦民主共和国)
13	「パサック川東部アユタヤ地区洪水対策計画」(タイ王国)
14	「東部外環状道路(国道9号線)改修計画」(タイ王国)
15	「中部地域保健施設整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
16	「ナンプラ州中学校改善計画」(モザンビーク)
17	「食料生産基盤整備計画」(スーダン共和国)
18	「カッサラ市給水計画」(スーダン共和国)
19	「南東県ジャクメル病院整備計画」(ハイチ共和国)
20	「南部諸民族州小中学校建設計画」(エチオピア連邦民主共和国)
21	「第五次小学校建設計画」(ベナン共和国)
22	「ナカラ港緊急改修計画」(モザンビーク)
23	「モンロビア市電力復旧計画」(リベリア共和国)
24	「カラチ小児病院改善計画」(パキスタン・イスラム共和国)
25	「ジュバ河川港拡充計画」(南スーダン共和国)
26	「ナイル架橋建設計画」(南スーダン共和国)
27	「ダルエスサラーム市交通機能向上計画」(タンザニア連合共和国)
28	「国家広域開発計画(UNDP連携)」(アフガニスタン・イスラム共和国)
29	「ナンガルハール農村インフラ改善計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
30	「カブール県、バーミヤン県及びカピサ県における灌漑施設改修計画」 (アフガニスタン・イスラム共和国)
31	「住民参加型の都市開発支援計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
32	「第二次カブール国際空港駐機場改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
33	「デサブ南地区給水施設整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
34	「マイクログリッドシステム導入計画」(トンガ王国)
35	「シハヌーク州病院整備計画」(カンボジア王国)
36	「農業人材育成機関強化計画」(ミャンマー連邦共和国)
37	「気象観測装置整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
38	「ヤンゴン市フェリー整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
39	「小水力発電計画」(ラオス人民民主共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表11-4-(1)参照。

なお、平成25年度予算要求までに公表したNo.1～24については、予算要求に反映。

- (2) 法第9条の規定に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成24年5月28日、5月31日及び10月2日並びに平成25年1月17日、2月8日、2月21日、3月11日、3月25日及び3月29日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表11-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（有償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「モンバサ港周辺道路開発計画」(ケニア)
2	「バスラ製油所改良計画(Ⅰ)」(イラク共和国)
3	「タミル・ナド州送電網整備計画」(インド)
4	「デリー上水道整備計画」(インド)
5	「ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策計画」(インド)
6	「第八次開発政策借款」(インドネシア共和国)
7	「社会経済開発支援計画」(ミャンマー連邦共和国)
8	「ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設計画」(バングラデシュ人民共和国)
9	「全国送電網整備計画」(バングラデシュ人民共和国)
10	「カチプール・メグナ・グムティ第2橋建設及び既存橋改修計画(Ⅰ)」(バングラデシュ人民共和国)
11	「カルナフリ上水道整備計画(フェーズ2)」(バングラデシュ人民共和国)
12	「バングラデシュ北部総合開発計画」(バングラデシュ人民共和国)
13	「タナフ水力発電計画」(ネパール連邦民主共和国)
14	「大コロボ圏送配電損失率改善計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
15	「ハノイ市都市鉄道建設計画(1号線)フェーズⅠ(ゴックホイ車両基地)(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
16	「オモン3コンバインドサイクル発電所建設計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
17	「ゲアン省北部灌漑システム改善計画」(ベトナム社会主義共和国)
18	「気候変動対策支援プログラム(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
19	「ハノイ市エンサ下水道計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
20	「第一次経済運営・競争力強化貸付」(ベトナム社会主義共和国)
21	「第二期国道改修計画」(ベトナム社会主義共和国)
22	「ニャッタン橋(日越友好橋)建設計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
23	「マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張計画」(フィリピン共和国)
24	「貨物専用鉄道建設計画(フェーズ2)(第二期)」(インド)
25	「チェンナイ地下鉄建設計画(第三期)」(インド)
26	「ビハール州国道整備計画(フェーズ2)」(インド)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表11-4-(2)参照。

なお、平成25年度予算要求までに公表したNo.1～5については、予算要求に反映。

- (3) 以下の22案件(無償資金協力9、有償資金協力13)は、平成23年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「政策評価法に基づく事前評価書」として公表し、「平成23年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として平成25年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表 11-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成 23 年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
無償資金協力	
1	「カブール県及びパーミヤン県灌漑施設整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
2	「第二次クルガンチュベードウスティ間道路改修計画」(タジキスタン共和国)
3	「中央高地 3 県における学校建設計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
4	「ウガンダ北部アチョリ地域国内避難民帰還・再定住促進のためのコミュニティ再建計画」(ウガンダ共和国)
5	「カブール国際空港駐機場改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
6	「カブール市東西幹線道路等整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
7	「パーミヤン空港改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
8	「第二次農地改革地域橋梁整備計画」(フィリピン共和国)
9	「第二次中等学校改善計画」(マラウイ共和国)
有償資金協力	
10	「ギソン火力発電所建設計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
11	「ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設計画」(セルビア共和国)
12	「ガバスメドニン間マグレブ横断道路整備計画」(チュニジア共和国)
13	「カルシーテルメズ鉄道電化計画」(ウズベキスタン共和国)
14	「カイロ地下鉄四号線第一期整備計画」(エジプト・アラブ共和国)
15	「バンダラナイケ国際空港改善計画(フェーズ 2)」(スリランカ民主社会主義共和国)
16	「デリー高速輸送システム建設計画フェーズ 3」(インド)
17	「中部ルソン接続高速道路計画」(フィリピン共和国)
18	「ホアラック科学技術都市振興計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
19	「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
20	「ホーチミン市都市鉄道建設計画(ベンタイン〜スオイティエン間(1号線))(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
21	「国道 3 号線道路ネットワーク整備計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
22	「第二期南部ビンズオン省水環境改善計画」(ベトナム社会主義共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表 11-4-(3)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 24 年度(平成 23 年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の 7 の基本目標に係る 20 の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 8 月 29 日に「平成 24 年度外務省政策評価書(平成 23 年度に実施した施策に係る評価書)」として公表。

表 11-3-エ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本目標 I 地域別外交			
1	アジア大洋州地域外交	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
2	北米地域外交	目標の達成に向けて相当な進展があった	引き続き推進
3	中南米地域外交	目標の達成に向けて相当な進展があった	改善・見直し
4	欧州地域外交	目標の達成に向けて進展があった	改善・見直し
5	中東地域外交	目標の達成に向けて	改善・見直し

		進展があった	
6	アフリカ地域外交	目標の達成に向けて 相当な進展があった	改善・見直し
基本目標Ⅱ 分野別外交			
7	国際の平和と安定に対する取組	目標の達成に向けて 進展があった	改善・見直し
8	国際経済に関する取組	目標の達成に向けて 進展があった	引き続き推進
9	国際法の形成・発展に向けた取組	目標の達成に向けて 相当な進展があった	改善・見直し
10	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	目標の達成に向けて 進展があった	改善・見直し
基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策			
11	海外広報、文化交流	目標の達成に向けて 進展があった	改善・見直し
12	報道対策、国内広報、IT広報	目標の達成に向けて 相当な進展があった	改善・見直し
基本目標Ⅳ 領事政策			
13	領事業務の充実	目標の達成に向けて 相当な進展があった	改善・見直し
基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化			
14	外交実施体制の整備・強化	目標の達成に向けて 進展があった	改善・見直し
15	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	目標の達成に向けて 進展があった	引き続き推進
基本目標Ⅵ 経済協力			
16	経済協力	目標の達成に向けて 進展があった	改善・見直し
17	地球規模の諸問題への取組	目標の達成に向けて 相当な進展があった	改善・見直し
基本目標Ⅶ 分担金・拠出金			
18	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	目標の達成に向けて 進展があった	引き続き推進
19	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	目標の達成に向けて 進展があった	引き続き推進
20	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	目標の達成に向けて 進展があった	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表11-4-(4)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成25年度(平成24年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の7の基本目標に係る19の施策を対象として評価を実施中。

表11-3-オ 総合評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
基本目標Ⅰ 地域別外交	
1	アジア大洋州地域外交
2	北米地域外交
3	中南米地域外交
4	欧州地域外交
5	中東地域外交
6	アフリカ地域外交
基本目標Ⅱ 分野別外交	
7	国際の平和と安定に対する取組

8	国際経済に関する取組
9	国際法の形成・発展に向けた取組
10	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策	
11	国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策
基本目標Ⅳ 領事政策	
12	領事業務の充実
基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化	
13	外交実施体制の整備・強化
14	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革
基本目標Ⅵ 経済協力	
15	経済協力
16	地球規模の諸問題への取組
基本目標Ⅶ 分担金・拠出金	
17	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
18	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
19	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

- (3) 「平成24年度（平成23年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未着手（法第7条第2項第2号イ）の2案件を対象として評価を実施し、その結果を平成24年8月29日に「平成24年度外務省政策評価書（平成23年度に実施した施策に係る評価書）」として公表。

表11-3-カ 未着手の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「ビジャカパトナム港拡張計画」（インド）	継続が妥当	引き続き推進
2	「地方部インターネット利用拡充計画」（ベトナム）	継続が妥当	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表11-4-(5)参照。

2 平成24年度（平成23年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第7条第2項第2号イとして5案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により2案件を評価している。

- (4) 「平成24年度（平成23年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了（法第7条第2項第2号ロ）の9案件を対象として評価を実施し、その結果を平成24年8月29日に「平成24年度外務省政策評価書（平成23年度に実施した施策に係る評価書）」として公表。

表11-3-キ 未了の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「地中海道路建設計画」（モロッコ）	継続が妥当	引き続き推進
2	「コロンボ市配電網整備計画」（スリランカ）	継続が妥当	引き続き推進
3	「次世代航空保安システム整備計画」（フィリピン）	継続が妥当	引き続き推進
4	「アッパーコトマレ水力発電計画」（スリランカ）	継続が妥当	引き続き推進
5	「リハビリ・維持管理体制改善計画（水資源分野）」（インドネシア）	継続が妥当	引き続き推進
6	「サイゴン東西ハイウェイ建設計画（第二期）」（ベトナム）	継続が妥当	引き続き推進
7	「遼寧省鞍山市総合環境整備計画」（中国）	継続が妥当	引き続き推進
8	「山西省西龍池揚水発電所建設計画」（中国）	継続が妥当	引き続き推進
9	「アスタナ上下水道整備計画」（カザフスタン）	継続が妥当	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

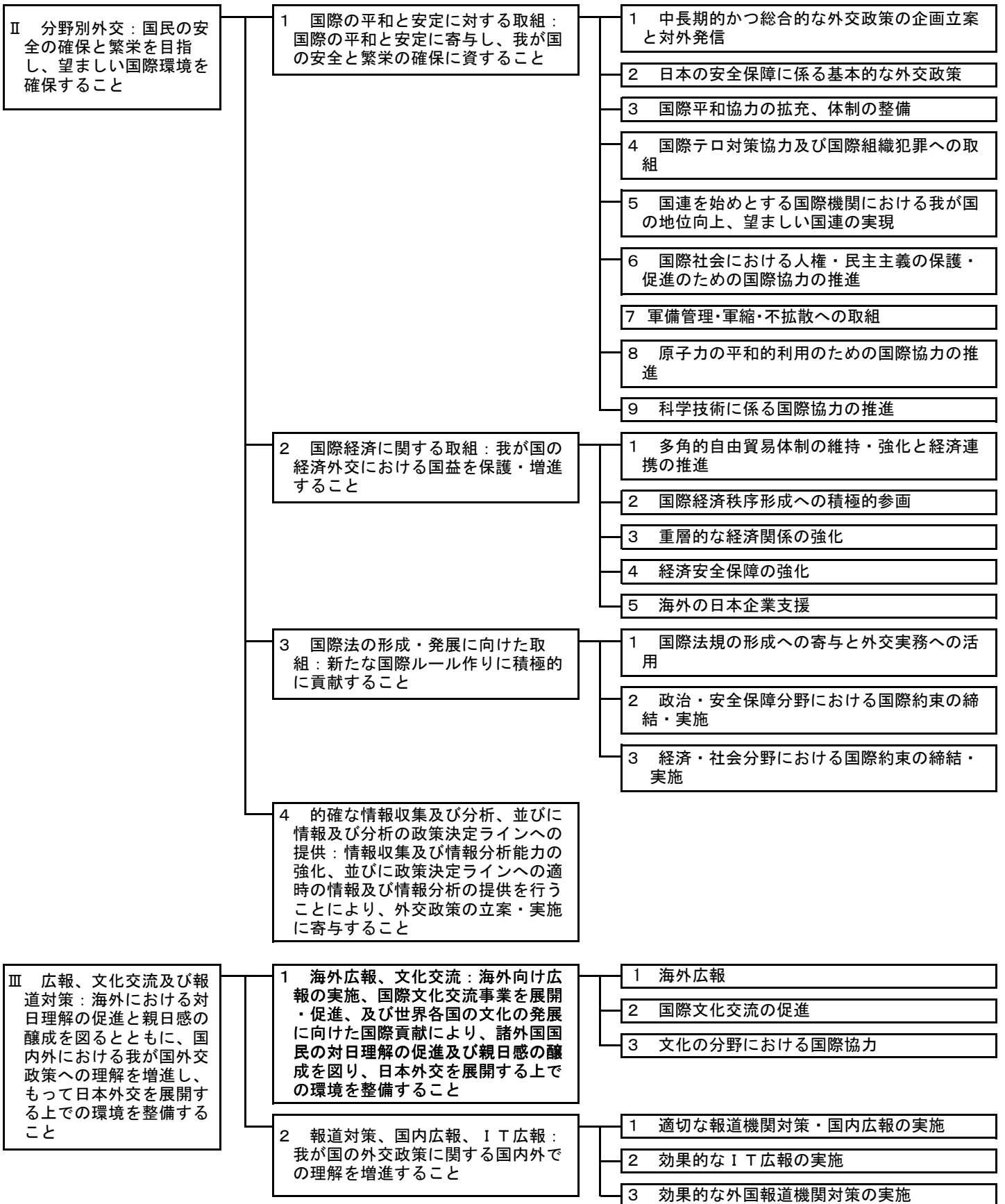
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 11-4-(6) 参照。

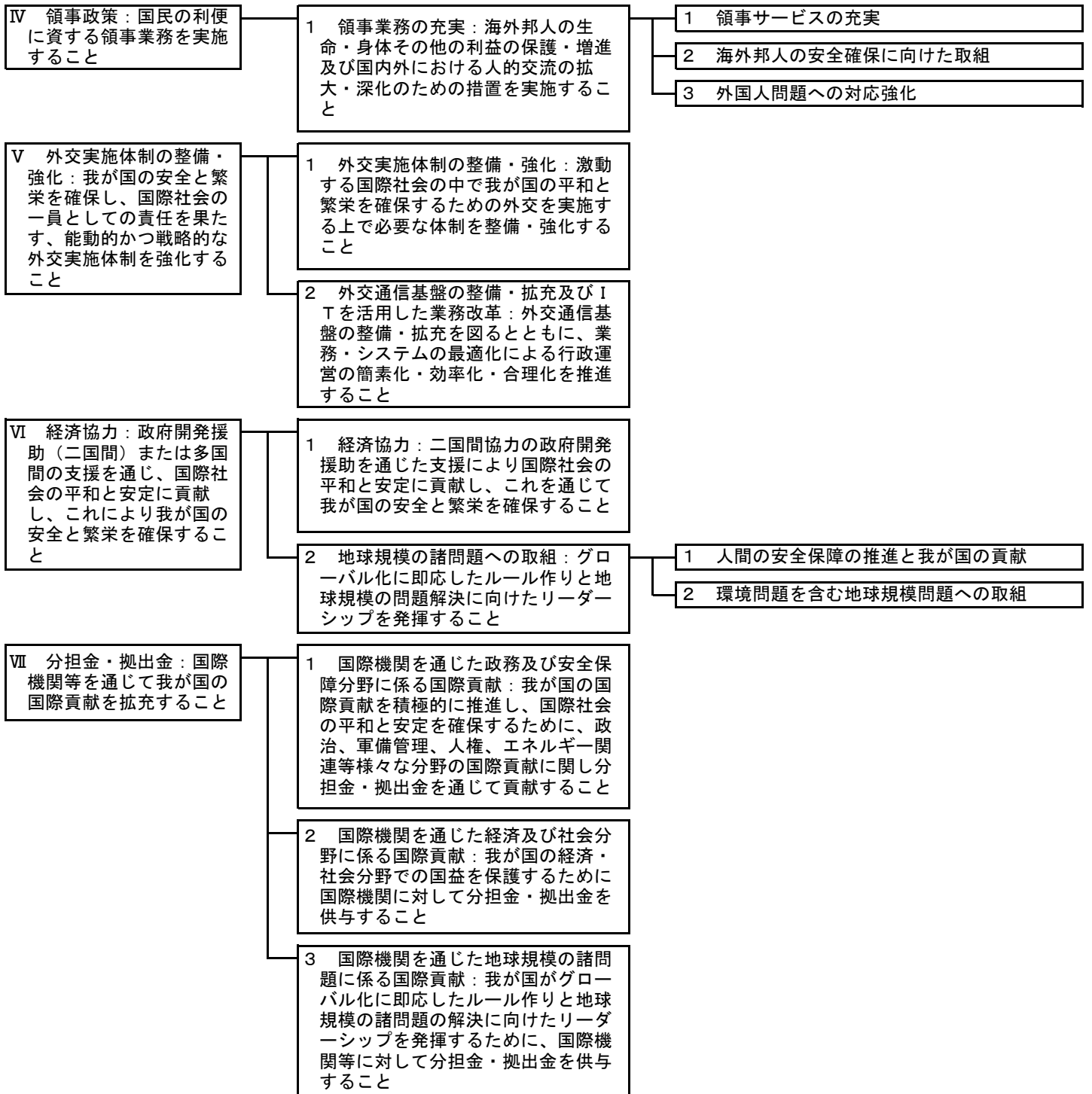
- 2 平成 24 年度（平成 23 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第 7 条第 2 項第 2 号ロとして 14 案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により 9 案件について評価を実施している。

政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策
I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること	1 アジア大洋州地域外交：アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、長期的ビジョンとして「東アジア共同体構想」を掲げ、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること	1 東アジアにおける地域協力の強化 2 朝鮮半島の安定に向けた努力 3 未来志向の日韓関係の推進 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 7 南西アジア諸国との友好関係の強化 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
	2 北米地域外交：我が国外交の基軸である日米同盟関係の深化及び日加関係を更に推進すること	1 北米諸国との政治分野での協力推進 2 北米諸国との経済分野での協力推進 3 米国との安全保障分野での協力推進
	3 中南米地域外交：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 2 南米諸国との協力及び交流強化
	4 欧州地域外交：基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること	1 欧州地域との総合的な関係強化 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
	5 中東地域外交：中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること	1 中東地域安定化に向けた働きかけ 2 中東諸国との関係の強化
	6 アフリカ地域外交：アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること	1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進 2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html) 参照

財務省

《財務省》

表 12-1 財務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	政策評価に関する基本計画（平成20年3月31日策定） 平成21年3月31日一部改訂 平成22年6月29日一部改訂	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする。また、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。 ○ 事前評価は、事業評価方式により行うことを基本とする。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 財務省の主要な政策分野全てを対象とする。 ○ 事後評価は、実績評価方式により行うことを基本とするが、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行う。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の作業をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映させる。 ○ 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用を努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は大臣官房文書課政策評価室とし、面接、文書によるほか、財務省ホームページにおいても、財務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設け、常時受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望等については、政策評価室で一元的に管理し、その内容に応じて、関係部局にフィードバックすることにより今後の政策の企画立案作業や政策評価作業において適切に活用する。
実施計画の名称	平成24年度政策評価実施計画（平成24年3月30日策定） 平成25年3月改訂	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：6総合目標 25政策目標 ○ 租税特別措置等に係る政策のうち、基本方針等により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する施策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する施策なし

表 12-2 財務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数					
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—				
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式： 31件 〔表12-3-ア〕 { 実績評価方 式：31件 } 〔表12-3-イ〕	1 目標 の達成 度	・A（達成に向け て相当の進展があ った） ・B（達成に向け て進展があった） ・C（達成に向け て一部の進展こと どまった）	19 11 1	評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	31			
			2 事務 運営のプ ロセス	・適切であった ・有効であった ・効率的であった ・おおむね適切で あった ・おおむね有効で あった ・おおむね効率的 であった	25 23 20 6 8 11					
			3 結果 の分析	・的確に行われて いる ・おおむね的確に 行われている	1 30					
			4 政策 の改善 策の提 言	・有益な提言がな されている ・提言がなされて いる	24 7					
			5 政策 評価の 改善策 の提言	・有益な提言がな されている ・提言がなされて いる	2 1					
			事業評価方式： 1件 (租税特別措置等) 〔表12-3-ウ〕		必要性等、有効性等、相 当性が認められる			1	評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1
			未着手 (法第7条第2 項第2号イ)		該当する政策なし			—	—	—
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)		該当する政策なし	—	—	—	—				
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)		該当する政策なし	—	—	—	—				

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 12-3 財務省における評価対象政策の一覧

1 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31 の目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 6 月 29 日に、「平成 23 年度政策評価書」として公表。

表 12-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること			
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長及び社会保障改革とともに財政健全化を推進し、「財政運営戦略」に基づき、国・地方の基礎的財政収支について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化する等の財政健全化目標達成に向け、着実に財政状況の改善が図られるよう、歳出・歳入両面において最大限の努力を行う	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている 【5 政策評価の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に応えるため、税制の抜本的な改革に取り組む	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている	引き続き推進

5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった おおむね効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
政策目標1 健全な財政の確保			
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている	引き続き推進
8	必要な歳入の確保	【1 目標の達成度】 達成に向けて一部の進展にとどまった 【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている	引き続き推進
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった おおむね有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている	引き続き推進
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった	引き続き推進

		<p>おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている</p>	引き続き推進
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現			
13	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
政策目標3 国の資産・負債の適正な管理			
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p>	引き続き推進

		<p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
18	国庫金の正確で効率的な管理	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p> <p>【5 政策評価の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持			
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている</p>	引き続き推進
政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展			
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】</p>	引き続き推進

		<p>おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進			
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p> <p>【5 政策評価の改善策の提言】 提言がなされている</p>	引き続き推進
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
26	アジア経済戦略の推進（新成長戦略）	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）			
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p>	引き続き推進

		<p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	
28	地震再保険事業の健全な運営	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている</p>	引き続き推進
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表12-4-(1)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31の目標を対象として評価を実施中(平成25年6月公表予定)。

表 12-3-イ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
1	我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化するとともに財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に応えるため、税制の抜本的な改革に取り組む
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融資を活用するほか、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」等を踏まえ、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む
4	金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標1 健全な財政の確保	
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
8	必要な歳入の確保
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現	
13	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築
政策目標3 国の資産・負債の適正な管理	
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
15	財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進
18	国庫金の正確で効率的な管理
政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持	
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展	
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上
政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進	
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
26	アジア経済戦略の推進（新成長戦略）

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）	
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
28	地震再保険事業の健全な運営
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

(3) 租税特別措置等に係る1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表12-3-ウ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

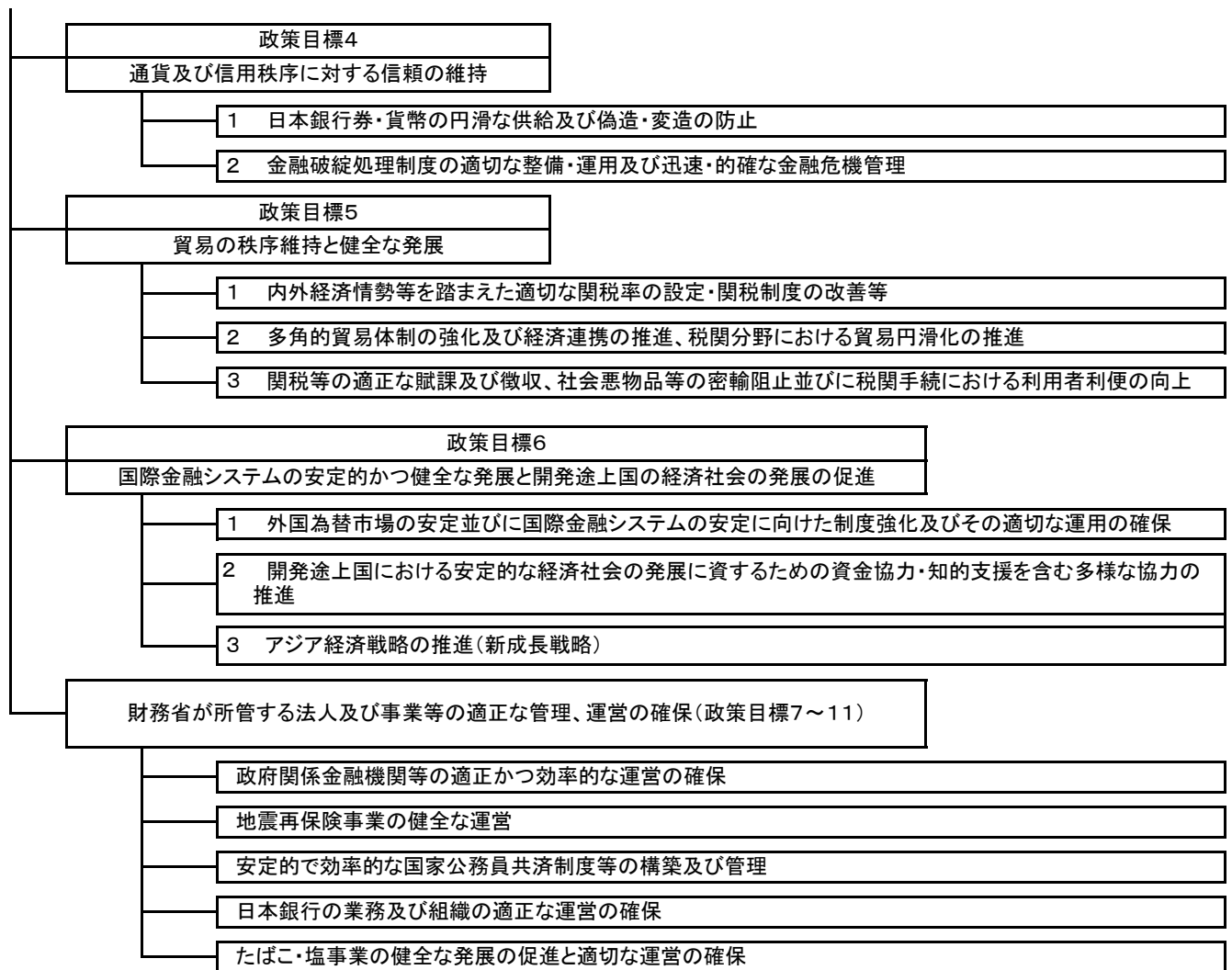
No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	必要性等、有効性等、相当性が認められる	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表12-4-(2)参照。

政策体系(財務省)

※この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

使命	
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。	
総合目標	
通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長及び社会保障改革とともに財政健全化を推進し、「財政運営戦略」に基づき、国・地方の基礎的財政収支について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化する等の財政健全化目標達成に向け、着実に財政状況の改善が図られるよう、歳出・歳入両面において最大限の努力を行う 2 我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に応えるため、税制の抜本的な改革に取り組む 3 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む 4 金融システムの状態を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う 5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する 6 総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標1	健全な財政の確保
	<ol style="list-style-type: none"> 1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進 2 必要な歳入の確保 3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保 4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示 5 地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行 6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2	適正かつ公平な課税の実現
	<ol style="list-style-type: none"> 1 我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築
政策目標3	国の資産・負債の適正な管理
	<ol style="list-style-type: none"> 1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制 2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底 3 国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実 4 庁舎及び宿舍の最適化の推進 5 国庫金の正確で効率的な管理



(注) 政策ごとの予算との対応については、財務省ホームページ
 (http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/policy/fy2012_budget/index.htm) 参照

文部科学省

《文部科学省》

表 13-1 文部科学省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	文部科学省政策評価基本計画（平成20年3月31日決定） 平成22年3月31日一部改訂 平成23年3月31日一部改訂 平成24年3月30日一部改訂	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 新規・拡充事業評価：毎年度、所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令第3条第1～5号に掲げられた政策を対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに事業評価を実施する。</p> <p>この場合、各事業評価の単位及び事業名を予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。</p> <p>なお、研究開発については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等に基づいて事業評価を実施するものとする。</p> <p>○ 規制に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価を実施する。</p> <p>○ 租税特別措置等に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、平成22年度税制改正大綱において、「政策評価を厳格に行うこと」とされたことを踏まえ、法人税、法人事業税、法人住民税に係る租税特別措置を対象として、その要望ごとに、事業評価を実施する。</p> <p>○ その他の事前評価：所管行政に係る上記以外の税制及び財政投融資に関する事前評価については、必要に応じ、実施計画に定めるところにより、事業評価を実施する。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 実績評価：「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる所管行政に係る政策について、原則として毎年度、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに実績評価を実施するとともに、目標達成のために用いた政策手段（予算措置に基づく事務事業、規制、税制、財政投融資、独立行政法人の業務運営等）の実績等についても検証する。</p> <p>また、施策目標・達成目標の目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて実績評価を行う。</p> <p>○ 総合評価：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価を実施する。総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。</p> <p>○ その他の事後評価：上記のほか、事前評価を実施した政策の事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところにより実施する。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果が、政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されるようにするため、政策評価審議官が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。
	5 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、大臣官房政策課評価室がその任に当たることとし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。

実施計画の名称	平成 24 年度文部科学省政策評価実施計画（平成 24 年 3 月 30 日決定）	
実施計画の主な規定内容	<p>1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価：政策体系の実現に向けて平成23年度に取り組んだ全ての施策を対象とする。 ○ 事業評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 研究開発に関する評価 <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度予算において新規あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令第3条第1号及び2号に掲げられたものを対象とする。この場合、研究開発に関する評価の単位及び事業名を予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。 (2) 租税特別措置、財政投融资に関する評価 <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に新設等を予定している租税特別措置のうち、法人税、法人事業税、法人住民税に係るものを対象とする。 また、平成25年度に新設等を予定している財政投融资の対象事業のうち、社会的影響が大きいと想定されるものを対象とする。 (3) 規制に関する評価 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度中に新設又は改廃される法律又は政令に基づく規制を対象とする。 ○ 総合評価：実績評価及び事業評価等で明らかになった個別の政策課題について必要に応じて評価対象とする。
	<p>2 未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの)</p>	<p>該当する政策なし</p>
	<p>3 その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)</p>	<p>○ 実施計画に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>

表 13-2 文部科学省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価		事業評価方式： 7件 新規事業：6事業 拡充事業：1事業 〔表13-3-ア〕	25年度の新規・拡充事業等として実施することが 適当	7	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映した 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 7件)	7
		事業評価方式： 5件 (租税特別措置等) 〔表13-3-イ〕	税制改正を要望 することが適当	5	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	5
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式： 23施策目標 〔表13-3-ウ〕	目標の達成に向けて 順調に進捗した	14	1 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める予 定） 【引き続き推進】	14
			目標の達成に向けて おおむね順調に進捗 したが、一部で課題 又は進捗に遅れがみ られた	9	2 評価結果を踏まえ、評価対象政 策の改善・見直しを行った（する こととした又はする予定） 【改善・見直し】	8
					3 その他 【その他】	1
			〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 21件 機構・定員要求に反映 11件 (うち、機構2件、定員11件) 〕			
	未着手 (法第7条第2項 第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項 第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の 政策 (法第7条第2項 第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

表 13-3 文部科学省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 25 年度予算概算要求に向けて、以下の 7 の新規・拡充事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「文部科学省事業評価書（平成 25 年度新規・拡充事業等）」として公表。

表 13-3-ア 新規・拡充事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	研究大学強化促進費（新規）
2	再生医療実現拠点ネットワークプログラム（拡充）
3	脳科学研究戦略推進プログラム（ブレイン・マシン・インターフェース（BMI）を用いた精神・神経疾患等の克服に向けた研究）（新規）
4	脳科学研究戦略推進プログラム（霊長類モデル動物の普及体制の整備）（新規）
5	南海トラフ広域地震防災研究プロジェクト（新規）
6	日本海地震・津波調査プロジェクト（新規）
7	地域防災能力育成支援研究事業（新規）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表13-4-(1)参照。
2 本表の 7 事業は、研究開発事業である。

- (2) 租税特別措置等に係る 5 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 25 年度租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 13-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	子ども・子育て関連 3 法に伴う税制上の所要の措置
2	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
3	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
4	国立研究開発行政法人への寄附に係る税制措置
5	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表13-4-(2)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成 24 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 24 年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき、14 政策目標の下に掲げる 23 施策目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「文部科学省実績評価書（平成 23 年度実績）」として公表。

表 13-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
政策目標 1 生涯学習社会の実現			
1	教育改革に関する基本的な政策の推進等	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	改善・見直し

2	生涯を通じた学習機会の拡大	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	改善・見直し
政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり			
3	青少年の健全育成	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
4	教育機会の確保のための支援づくり	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上			
5	義務教育に必要な教職員の確保	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
政策目標4 個性が輝く高等教育の振興			
6	大学などにおける教育研究の質の向上	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	改善・見直し
7	大学などにおける教育研究基盤の整備	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進			
8	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
政策目標6 私学の振興			
9	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進			
10	イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	改善・見直し
11	科学技術システム改革の先導	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
政策目標8 原子力の安全の確保			
12	原子力安全対策、核物質の防護及び環境放射能の把握	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	その他
政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備			
13	学術研究の振興	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
政策目標10 科学技術の戦略的重点化			
14	ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
15	環境分野の研究開発の重点的推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
16	ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
17	原子力分野の研究・開発・利用の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
18	海洋分野の研究開発の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
政策目標11 原子力事故による被害者の救済			
19	原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
政策目標12 スポーツの振興			
20	生涯スポーツ社会の実現	目標の達成に向け	改善・見直し

		ておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	
政策目標13 文化による心豊かな社会の実現			
21	文化財の保存及び活用の充実	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	改善・見直し
22	日本文化の発信及び国際文化交流の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	改善・見直し
政策目標14 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進			
23	国際交流の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	改善・見直し

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表13-4-(3)参照。
- 2 「評価結果の反映状況」欄の「その他」としている政策は、今後、原子力規制委員会において取組方針の検討がなされるもの。

政策体系(文部科学省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

文部科学省の使命

教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標1 生涯学習社会の実現

施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等

施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大

施策目標1-3 地域の教育力の向上

施策目標1-4 家庭の教育力の向上

施策目標1-5 ICTを活用した教育・学習の振興

政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

施策目標2-1 確かな学力の育成

施策目標2-2 豊かな心の育成

施策目標2-3 青少年の健全育成

施策目標2-4 健やかな体の育成及び学校安全の推進

施策目標2-5 地域住民に開かれた信頼される学校づくり

施策目標2-6 魅力ある優れた教員の養成・確保

施策目標2-7 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進

施策目標2-8 教育機会の確保のための支援づくり

施策目標2-9 幼児教育の振興

施策目標2-10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上

施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

政策目標6 私学の振興

施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進

施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成

施策目標7-2 イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興

施策目標7-3 科学技術システム改革の先導

施策目標7-4 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 原子力の安全の確保

施策目標8-1 原子力安全対策、核物質の防護及び環境放射能の把握

政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備

施策目標9-1 学術研究の振興

施策目標9-2 科学技術振興のための基盤の強化

政策目標10 科学技術の戦略的重点化

施策目標10-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組

施策目標10-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-3 環境分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-5 原子力分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-7 海洋分野の研究開発の推進

施策目標10-8 新興・融合領域の研究開発の推進

施策目標10-9 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

政策目標11 原子力事故による被害者の救済

施策目標11-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保

施策目標11-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施

政策目標12 スポーツの振興

施策目標12-1 子どもの体力の向上

施策目標12-2 生涯スポーツ社会の実現

施策目標12-3 我が国の国際競技力の向上

政策目標13 文化による心豊かな社会の実現

施策目標13-1 芸術文化の振興

施策目標13-2 文化財の保存及び活用の充実

施策目標13-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

施策目標13-4 文化芸術振興のための基盤の充実

政策目標14 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

施策目標14-1 国際交流の推進

施策目標14-2 国際協力の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2013/03/27/1287202_5.pdf)参照

厚生労働省

《厚生労働省》

表 14-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）（平成24年3月30日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年度から28年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。</p> <p>○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個々の研究開発</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とされた研究開発</p> <p>(2) 個々の公共的な建設の事業</p> <p>公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>(3) 個々の政府開発援助</p> <p>ア 無償の資金供与による協力 当該資金供与の額が10億円以上となることを見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 有償の資金供与による協力 当該資金供与の額が150億円以上となることを見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(4) 規制の新設等を目的とする政策 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>(5) 租税特別措置等の新設、拡充又は延長 租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税の新設、拡充又は延長を目的とする政策</p>
3 事後評価の対象等	<p>○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策体系に基づき対象とする政策 ローテーションで評価を実施するもののほか、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。</p> <p>ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合</p> <p>イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合</p> <p> a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策</p> <p> b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等</p> <p>ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合</p> <p>(2) 研究開発 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの</p> <p>(3) 公共事業 「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの <p>(5) 法第7条第2項第2号に規定する政策</p> <p>(6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」等に基づき定められた成果重視事業</p> <p>(7) 租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税）</p> <p>(8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施するもの</p> <p>○ 事後評価は、上記(1)の場合については実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式、(5)、(7)及び(8)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 評価結果は、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。</p> <p>○ 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付政策評価官室は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。</p>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。</p>
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成24年度）（平成24年4月27日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：21の施策目標</p> <p>※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。</p> <p>○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した15の事業及び3の成果重視事業</p>
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	<p>○ 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p>
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	<p>○ 総合評価：施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 以下に掲げる政策等について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。</p> <p>(1) 指標のモニタリングの結果により評価の必要が生じた施策目標</p> <p>(2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発</p> <p>(3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの</p> <p>(5) 政策評価官室が、政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室）と調整の上、定めた租税特別措置等</p>

表14-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：34件 (個別公共事業) 〔表14-3-ア〕	新規採択が妥当である	34	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	34	
	事業評価方式：28件 (研究開発) 〔表14-3-イ〕	新規採択が妥当である	28	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	28	
				〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 28件)		
	事業評価方式：11件 (規制) 〔表14-3-ウ〕	規制の新設又は改廃が妥当である	11	評価結果を踏まえ、法令改正により、規制の新設又は改廃を行うこととした（行うことを予定）	11	
事業評価方式：18件 (租税特別措置等) 〔表14-3-エ〕	妥当である	18	評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った	18		
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：21件 〔表14-3-オ〕	見直しの上増額	14	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	21
			見直しの上現状維持	5		
			見直しの上減額	2		
		〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 概算要求に反映 21件 機構・定員要求に反映 10件 (うち、機構4件、定員8件)				
	事業評価方式：15件 (継続事業) 〔表14-3-カ〕	継続が妥当である	13	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	13	
		実施した事業は妥当	2	2 評価結果を踏まえ、今後も同様の施策に反映させる	2	
		〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 13件)				
	事業評価方式：3件 (成果重視事業) 〔表14-3-キ〕	目標の達成に向けて取組を進める	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
		実施した事業は妥当	2	2 評価結果を踏まえ、今後も同様の施策に反映させる	2	
		〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 1件)				
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	事業評価方式：20件 (個別公共事業(再評価)) 〔表14-3-ク〕	継続が妥当である	17	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた (進める予定) 【引き続き推進】	17	
		休止又は中止が妥当である	3	2 評価結果を踏まえ、当該政策を休止又は中止した(休止又は中止する予定) 【廃止、休止、中止】	3	

政策評価の対象 としようとした 政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	総合評価方式：6件 〔表14-3-ク〕	取組を引き続き推 進	6	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた(進める 予定) 【引き続き推進】	6
	事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表14-3-ケ〕	継続が妥当である	1	評価結果を踏まえ、評価対象の 施策について、引き続き当該措 置が必要である 【引き続き推進】	1
	事業評価方式：8 件 (個別公共事業(再評 価)) 〔表14-3-コ〕	継続が妥当である	7	1 評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた (進める予定) 【引き続き推進】	7
		休止又は中止が妥 当である	1	2 評価結果を踏まえ、当該政 策を休止・中止した(休止又 は中止する予定) 【廃止、休止、中止】	1
事業評価方式：573 件 (個別研究開発課題) 〔表14-3-サ〕	行政課題の解決に 貢献している	573	今後同種の政策の企画立案や 次期研究課題の実施に際し、反 映する予定である	573	

(注) 個別公共事業(再評価)のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。

表 14-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 新規採択を要求している公共事業の 34 の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 24 日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 14-3-ア 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（17 地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（17（2）地区）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 14-4-(1) 参照。
2 本表は平成 24 年度予算に係る事前評価の対象地区数であるが、地区数のうち、（ ）内は、23 年度予算に係るものであり内数。

- (2) 平成 25 年度予算概算要求を行う 28 の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 3 月 29 日に「厚生労働省の平成 25 年度研究事業に関する計画（概算要求前の評価）」として公表。

表 14-3-イ 個別研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業（27 事業）
2	基礎研究推進事業費（1 事業）

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 14-4-(2) 参照。

- (3) 規制の新設又は改廃に係る以下の 11 の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 5 月 16 日、5 月 23 日、5 月 31 日、6 月 6 日、9 月 24 日、12 月 7 日、25 年 2 月 27 日及び 3 月 13 日に「規制影響分析書」として公表。

表 14-3-ウ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定）」について
2	「障害者雇用率等の見直し」について
3	「インジウム化合物等に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化」について
4	医薬品に関する広告制限の対象の追加（腎細胞癌治療薬「アキシチニブ」及びその製剤について）
5	毒物及び劇物指定令の改正（毒物及び劇物の指定並びに指定除外について）（2 件）
6	医薬品に関する広告制限の対象の追加（進行性悪性軟部腫瘍治療薬「パゾパニブ」、その塩類及びそれらの製剤並びに悪性神経膠腫治療薬「カルムスチン」及びその製剤について）
7	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定）
8	予防接種による副反応報告制度の法定化
9	医薬品に関する広告制限の対象の追加（既治療の慢性リンパ性白血病治療薬「オフアツムマブ」及びその製剤、再発又は難治性の急性リンパ性白血病治療薬「クロファラビン」及びその製剤並びに治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌治療薬「レゴラフェニブ」及びその製剤について）
10	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 14-4-(3) 参照。
 2 表中の () の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(4) 租税特別措置等に係る 18 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 14-3-エ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
2	高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長
3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
4	中小企業者等の試験研究費に係る特別措置
5	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置
6	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設
7	社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し
8	社会保険診療報酬の所得計算の特例
9	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）
10	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
11	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置
12	雇用促進税制の拡充
13	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長・拡充
14	グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設
15	生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置
16	商業・サービス中小企業活性化税制の創設
17	自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引き上げ
18	子ども・子育て関連 3 法に伴う税制上の所要の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 14-4-(4) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成 24 年度においては、実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第 3 期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成 24 年度）」に基づき、21 の施策目標について評価を実施し、その結果を平成 24 年 10 月 11 日に「実績評価書」として公表。

表 14-3-オ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること（施策目標 I-1-1）	見直しの上増額	引き続き推進
2	感染症の発生・まん延の防止を図ること（施策目標 I-5-1）	見直しの上増額	引き続き推進
3	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること（政策目標 I-6-1）	見直しの上増額	引き続き推進

4	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること（施策目標Ⅰ－８－１）	見直しの上増額	引き続き推進
5	適正かつ安定的な医療保険制度を構築すること（施策目標Ⅰ－９－１）	見直しの上増額	引き続き推進
6	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること（施策目標Ⅰ－11－１）	見直しの上現状維持	引き続き推進
7	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること（施策目標：Ⅱ－１－１）	見直しの上増額	引き続き推進
8	労働条件の確保・改善を図ること（施策目標Ⅲ－１－１）	見直しの上現状維持	引き続き推進
9	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること（施策目標Ⅲ－６－１）	見直しの上減額	引き続き推進
10	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること（施策目標Ⅳ－３－１）	見直しの上増額	引き続き推進
11	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること（施策目標Ⅳ－４－１）	見直しの上現状維持	引き続き推進
12	多様な職業能力開発の機会を確保すること（施策目標Ⅴ－１－１）	見直しの上減額	引き続き推進
13	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること（施策目標Ⅵ－１－１）	見直しの上増額	引き続き推進
14	地域における子育て支援等施策の推進を図ること（施策目標Ⅵ－２－１）	見直しの上増額	引き続き推進
15	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供する。（施策目標Ⅵ－２－２）	見直しの上増額	引き続き推進
16	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること（施策目標Ⅵ－２－３）	見直しの上増額	引き続き推進
17	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること（施策目標Ⅶ－１－１）	見直しの上増額	引き続き推進
18	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備する（施策目標Ⅷ－１－１）	見直しの上増額	引き続き推進
19	年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること（施策目標Ⅸ－１－１）	見直しの上現状維持	引き続き推進
20	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること（施策目標Ⅸ－３－２）	見直しの上増額	引き続き推進
21	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること（施策目標Ⅺ－１－１）	見直しの上現状維持	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表14-4-(5)参照。

（２）事業評価方式を用いて、平成20年度に事業評価（事前評価）を実施した21年度予算概算要求に係る新規事業のうち、24年度における継続事業15事業を対象として評価を実施し、その結果を平成24年10月11日に「平成24年度事業評価書（事後）」として公表。

表 14-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	救急医療体制の基盤整備・強化	継続が妥当である	引き続き推進
2	女性医師就労支援事業、病院内保育事業	継続が妥当である	引き続き推進
3	新型インフルエンザ対策事業費（新型インフルエンザ関係機関連携事業経費）	継続が妥当である	引き続き推進
4	グローバル臨床研究体制整備事業	実施した事業は妥当	—
5	ナノマテリアルの有害性等の試験等	継続が妥当である	引き続き推進
6	円滑な職場復帰支援のための職場復帰等相談員の配置（現在はメンタルヘルス対策支援センター事業の一部）	継続が妥当である	引き続き推進
7	ふるさとハローワーク推進事業	継続が妥当である	引き続き推進
8	大都市圏における非正規労働者の就労支援体制の整備	継続が妥当である	引き続き推進
9	介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援事業	継続が妥当である	引き続き推進
10	若年者等試用雇用事業の実施	継続が妥当である	引き続き推進
11	地域生活定着促進事業	継続が妥当である	引き続き推進
12	福祉人材確保緊急支援事業	実施した事業は妥当	—
13	訪問看護支援事業	継続が妥当である	引き続き推進
14	認知症対策等総合支援事業	継続が妥当である	引き続き推進
15	昆虫媒介疾患対策事業	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 14-4-(6) 参照。

2 No. 4 及び 12 は、事業終了後の評価を実施したものである。

- (3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成24年度）」に基づき、3つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成24年10月11日に「平成24年度成果重視事業評価書」として公表。

表 14-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	実施した事業は妥当	—
2	公的年金業務の業務・システム最適化事業	目標の達成に向けて取組を進める	引き続き推進
3	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	実施した事業は妥当	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 14-4-(7) 参照。

- (4) 総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成24年度）」に基づき、6政策について評価を実施し、平成24年10月11日に「平成24年度総合評価書」として公表。

表 14-3-ク 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「国民に信頼される行政の実現」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
2	「省内事業仕分けの実施」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
3	「適切な人事評価と適材適所の人事の推進」について	取組を引き続き推進	引き続き推進

4	「職員の育成」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
5	「職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
6	「業務改善・効率化の取組の推進」について	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表14-4-(8)参照。

- (5) 租税特別措置等に係る1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表14-3-ケ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬の所得計算の特例	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表14-4-(9)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業採択後原則5年を経過した公共事業の28実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成24年9月24日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表14-3-コ 事業評価方式により事後評価した政策（公共事業の再評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（17（1）地区）	継続が妥当である（15（1）地区） 休止又は中止が妥当である（2地区）	引き続き推進 15地区 休止 1地区 中止 1地区
2	水道水源開発等施設整備事業（11（1）地区）	継続が妥当である（9地区） 休止又は中止が妥当である（2（1）地区）	引き続き推進 9地区 休止 1地区 中止 1地区

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表14-4-(10)参照。

2 本表は平成24年度予算にかかる再評価の対象地区数であるが、地区数のうち（ ）内は、23年度予算に係るものであり内数。

- (7) 事業評価方式を用いて、平成23年度に終了した573研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成25年3月29日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表14-3-サ 事業評価方式により事後評価した政策（終了時の個別研究開発課題）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	I 行政政策研究分野	政策課題の解決に貢献している	—
2			
3	厚生労働科学特別研究（7課題）		
4	II 厚生科学基盤研究分野		
5	III 疾病・障害対策研	成育疾患克服等次世代育成基盤（6課題）	

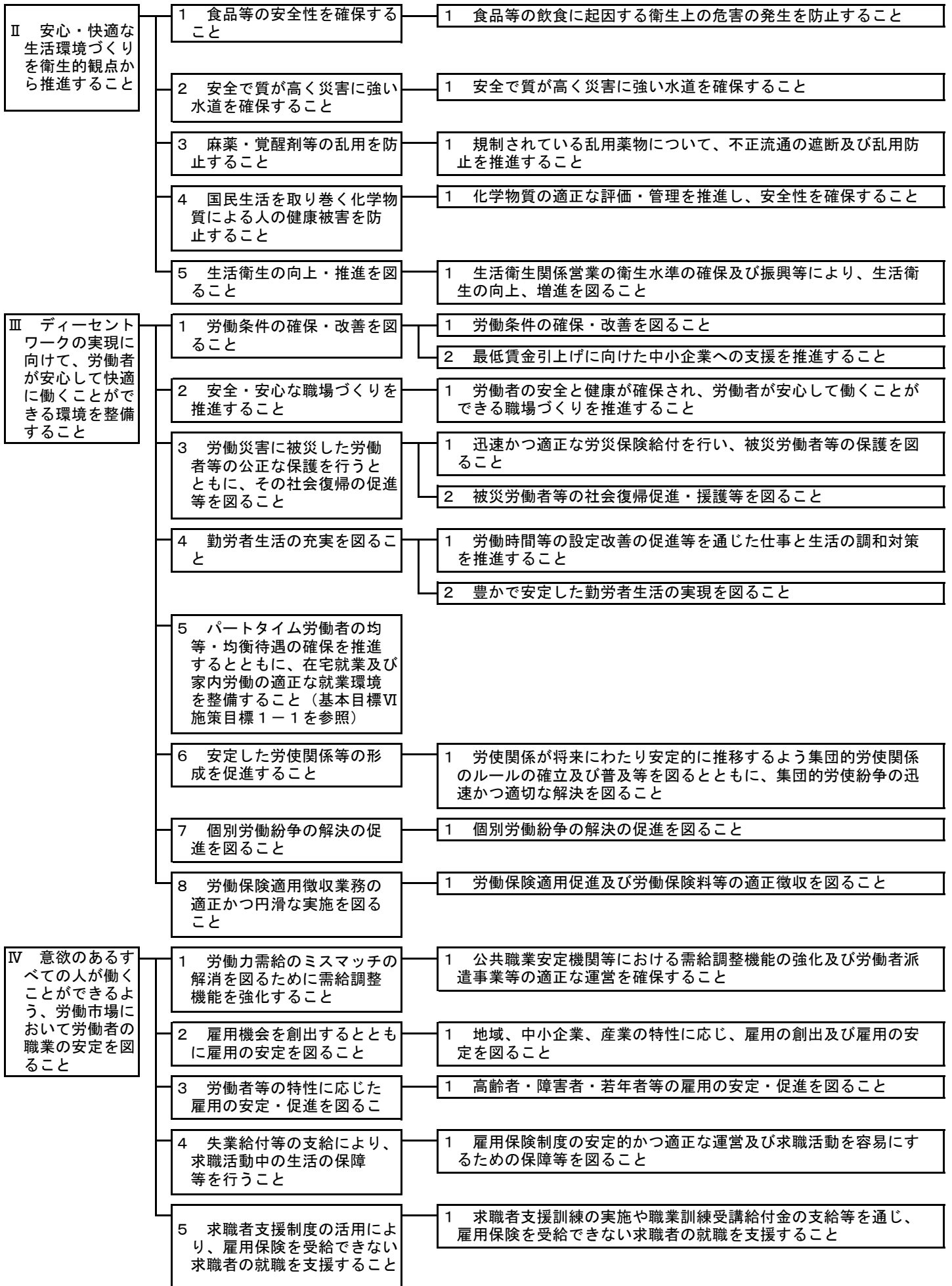
6	究分野	第3次対がん総合戦略（31 課題）		
7		生活習慣病・難治性疾患克服総合（210 課題）		
8		長寿・障害総合（52 課題）		
9		感染症対策総合（39 課題）		
10	IV 健康安全確保総合 研究分野	地域医療基盤開発推進（37 課題）		
11		労働安全衛生総合（6 課題）		
12		食品医薬品等リスク分析（71 課題）		
13		健康安全・危機管理対策総合（5 課題）		

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表14-4-(11)参照。

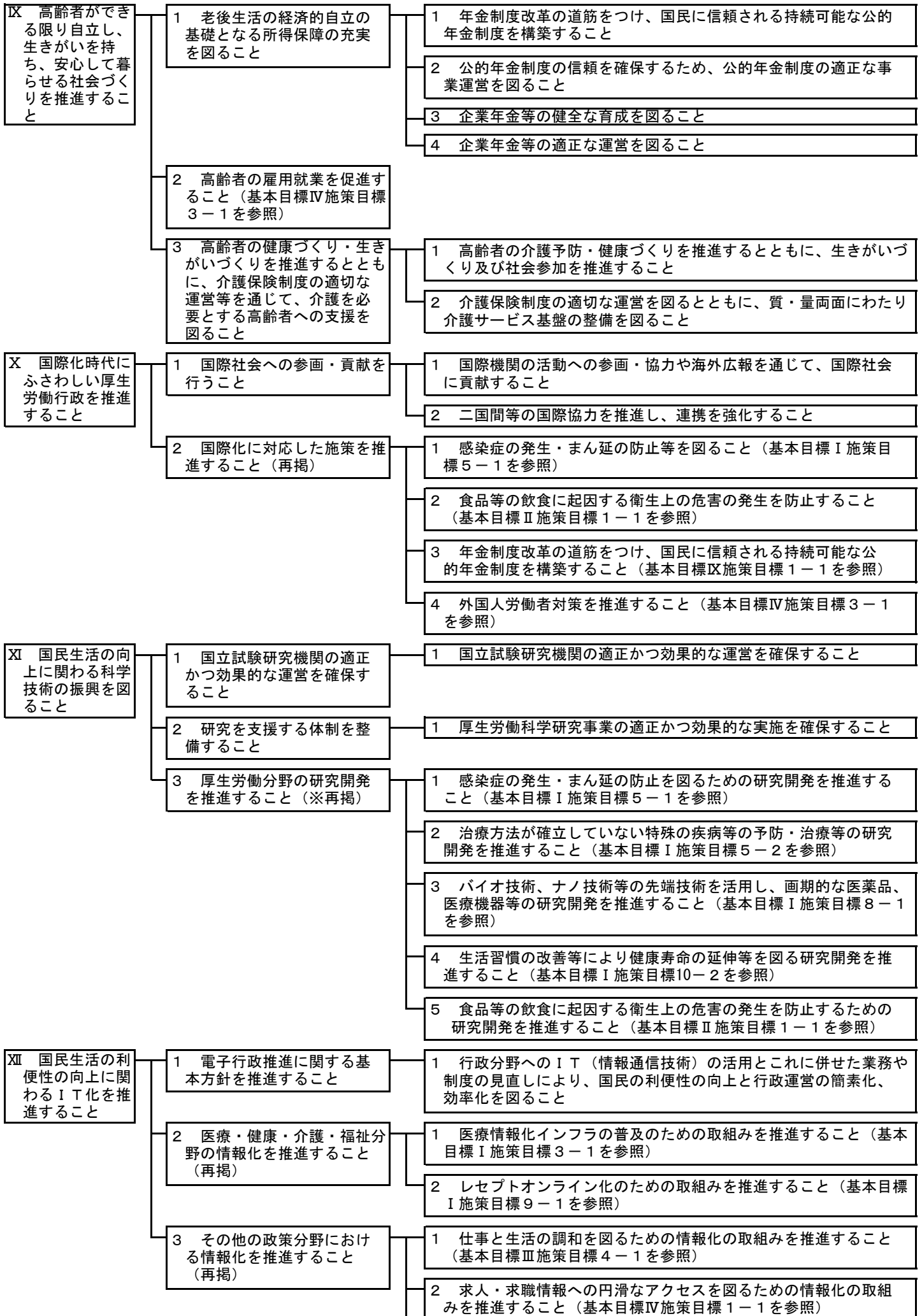
政策体系（厚生労働省）

※この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策大目標	施策目標
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること 2 医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること
	7 安全な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
	8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
	10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安全・安心な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照） 4 母子保健衛生対策の充実を図ること（基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照） 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること（基本目標Ⅷ施策目標3-1を参照）
	11 健康危機管理を推進すること	1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること



V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること	1 多様な職業能力開発の機会を確保すること	1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
	2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	1 若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること 2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事
	3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること	1 技能継承・振興のための施策を推進すること
VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること	1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること
	2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること 2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること 3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
	3 子ども及び子育て家庭を支援すること	1 子ども及び子育て家庭を支援すること
	4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること	1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること
	5 母子保健衛生対策の充実を図ること	1 母子保健衛生対策の充実を図ること
	6 ひとり親家庭の自立を図ること	1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること
VII ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
	2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
	3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること	1 災害に際し応急的な支援を実施すること
	4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること	1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること
	5 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと 2 戦没者の遺骨の帰還等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること 3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること 4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること
VIII 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること	1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること	1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること 2 障害者の雇用を促進すること（基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照）



3 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること（基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照）

XⅢ 国民に信頼されるときも、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること

1 情報発信、情報公開と効率的・効果的な業務運営を図ること

1 国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと

2 省内事業仕分けの実施等により、コスト意識・ムダ削減を徹底すること

2 職員の育成と職場環境の改善を図ること

1 次代の厚生労働行政を担う人物像に照らした適切な人事評価と前例にとられない適材適所の人事を推進すること

2 省に不足する能力の向上を図り、意欲と能力を兼ね備えた職員の育成を進めること

3 職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること

4 政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること

(注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/h24/dl/01.pdf>)参照

農林水産省

《農林水産省》

表 15-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日決定） 平成23年9月1日一部変更 平成24年4月19日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成22年度から26年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。 なお、交付金に係る事業は対象としない。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題 ・ 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度 ○ 事業評価（規制） 法令により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策 ○ 事業評価（租税特別措置等） 租税特別措置等に係る政策のうち、法令により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに政策評価に関する基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全て ○ 総合評価 実施計画において示すこととする。 ○ 事業評価（公共事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業 (2) また、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 ・ 完了後の評価 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。ただし、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題 (2) また、対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 (3) 研究制度についても研究開発課題と同様に評価を行う。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 終了時の評価 以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費 10 億円以上のものを対象とする。 (1) 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題 (2) 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題 (3) 研究制度 ○ 事業評価（租税特別措置等） 政策評価に関する基本方針により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事前評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作成する。 ○ 大臣官房評価改善課（以下「評価改善課」という。）は、政策評価結果反映状況案について審査する。評価改善課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。 ○ 評価改善課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。 ○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。 ○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、評価改善課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。
実施計画の名称	平成 24 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 24 年 4 月 19 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価：16 政策分野 2 成果重視事業 ○ 事業評価：公共事業（64 地区及び 66 事業） 2 研究課題 8 政策（租税特別措置等） ○ 総合評価：1 課題
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに区分されるもの）	○ 未了：公共事業（15 地区及び 5 事業）
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 15-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数						
事前評価	事業評価方式：18公共事業（108事業実施地区） <24年度新規地区採択要求事業：7地区> [表15-3-ア] <25年度事業着手要求事業：101地区> [表15-3-イ～カ]	事業着手又は新規地区採択は妥当	108	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行う	108					
				<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 22件）						
				事業評価方式：7研究開発課題 [表15-3-キ]	新規実施は妥当	7	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	7		
							<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 7件）			
				事業評価方式：1研究制度 [表15-3-ク]	新規実施は妥当	1	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	1		
<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 1件）										
事業評価方式：1件（規制） [表15-3-ケ]	規制の新設・改正は妥当	1	評価結果を踏まえ、改正案のとおり閣議決定した	1						
事業評価方式：14件（租税特別措置等） [表15-3-コ]	税制改正要望を行うことは妥当	14	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	14						
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：16政策分野 [表15-3-サ]	計画変更の上、継続が妥当	16	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成25年度概算要求等に反映した 【改善・見直し】	16				
					政策の重点化等		16			
					政策の一部の廃止、休止又は中止		5			
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 16件）					
					実績評価方式：2成果重視事業 [表15-3-シ]		目標の達成に向けて順調に進捗等	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進する 【引き続き推進】	1
									今後、成果の検証を実施等	
					事業評価方式（期中）：9公共事業（49事業実施地区） [表15-3-ス～タ]		継続が妥当	34	1 評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】	34
									2 評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	
					事業評価方式（期中）：9公共事業（49事業実施地区） [表15-3-ス～タ]		計画変更の上、継続が妥当	15		
事業評価方式（完了後）：35公共事業（179事業実施地区） [表15-3-チ～ト]	実施は妥当	179	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する	179						
事業評価方式：5研究開発課題 [表15-3-ナ]	予想以上の成果をあげた	5	評価結果を今後の研究開発課題の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の	5						

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
	事業評価方式：22租税特別措置等 〔表15-3-ニ〕	継続が妥当	22 普及・実用化を推進する 評価結果を踏まえ、引き続き継続する方針とした 【引き続き推進】	22	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式（期中）： 6公共事業（103事業実施地区） 〔表15-3-ス～タ〕	継続が妥当	93	1 評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	93
		計画変更の上、継続が妥当	7	2 評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	8
		計画変更の上、年度内に完了が妥当	1	3 評価結果を踏まえ、中止する 【廃止、休止、中止】	2
		中止が妥当	2	〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 9件)	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	事業評価方式：1研究制度 〔表15-3-ヌ〕	概ね目的を達成した	1	評価結果を今後の研究開発課題の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する	1

- (注) 1 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものは、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものは、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものは、「実施計画期間内の評価対象政策」欄に、それぞれ掲載している。
- 2 「平成24年度農林水産省政策評価実施計画」では、1政策について総合評価方式により評価することとしていたが、評価に遅れが生じているため平成25年度に評価を実施する。
- 3 「平成23年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、研究開発課題3課題について平成23年度に事後評価を実施したが、評価書の公表が平成24年4月となったため、平成24年度評価実施件数に含めて記載している。
- また、「平成24年度農林水産省政策評価実施計画」で、研究開発課題2課題を事後評価対象課題として定めており、平成24年度評価実施件数に含めて記載している。
- 4 事後評価のうち、その他の政策とした研究制度1制度については、予定より事業終了年度が早まったことにより、法第7条第2項第3号に該当するものとして、平成24年度に評価を実施した。

表 15-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度に新規地区採択を要求している以下の 3 事業 (7 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 2 月 26 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業補助事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-ア 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (農業農村整備事業補助事業)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業 (補助) (5 地区)
2	農業水利施設保全合理化事業 (補助) (1 地区)
3	農村地域防災減災事業 (補助) (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(1) 参照。

(2) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に事業着手を要求している以下の 3 事業 (15 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日及び 25 年 1 月 29 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-イ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策 (国営土地改良事業)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (直轄) (11 地区)
2	国営農地再編整備事業 (直轄) (3 地区)
3	国営総合農地防災事業 (直轄) (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(2) 参照。

(3) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に新規地区採択を要求している以下の 4 事業 (43 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 15 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業補助事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-ウ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業 (補助) (24 地区)
2	農業水利施設保全合理化事業 (補助) (8 地区)
3	震災対策農業水利施設整備事業 (補助) (4 地区)
4	農村地域防災減災事業 (補助) (7 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(3) 参照。

(4) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に事業着手及び新規地区採択を要求している以下の 5 事業 (28 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日、平成 25 年 3 月

29日及び5月15日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の事前評価）」として公表。

表 15-3-エ 事業着手及び新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（林野公共事業）

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業（直轄）（3地区）
2	民有林直轄治山事業（直轄）（2地区）
3	民有林補助治山事業（補助）（2地区）
4	森林環境保全整備事業（直轄）（18地区）
5	水源林造成事業（独法）（3地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表15-4-(4)参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成25年度に事業着手を要求している以下の1事業（4地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「平成24年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 15-3-オ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（4地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表15-4-(5)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成25年度に新規地区採択を要求している以下の5事業（11地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成25年5月15日に「平成24年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 15-3-カ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	水産流通基盤整備事業（補助）（5地区）
2	漁港施設機能強化事業（補助）（1地区）
3	水産環境整備事業（補助）（1地区）
4	水産生産基盤整備事業（補助）（3地区）
5	海岸保全施設整備事業（補助）（1地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表15-4-(6)参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、平成25年度において新規実施等を予定している総事業費10億円以上のプロジェクト研究開発課題7課題を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「研究開発の事業評価書（事前評価）」として公表。

表 15-3-キ 新規実施を予定しているプロジェクト研究課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	農林水産資源を活用した新需要創出プロジェクト
2	国産農産物の革新的低コスト実現プロジェクト
3	水産業再生プロジェクト
4	再生可能エネルギープロジェクト

5	気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト
6	食品の安全性と動物衛生の向上のためのプロジェクト
7	ゲノム情報を活用した農畜産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表15-4-(7)参照。

- (8) 事業評価方式を用いて、平成25年度において新規実施を予定している総事業費10億円以上の1つの研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「研究開発の事業評価書（事前評価）」として公表。

表15-3-ク 新規実施を予定している研究制度を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表15-4-(8)参照。

- (9) 規制の新設又は改廃に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年3月1日に「規制の事前評価書」として公表。

表15-3-ケ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に基づく特定増殖事業を行う場合の手続の特例

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表15-4-(9)参照。

- (10) 租税特別措置等に係る以下の14政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表15-3-コ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	特定農産加工品生産設備等の特別償却（米穀の新用途への利用の促進に関する法律）
2	農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例
3	特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区）
4	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
5	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長
6	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長
7	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長（奄美群島）
8	技術研究組合の所得計算の特例
9	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
10	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
12	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置
13	商業・サービス中小企業活性化税制
14	農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表15-4-(10)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定の政策分野について評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 24 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを 20 政策分野に分類し、そのうち以下の 16 の政策分野について評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 23 年度実施政策の評価書」として公表。

表 15-3-3 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	食の安全と消費者の信頼の確保	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
2	国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
3	食品産業の持続的な発展	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
4	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
5	優良農地の確保と有効利用の促進	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
6	農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
7	持続可能な農業生産を支える取組の推進	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
8	農業・農村における 6 次産業化の推進	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
9	都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
10	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
11	森林の有する多面的機能の発揮	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
12	林業の持続的かつ健全な発展	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
13	林産物の供給及び利用の確保	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
14	水産資源の回復	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
15	漁業経営の安定	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
16	漁村の健全な発展	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(11) 参照。

(2) 実績評価方式を用いて、「平成 24 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の 2 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 23 年度の成果重視事業に係る評価書」として公表。

表 15-3-シ 実績評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	成果重視事業バイオ燃料技術実証事業	今後、成果の検証を実施等	—
2	成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業	目標の達成に向けて順調に進捗等	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(12) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業又は事業採択後 10 年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から 5 年を経過した以下の 1 事業（7 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「公共事業の事業評価 [期中の評価]（国営土地改良事業等再評価）評価書」として公表。

表 15-3-ス 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業（直轄）（7 地区）	継続が妥当（6 地区） 計画変更の上、継続が妥当（1 地区）	引き続き推進（6 地区） 改善・見直し（1 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(13) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業及び事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した以下の 2 事業（9 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 15 日に「公共事業の事業評価（農業農村整備事業等補助事業の期中の評価）」として公表。

表 15-3-セ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農業競争力強化基盤整備事業（補助）（6 地区）	継続が妥当（6 地区）	引き続き推進（6 地区）
2	農地保全事業（補助）（3 地区）	継続が妥当（3 地区）	引き続き推進（3 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(14) 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した事業又は事業計画の変更を行うこととしたため、期中の評価を実施することとした以下の 5 事業（37 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日及び 25 年 5 月 15 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の期中の評価）」として公表。

表 15-3-ソ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国有林直轄治山事業（直轄）（1地区）	継続が妥当（1地区）	引き続き推進（1地区）
2	民有林直轄治山事業（直轄）（2地区）	継続が妥当（1地区） 計画変更の上、 継続が妥当（1地区）	引き続き推進（1地区） 改善・見直し（1地区）
3	直轄地すべり防止事業（直轄）（2地区）	計画変更の上、 継続が妥当（2地区）	改善・見直し（2地区）
4	水源林造成事業（独立行政法人事業）（27地区）	継続が妥当（18地区） 計画変更の上、 継続が妥当（9地区）	引き続き推進（18地区） 改善・見直し（9地区）
5	民有林補助治山事業（補助）（5地区）	継続が妥当（3地区） 計画変更の上、 継続が妥当（2地区）	引き続き推進（3地区） 改善・見直し（2地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表15-4-(15)参照。

（6）事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了の事業、事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業及び漁業情勢の変化等により見直しが生じた以下の4事業（99地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成24年9月7日及び25年5月15日に「平成24年度水産関係公共事業の期中評価書」として公表。

表 15-3-タ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（7地区）	継続が妥当（1地区） 計画変更の上、 継続が妥当（6地区）	引き続き推進（1地区） 改善・見直し（6地区）
2	水産流通基盤整備事業（補助）（43地区）	継続が妥当（40地区） 計画変更の上、 継続が妥当（1地区） 計画変更の上、 24年度で完了が妥当（1地区） 中止が妥当（1地区）	引き続き推進（40地区） 改善・見直し（2地区） 中止（1地区）
3	水産環境整備事業（補助）（1地区）	継続が妥当（1地区）	引き続き推進（1地区）
4	水産生産基盤整備事業（補助）（48地区）	継続が妥当（47地区） 中止が妥当（1地区）	引き続き推進（47地区） 中止（1地区）

	地区)	
--	-----	--

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表15-4-(16)参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね5年を経過した総事業費10億円以上の8事業(17地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「公共事業の事業評価書(国営土地改良事業等の完了後の評価)」として公表。

表15-3-チ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業(直轄)(6地区)
2	畑地帯総合土地改良パイロット事業(直轄)(2地区)
3	国営農用地再編整備事業(直轄)(2地区)
4	国営総合農地防災事業(直轄)(1地区)
5	直轄地すべり対策事業(直轄)(3地区)
6	直轄海岸保全施設整備事業(直轄)(1地区)
7	農用地総合整備事業(独立行政法人事業)(1地区)
8	水資源機構かんがい排水事業(独立行政法人事業)(1地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表15-4-(17)参照。

- (8) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の14事業(86地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成25年5月15日に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価)」として公表。

表15-3-ツ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業(補助)(5地区)
2	経営体育成基盤整備事業(補助)(19地区)
3	畑地帯総合整備事業(補助)(11地区)
4	農道整備事業(補助)(9地区)
5	農業集落排水事業(補助)(11地区)
6	農村総合整備事業(補助)(2地区)
7	農村振興総合整備事業(補助)(5地区)
8	中山間地域総合整備事業(補助)(10地区)
9	農地防災事業(補助)(2地区)
10	農地保全事業(補助)(1地区)
11	農村環境保全対策事業(補助)(1地区)
12	海岸環境整備事業(農地)(補助)(2地区)
13	草地畜産基盤整備事業(補助)(4地区)
14	畜産環境総合整備事業(補助)(4地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表15-4-(18)参照。

- (9) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の7事業(43地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成24年9月7日及び25年5月15日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の完了後の評価)」として公表。

表 15-3-テ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業（直轄）（2地区）
2	民有林直轄治山事業（直轄）（4地区）
3	森林環境保全整備事業（直轄）（3地区）
4	緑資源幹線林道事業（独立行政法人事業）（1地区）
5	民有林補助治山事業（補助）（11地区）
6	森林環境保全整備事業（補助）（6地区）
7	森林居住環境整備事業（補助）（16地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表15-4-(19)参照。

- (10) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 5 事業（33 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 15 日に「公共事業の事業評価書（水産関係公共事業の完了後の評価）」として公表。

表 15-3-ト 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	地域水産物供給基盤整備事業（補助）（9地区）
2	広域水産物供給基盤整備事業（補助）（5地区）
3	海岸保全施設整備事業（補助）（5地区）
4	海岸環境整備事業（補助）（4地区）
5	漁村総合整備事業（補助）（10地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表15-4-(20)参照。

- (11) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度末及び平成 25 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 5 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 4 月 6 日及び平成 25 年 3 月 29 日に「研究開発の事業評価書」として公表。

表 15-3-ナ 研究課題を対象として事後評価した政策（終了時）

No.	評価対象政策
1	鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫等の効率的なリスク低減技術の開発
2	生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発
3	新農業展開ゲノムプロジェクト
4	農林水産物・食品の機能性等を解析・評価するための基盤技術の開発
5	生物の光応答メカニズムの解明と省エネルギー、コスト削減技術の開発

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表15-4-(21)参照。

- (12) 「平成 24 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の 22 政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 15-3-2 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
2	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
3	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
4	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）	継続が妥当	引き続き推進
5	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
6	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
7	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
8	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
9	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
10	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（林地保有の合理化）	継続が妥当	引き続き推進
12	転廃業助成金等に係る課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
13	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
14	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
15	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
16	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
17	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
18	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
19	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
20	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
21	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
22	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(22) 参照。

- (13) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上の 1 つの研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 3 月 29 日に「研究制度の事業評価書」として公表。

表 15-3-3 研究制度を対象として事後評価した政策（終了時）

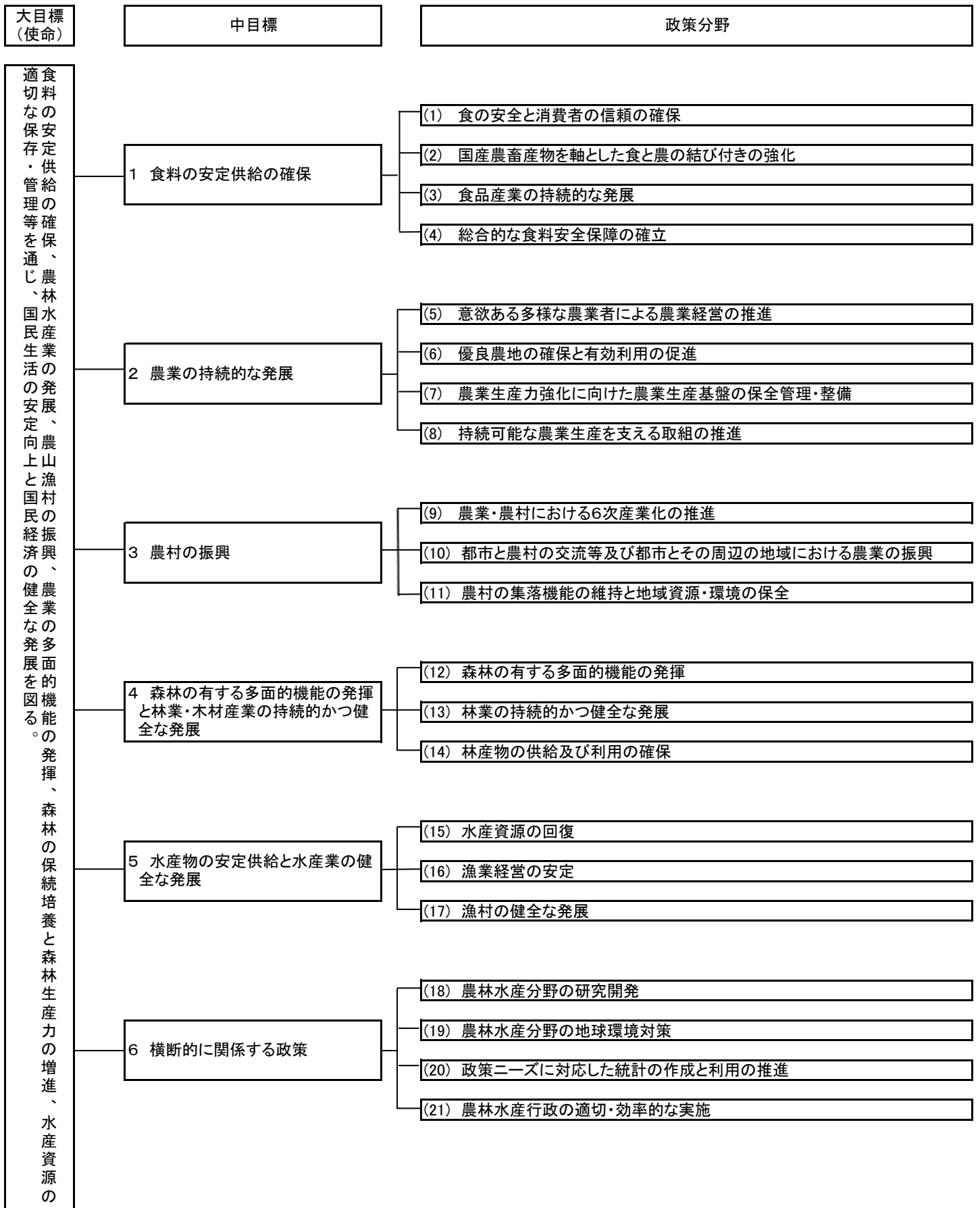
No.	評価対象政策
1	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(23) 参照。

別表

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ(http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/24seisaku_yosan.pdf)参照

經濟産業省

＜経済産業省＞

表 16-1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成16年4月1日変更 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日変更 平成19年8月31日変更 平成19年9月26日変更 平成22年6月1日変更 平成23年6月27日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 原則として、法第9条及び法施行令第3条に掲げる政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制、租税特別措置等）を対象とし、事業評価を実施する。
	3 事後評価の対象等	○ 経済産業省の政策体系に掲げる政策について、成果目標及び目標達成度を把握するための指標を設定し、原則として毎年度、成果目標の達成に向けた進捗状況又は達成度合について実績評価を実施する。具体的な実施方針は、毎年度、経済産業省事後評価実施計画において明らかにする。 ○ 「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うもの）に係る政策については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」に基づき事後評価を実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。
実施計画の名称	平成24年度経済産業省事後評価実施計画（平成24年3月30日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後評価の対象：政策の柱を「経済成長」「対外経済政策」「資源エネルギー・環境政策」「取引・経営の安心」「生命・身体の安全」の5つに集約し、その全てを対象とする。 ○ 事後評価の方法：評価対象となる政策を主管する局等の長は、可能な限り定量的な方法で評価を行うことを基本とし、これが難しい場合には客観的な事実等を用いながら評価を行う。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 16-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の 内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況 の内訳別件数	
事前評価	事前評価：5件 (租税特別措置等：29件) 〔表 16-3-ア〕	実施すること が妥当	5	評価結果を踏まえ、評価対象施策 を実施することとした	5	
				<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 概算要求に反映 5件 機構・定員要求に反映 5件 (うち、機構3件、定員5件) 〕		
	事前評価：4件 (規制) 〔表 16-3-イ〕	規制の新設・ 改廃は妥当	4	評価結果を踏まえ、規制の新設又 は改廃を行うこととした	4	
事後評価	実施計画期 間内の評価 対象政策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式：5件 〔表 16-3-エ〕	事業の一部改 善・見直しを 行った上で、 引き続き実施 することが妥 当	5	評価結果を踏まえ、評価対象施策 の改善・見直しを行った(するこ ととした又はする予定) 【改善・見直し】	5
					政策の重点化等	5
	事業評価方式：1件 (公共事業) 〔表 16-3-オ〕	事業の継続が 妥当	1	評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
未着手 (法第7条第2項 第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項 第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	—
その他の政 策 (法第7条第2項 第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	—

表 16-3 経済産業省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成 25 年度予算概算要求等に当たり、以下の 5 政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度政策評価（事前評価・事後評価）」として公表。

表 16-3-ア 新規施策を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	経済成長
2	対外経済政策
3	資源エネルギー・環境政策
4	取引・経営の安心
5	生命・身体の安全

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表16-4-(1)参照。
2 表16-3-アに掲げる政策に含まれる租税特別措置等については以下29件。

No.	評価対象政策
	1 経済成長
1	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置
2	ベンチャー企業の事業拡大に係る税制優遇措置の創設
3	創業時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設
4	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置
5	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価 T O B に応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等
6	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
7	技術研究組合の所得計算の特例
8	非居住者等が受け取る振替社債の利子等に係る非課税化の恒久化
9	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）
10	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用
11	車体課税の抜本的見直し（自動車税のグリーン化関連）
12	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
13	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置
	2 対外経済政策
—	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置（再掲）
—	非居住者等が受け取る振替社債の利子等に係る非課税化の恒久化（再掲）
	3 資源エネルギー・環境政策
14	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設
15	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
16	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（グリーン投資減税）
17	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例
18	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置
19	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
20	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
21	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置

—	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置（再掲）
	4 取引・経営の安心
22	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し
23	小規模会社の非上場株式等についての課税価格の計算の特例
24	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減
25	保険会社等の異常危険準備金の延長
26	中小企業者等の法人税率の特例
27	商業・サービス中小企業活性化税制
28	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充
29	少額償却資産の固定資産税の課税客体からの除外措置
—	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置（再掲）

(2) 規制の新設又は改廃に係る政策について評価を行い、その結果を平成 24 年 5 月 16 日、5 月 28 日及び 25 年 2 月 15 日に「事前評価書」として公表。

表 16-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	ワシントン条約対象貨物の携帯品特例に関する輸出規制の見直し
2	国際的な枠組みにおける合意に基づく輸出規制対象範囲の改正等
3	工場立地法の規制対象業種の見直し
4	エネルギー消費効率の向上を義務付ける対象品目の追加を行う規制の影響

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 16-4-(2) 参照。

(3) 「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成 25 年度予算概算要求等に当たり、以下の工業用水道事業 3 事業について事前評価を実施し、その結果を平成 25 年 4 月 7 日に「平成 24 年度事前評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 16-3-ウ 工業用水道事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	工業用水道事業（3 事業）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 16-4-(3) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 24 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、以下の 5 政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度政策評価（事前評価・事後評価）」として公表。

表 16-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	経済成長	事業の一部改善・見	改善・見直し

		直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	
2	対外経済政策	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
3	資源エネルギー・環境政策	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
4	取引・経営の安心	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
5	生命・身体の安全	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表16-4-(4)参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成 24 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業について事後評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

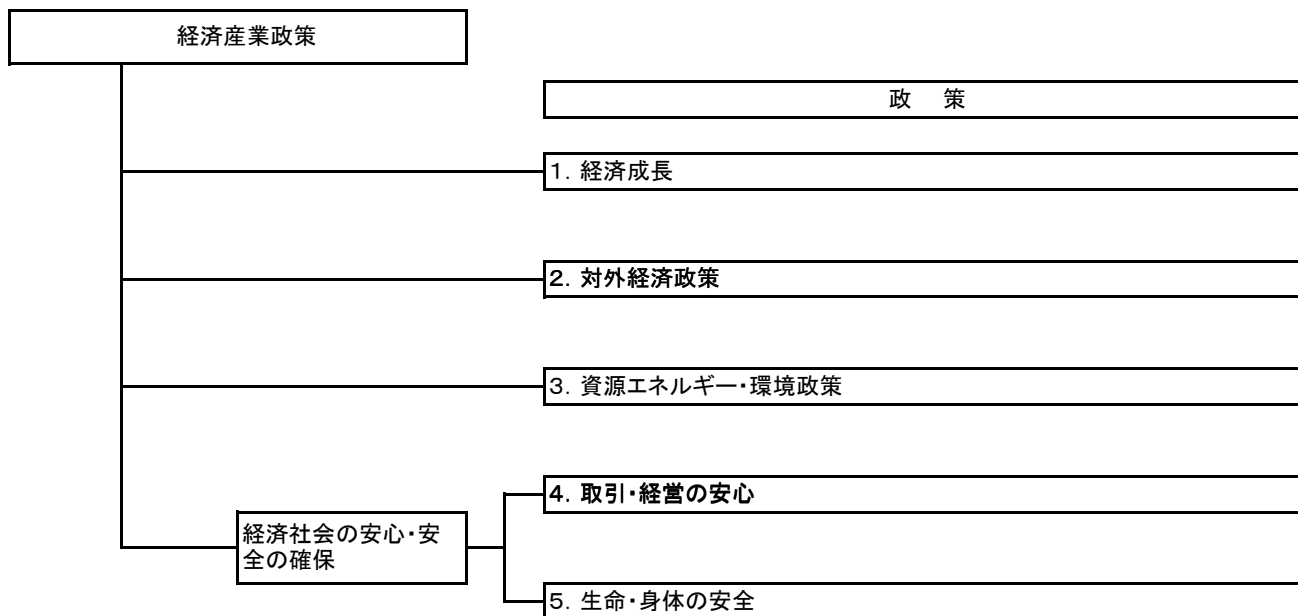
表 16-3-オ 工業用水道事業を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業	事業の継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表16-4-(5)参照。

政策体系(経済産業省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ(http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/seisaku_01.pdf)参照

国土交通省

《国土交通省》

表 17-1 国土交通省の政策評価に関する計画の策定状況

<p>基本計画の名称</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画（平成14年3月22日策定） 平成15年3月27日変更 平成15年7月15日変更 平成15年10月10日変更 平成16年7月30日変更 平成17年7月29日変更 平成18年8月4日変更 平成19年3月30日変更 平成19年8月10日変更 平成19年10月1日変更 平成21年3月31日変更 平成22年3月29日変更 平成22年7月23日変更 平成23年9月30日変更 平成24年9月7日最終変更</p>		
<p>基本計画の主な規定内容</p>	<p>1 計画期間 2 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成21年度から25年度までの5年間</p> <p>○ 政策アセスメント（事業評価方式） 以下に該当する施策等のうち社会的影響の大きいものは必要に応じ政策アセスメントの対象とする。ただし、個別公共事業の新規事業採択時評価、個別研究開発課題の事前評価、規制の事前評価及び租税特別措置等に係る事前評価の対象は除く。 ア 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。） イ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの</p> <p>○ 個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。以下同じ。） ウ 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、イに該当するものを除く。以下同じ。）</p> <p>○ 個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</p> <p>○ 規制の事前評価（事業評価方式） 法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象とする。</p> <p>○ 租税特別措置等に係る事前評価（事業評価方式） 法施行令第3条第7号及び第8号に規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。</p>	
	<p>3 事後評価の対象等</p>	<p>○ 政策チェックアップ（実績評価方式） 国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標を設定する。その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策目標を明らかにし、政策チェックアップを施策目標の単位で実施する。</p> <p>○ 政策レビュー（総合評価方式） 以下の基準等に基づいて選定するテーマを政策レビューの対象とする。 ア 国土交通省の政策課題として重要なもの イ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの ウ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの エ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの</p> <p>○ 個別公共事業の再評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等 ○ 個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等 ○ 個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 租税特別措置等に係る事後評価（事業評価方式） 基本方針 I 5カに規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。 ○ 法律により事後評価の実施が義務付けられた計画等 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第6条第1項の全国計画、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業、及び住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項の全国計画については、政策チェックアップ又は政策レビューの手法により政策評価を実施する。 政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標等及び業績目標を設定する。政策レビューによる場合は、実施計画において、評価対象をテーマとして設定する。 	
4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各局等は、評価結果を予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の企画立案作業における重要な情報として、適切に活用する。また、基本的方針等の策定に当たっても、評価結果を有用な情報として活用する。	
5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットにより政策評価に関する情報を公表する場合は、電子メールによる意見等の受付アドレスを記載するなど、政策評価に関する国民からの意見等の提出の機会を確保するように努める。 ○ 提出された意見等については、国土交通省内における各局等への通知、意見等の概要やそれへの対応状況・考え方等に関する第三者の意見を聴取する場への報告等を行うとともに、可能な限り回答を行うなど適切な対応に努める。 <p>また、政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるため、政策統括官（政策評価）及び各局等の政策評価担当窓口を公表する。</p>	
実施計画の名称	平成 24 年度国土交通省事後評価実施計画（平成 23 年 9 月 30 日策定） 平成 24 年 3 月 30 日変更 平成 24 年 9 月 7 日最終変更	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策チェックアップ：13の政策目標に係る政策 ○ 政策レビュー：12テーマ ○ 個別公共事業の再評価：243事業 ○ 個別公共事業の完了後の事後評価：67事業 ○ 個別研究開発課題の中間評価：2事業 ○ 個別研究開発課題の終了時の事後評価：68課題
	2 5年未着工・10年継続中（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	○ 該当なし

表 17-2 国土交通省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価	政策アセスメント（事業評価方式）：62件 〈25年度予算概算要求時：26件〉 [表17-3-ア] 〈25年度予算概算要求の入れ替え要求時：24件〉 [表17-3-イ] 〈24年度補正予算関係：9件〉 [表17-3-ウ] 〈25年度予算概算要求時実施分及び24年度補正予算関係実施分修正等：3件〉 [表17-3-エ]	新規施策の評価は妥当	62	評価結果を踏まえ、新規施策の導入に係る措置を講じた	62
				〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 概算要求に反映 50件 機構・定員要求に反映 11件 （うち、機構3件、定員11件）	
	規制の事前評価（事業評価方式）：21件 [表17-3-オ]	規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の評価は妥当	21	評価結果を踏まえ、規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の導入に係る措置を講じた	21
	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）：217件 〈24年度工事実施計画認可時：3件〉 [表17-3-カ] 〈25年度予算概算要求時：4件〉 [表17-3-キ] 〈25年度予算に向けた事業（直轄事業）：1件〉 [表17-3-ク] 〈24年度補正予算に係る評価：12件〉 [表17-3-ケ] 〈25年度予算に向けた事業（直轄事業等）：15件〉 [表17-3-コ] 〈25年度予算に向けた事業（補助事業等）：182件〉 [表17-3-サ]	事業の採択は妥当	217	平成25年度予算等に反映した	217
				〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 （概算要求に反映 5件）	
	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）：89件 〈25年度予算概算要求時：44件〉 [表17-3-シ] 〈24年度末公表：45件〉 [表17-3-ス]	課題の採択は妥当	89	平成25年度予算等に反映した	89
			〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 （概算要求に反映 44件）		
租税特別措置等の事前評価（事業評価方式）：26件 [表17-3-セ]	租税特別措置等によることが妥当	26	平成25年度税制改正要望に反映した	26	
事後評価	政策チェックアップ（実績評価方式）：44件 （44施策目標） [実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）] [表17-3-ソ]	順調である	11	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進した 【引き続き推進】	27
		おおむね順調である	24	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	
		努力が必要である	9		
				〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 概算要求に反映 44件 機構・定員要求に反映 5件 （うち、定員5件）	

<p>政策レビュー（総合評価方式）：8 テーマ 〔実施計画期間内の評価対象政策（法 第7条第2項第1号）8件〕 〔表17-3-タ〕</p> <p>{政策レビュー（総合評価方式）： 3テーマ} 〔表17-3-チ〕</p>	<p>目標の達成状況等 について分析を行 い、その要因や課 題を明らかにした</p>	8	<p>評価結果を踏まえ、今後の 予算要求等に適切に反映す る 【引き続き推進】</p>	8
<p>個別公共事業の再評価（事業評価 方式）：259件{5件}</p> <p>〈24年度予算に係る評価（ダム事業） ：27件〕〔表17-3-ツ〕</p> <p>〈25年度予算概算要求時実施：11件〕 〔表17-3-テ〕</p> <p>〈25年度予算に係る評価（ダム事業） ：2件〕〔表17-3-ト〕</p> <p>〈25年度予算に向けた事業（直轄事業 等）：187件{1件}〕〔表17-3-ナ〕</p> <p>〈25年度予算に向けた事業（補助事業 等）：32件{4件}〕 〔表17-3-ニ、ヌ〕</p> <p>〔〔実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）259件 {5件}〕 〔未着手（法第7条第2項第2号イ） 0件〕 〔未了（法第7条第2項第2号ロ） 0件〕〕</p>	<p>事業の継続が妥当</p>	244	<p>事業を継続 【引き続き推進】</p>	244
	<p>事業の中止が妥当</p>	15	<p>事業を中止 【廃止、休止、中止】</p>	15
<p>〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 （概算要求に反映 11件）</p>				
<p>個別公共事業の完了後の事後評価 （事業評価方式）：74件{1件}</p> <p>〔表17-3-ネ〕</p>	<p>再事後評価、改善 措置の必要なし</p> <p>再事後評価の実施 が必要</p>	73	<p>再事後評価の実施、改善措 置の実施の必要性を判断し た</p>	74
		1		
<p>個別研究開発課題の中間評価（事 業評価方式）：3件</p> <p>〔実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）〕 〔表17-3-ノ、ハ〕</p>	<p>研究開発課題の継 続は妥当</p>	3	<p>平成25年度予算に反映した 【引き続き推進】</p>	3
<p>個別研究開発課題の終了時評価 （事業評価方式）：67件</p> <p>〔実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）〕 〔表17-3-ヒ〕</p>	<p>研究開発課題の最 終的な成果を確認 し、必要に応じて 課題を明らかにし た</p>	67	<p>今後の研究開発課題の実施 に当たり適切に反映する</p>	67

(注) { }は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 17-3 国土交通省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 25 年度予算概算要求に当たり、予算概算要求等に係るものを中心とする 26 の施策を対象として、政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 25 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表 17-3-ア 政策アセスメントを実施した施策（25 年度予算概算要求時）

No.	評価対象施策
政策目標 2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	
1	超小型モビリティの導入促進（仮称）
2	農のあるまちづくり推進事業の創設
政策目標 3. 地球環境の保全	
3	低炭素まちづくりに向けたコンパクトシティの形成の推進
政策目標 4. 水害等災害による被害の軽減	
4	降灰警報の発表
5	下水道総合地震対策事業の拡充
6	建築物の耐震化の緊急促進事業の創設
政策目標 5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
7	鉄道施設の耐震対策の推進
8	情報管理の強化
9	津波防災対策の推進
政策目標 6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
10	三大湾等における総合的な地震・津波対策の推進
11	資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた広域的・効率的な海上輸送ネットワークの形成
12	公民連携方式の災害救援フェリーを活用した救援体制・緊急輸送ネットワークの整備に対する支援制度の創設
13	東南アジア・訪日100万人プランの展開
14	観光地域ブランド確立支援事業の創設
政策目標 7. 都市再生・地域再生の推進	
15	豪雪地帯における除排雪体制整備の推進
16	国際競争力強化のための物流拠点整備・改善支援
政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
17	社会資本の適度な維持管理・更新の推進
18	官民連携による社会資本の整備等に係る先導的取組の推進
19	ベンチマークの開発による環境不動産の普及促進
20	不動産証券化を活用した地域活性化の推進
21	防災パッケージの推進
22	海洋産業の戦略的育成のための総合対策
政策目標 10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	
23	広域的な地域間共助推進事業の創設
24	離島活性化交付金（仮称）の創設
政策目標 11. ICTの利活用及び技術研究開発の推進	
25	交通運輸分野の新たな技術開発推進制度の創設
政策目標 12. 国際協力、連携等の推進	
26	海外における鉄道新線建設調査事業の創設

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表 17-4-(1) 参照。

- (2) 平成 25 年度予算概算要求（入れ替え）に当たり、以下の 24 の施策を対象として、政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 25 年 2 月 26 日に「平成 25 年度予算

概算要求に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表 17-3-イ 政策アセスメントを実施した施策〈25年度予算概算要求（入れ替え）時〉

No.	評価対象施策
政策目標 2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	
1	農のあるまちづくり推進事業の創設
政策目標 3. 地球環境の保全	
2	地域の生活に必要な都市機能を確保するまちづくり（コンパクトシティ形成支援事業）
政策目標 4. 水害等災害による被害の軽減	
3	降灰警報の発表
4	下水道総合地震対策事業の拡充
5	建築物の耐震化の緊急促進事業の創設
6	防災分野の海外展開支援
政策目標 5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
7	情報管理の強化
政策目標 6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
8	三大湾における総合的な地震・津波対策の推進
9	資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた広域的・効率的な海上輸送ネットワークの形成
10	公民連携方式の災害救援フェリーを活用した救援体制・緊急輸送ネットワークの整備に対する支援制度の創設
11	東南アジア・訪日100万人プランの展開
12	観光地域ブランド確立支援事業の創設
政策目標 7. 都市再生・地域再生の推進	
13	豪雪地帯における除排雪体制整備の推進
14	国際競争力強化のための物流拠点整備・改善支援
政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
15	社会資本の適確な維持管理・更新の推進
16	官民連携による社会資本の整備等に係る先導的取組の推進
17	ベンチマークの開発による環境不動産の普及促進
18	地域の活性化のための不動産再生の促進
19	海洋産業の戦略的育成のための総合対策
政策目標 10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	
20	広域的な地域間共助推進事業の創設
21	災害に強い国土に向けたグランドデザインの策定
22	離島活性化交付金（仮称）の創設
政策目標 11. ICTの利活用及び技術研究開発の推進	
23	交通運輸分野の新たな技術開発推進制度の創設
政策目標 12. 国際協力、連携等の推進	
24	海外における鉄道新線建設調査事業の創設

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表17-4-(2)参照。

- (3) 平成 24 年度補正予算に当たり、同補正予算に伴う 9 の施策を対象として、政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 25 年 2 月 26 日に「平成 24 年度補正予算に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表 17-3-ウ 政策アセスメントを実施した施策〈24年度補正予算関係〉

No.	評価対象施策
政策目標 2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	
1	超小型モビリティの導入促進
政策目標 5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
2	鉄道施設の緊急耐震対策
3	鉄道施設の老朽化対策

4	津波防災対策の推進
政策目標 6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
5	訪日個人・ビジネス関係旅行者等誘致の強化事業
6	官民協働した魅力ある観光地の再建・強化
政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
7	耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成のための官民ファンドの創設
8	災害対応を円滑に実施するための取組を行う地域の建設企業への支援
政策目標 10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	
9	離島活性化事業費補助金の創設

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 17-4-(3) 参照。
2 No.1、No. 2 及び No. 4 は、平成 24 年 9 月 7 日に「平成 25 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果(事前評価書)」として作成したものを修正したものである。

(4) 「平成 25 年度予算概算要求に係る政策アセスメント結果(事前評価書)」(平成 25 年 2 月 26 日公表) 及び「平成 24 年度補正予算に係る政策アセスメント結果(事前評価書)」(平成 25 年 2 月 26 日公表) に、必要な修正及び追加を行い、25 年 4 月 5 日に「平成 24 年度政策アセスメント結果評価書」として公表。

表 17-3-エ 政策アセスメントを実施した施策〈25 年度予算概算要求時実施分及び 24 年度補正予算関係実施分の追加修正等〉

No.	評価対象施策
〈25 年度予算概算要求時実施分〉	
政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
1	海洋産業の戦略的育成のための総合対策
〈24 年度補正予算関係実施分〉	
政策目標 5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
2	鉄道施設の老朽化対策
政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
3	耐震・環境不動産形成促進事業

(注) 1 当該公表は、「国土交通省政策評価実施要領～政策アセスメント・政策チェックアップ・政策レビューの実施について～」(平成 24 年 9 月) II 3 (3) に基づくものである。
2 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 17-4-(4) 参照。

(5) 規制の新設又は改廃(21 件)に係る政策を対象として評価(事業評価方式)を実施し、その結果を平成 24 年 5 月 14 日、7 月 11 日、8 月 7 日、10 月 3 日、11 月 2 日、11 月 6 日、11 月 22 日、25 年 2 月 26 日、3 月 7 日、3 月 14 日及び 3 月 28 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 17-3-オ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案
2	都市再開発法施行令及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案
3	建築基準法施行令の一部を改正する政令案
4	都市の低炭素化の促進に関する法律施行令案
5	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令及び排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令案
6	道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令案
7	河川法施行令の一部を改正する政令案

8	建築基準法施行令の一部を改正する政令案
9	建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（7件）
10	気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案
11	道路法等の一部を改正する法律案（2件）
12	港湾法の一部を改正する法律案（2件）
13	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表17-4-(5)参照。
2 表中の()の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(6) 以下の3事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成24年6月29日に「個別公共事業の評価書（整備新幹線整備事業）」として公表。

表17-3-カ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈24年度工事実施計画認可時〉

No.	事業区分	件数
1	整備新幹線整備事業	3

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表17-4-(6)参照。

(7) 平成25年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置を公表する事業に係る4事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成24年9月7日に「平成25年度予算概算要求等に係る個別公共事業評価書」として公表。

表17-3-キ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈25年度予算概算要求時〉

No.	事業区分	件数
1	船舶建造事業	3
2	海上保安官署施設整備事業	1
	計	4

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表17-4-(7)参照。

(8) 平成25年度予算に向けた評価として、直轄事業について、1事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成25年1月25日に「平成25年度予算概算要求に係る個別公共事業の評価書（空港整備事業）」として公表。

表17-3-ク 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈25年度予算に向けた事業（直轄事業）〉

No.	事業区分	件数
1	空港整備事業 直轄事業	1

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表17-4-(8)参照。

(9) 平成24年度補正予算に係る評価として、12事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、「平成25年度予算概算要求等に係る個別公共事業評価書」において評価結果を公表済みの1事業を含め、その結果を平成25年2月26日に「平成24年度補正予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表 17-3-ケ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈24年度補正予算に係る評価〉

No.	事業区分	件数	公表済分
1	都市・幹線鉄道整備事業	直轄事業等	1
		補助事業	10
2	船舶建造事業	1	1
		—	—
計		12	1

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表17-4-(9)参照。

- (10) 平成25年度予算に向けた評価等として、直轄事業等について、15事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所ですべて予算決定された4事業を含め、その結果を平成25年5月14日に「個別公共事業の評価書（その2）—平成24年度—」として公表。

表 17-3-コ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈25年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉

No.	事業区分	件数	公表済分
1	河川事業	直轄事業	2
2	道路・街路事業	直轄事業等	10
3	港湾整備事業	直轄事業	3
4	空港整備事業	直轄事業	—
5	海上保安官署施設整備事業	—	1
6	船舶建造事業	—	2
計		15	4

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表17-4-(10)参照。

2 上記事業のうち、船舶建造事業2件については、平成24年度予備費に係る評価である。またこの2件の内1件については、公表分から事業内容の変更あり。

- (11) 平成25年度予算に向けた評価として、補助事業等について、182事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成25年5月15日に「個別公共事業の評価書（その3）—平成24年度—」として公表。

表 17-3-サ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈25年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

No.	事業区分	件数
1	河川事業	補助事業
2	道路・街路事業	補助事業等
3	都市・幹線鉄道整備事業	165
4	奄美群島振興開発事業	1
計		182

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表17-4-(11)参照。

- (12) 新規課題として開始しようとする44の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成24年9月7日に「平成25年度予算概算要求等に係る個別研究開発課題評価書」として公表。

表 17-3-シ 事前評価を実施した個別研究開発課題〈25 年度予算概算要求時〉

No.	評価対象研究開発課題
1	災害拠点建築物の機能継続技術の開発
2	社会資本等の維持管理効率化・高度化のための情報蓄積・利活用技術の開発
3	電力依存度低減に資する建築物の評価・設計技術の開発
4	鉄道設備の安全確認用画像圧縮技術の開発
5	津波による橋りょう流失のメカニズム解明と対策法の開発
6	地上構造物の更新技術の開発
7	地域鉄道に対応した軌道構造改良計画システムの開発
8	車上連動による列車制御システムの開発
9	海洋産業の戦略的育成に向けた技術研究開発
10	下水道施設の戦略的な耐震対策優先度評価手法に関する調査
11	地域の住宅生産技術に対応した省エネルギー技術の評価手法に関する研究
12	港湾堤外地における津波からの安全性向上に関する研究
13	東日本大震災によって影響を受けた港湾域の環境修復技術に関する研究
14	空港土木施設の維持管理効率化に向けた手法・技術に関する研究
15	港湾分野における技術・基準類の国際展開方策に関する研究
16	衛星干渉 SAR による高度な地盤変動監視のための電離層補正技術に関する研究
17	地震ハザードマップ作成のための土地の脆弱性情報の効率的整備に関する研究
18	On Site Visualization のコンセプトに基づく低コスト・低消費電力型モニタリングシステムの開発
19	限界耐力設計法に対応した免震構造の開発
20	荷重と環境作用を考慮した鋼橋の新しいライフサイクル耐久性評価システムの開発
21	次世代無人化施工システムの開発
22	小型加振器を用いた道路橋 RC 床版と踏掛版の健全性評価
23	無人化施工による応急対応技術とその基盤となるデジタル通信技術の開発
24	発泡ポリスチレンを用いた軽量・不燃・断熱天井材の開発
25	構造物の中性化防止、塩害防止、剥落防止機能付きひび割れ検出工法の開発
26	都市水害の減災に資するダブルレイヤ貯水・排水システムの開発
27	歴史的な町並みを有する飛騨・高山の伝統的な木造技術を継承した新木造技術の開発
28	災害復旧を目的とした円筒金網とチェーンを用いた簡便な補強土工法の開発
29	低コスト・高精度な地盤調査法に基づく宅地の液状化被害予測手法の開発
30	動的貫入試験による経済的で高精度な液状化調査法の研究開発
31	宅地、堤防等において従来とほぼ同程度の精度で安価かつ効率的な液状化判定システムの開発
32	ピークカット及び省エネルギー計画のための総合的シミュレーションツールの技術開発
33	電力ピークカット及び快適性向上に資する太陽熱を利用した住宅向け調湿・除湿並びに低温床暖房システムの開発
34	地域型ゼロエネルギー住宅の実用化に関する技術開発
35	潜熱蓄熱材料のパッシブハウスへの導入における評価技術の開発
36	木材の省資源化と省力化を推進させる接合金物の開発と断熱パネルによる省力化工法の検討
37	木造住宅部材の複数回使用を前提とした工法の技術開発
38	木材循環利用による E C O サイトハウスの技術開発
39	乾式窯業外装材(サイディング)の施工方法改善による省資源、廃棄物削減及び安全性向上につながる技術開発
40	分割鋼板と繊維シートを併用した鉄筋コンクリート造柱の居ながら外付け補強法に関する技術開発
41	地盤の液状化抑制工法とその地盤改良機械の技術開発
42	24 時間 365 日の安心、安全な在宅ケア・システムの開発
43	短い埋め込み深さでせん断力と引張力に対して抵抗する外側耐震補強用接合工法の開発
44	住宅等における室内放射線量低減技術の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 17-4-(12) 参照。

また、平成 25 年度概算要求に当たり内容が明らかになった課題を含めた 45 の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、平成 25 年 3 月 29 日に「個別研究開発課題評価書－平成 24 年度－」として公表。

表 17-3-ス 事前評価を実施した個別研究開発課題〈24年度末実施〉

No.	評価対象研究開発課題
1	災害拠点建築物の機能継続技術の開発
2	社会資本等の維持管理効率化・高度化のための情報蓄積・利活用技術の開発
3	電力依存度低減に資する建築物の評価・設計技術の開発
4	鉄道設備の安全確認用画像圧縮技術の開発
5	津波による橋りょう流失のメカニズム解明と対策法の開発
6	地上構造物の更新技術の開発
7	地域鉄道に対応した軌道構造改良計画システムの開発
8	車上連動による列車制御システムの開発
9	海洋産業の戦略的育成に向けた技術研究開発
10	下水道施設の戦略的な耐震対策優先度評価手法に関する調査
11	地域の住宅生産技術に対応した省エネルギー技術の評価手法に関する研究
12	港湾堤外地における津波からの安全性向上に関する研究
13	東日本大震災によって影響を受けた港湾域の環境修復技術に関する研究
14	港湾分野における技術・基準類の国際展開方策に関する研究
15	持続可能な社会・経済・生活を支える社会資本の潜在的役割・効果に関する研究
16	道路インフラと自動車技術との連携による次世代 ITS の開発
17	衛星干渉 SAR による高度な地盤変動監視のための電離層補正技術に関する研究
18	地震ハザードマップ作成のための土地の脆弱性情報の効率的整備に関する研究
19	On Site Visualization のコンセプトに基づく低コスト・低消費電力型モニタリングシステムの開発
20	限界耐力設計法に対応した免震構造の開発
21	荷重と環境作用を考慮した鋼橋の新しいライフサイクル耐久性評価システムの開発
22	次世代無人化施工システムの開発
23	小型加振器を用いた道路橋 RC 床版と踏掛版の健全性評価
24	無人化施工による応急対応技術とその基盤となるデジタル通信技術の開発
25	発泡ポリスチレンを用いた軽量・不燃・断熱天井材の開発
26	構造物の中性化防止、塩害防止、剥落防止機能付きひび割れ検出工法の開発
27	都市水害の減災に資するダブルレイヤ貯水・排水システムの開発
28	歴史的な町並みを有する飛騨・高山の伝統的な木造技術を継承した新木造技術の開発
29	災害復旧を目的とした円筒金網とチェーンを用いた簡便な補強土工法の開発
30	低コスト・高精度な地盤調査法に基づく宅地の液状化被害予測手法の開発
31	動的貫入試験による経済的で高精度な液状化調査法の研究開発
32	宅地、堤防等において従来とほぼ同程度の精度で安価かつ効率的な液状化判定システムの開発
33	ピークカット及び省エネルギー計画のための総合的シミュレーションツールの技術開発
34	電力ピークカット及び快適性向上に資する太陽熱を利用した住宅向け調湿・除湿並びに低温床暖房システムの開発
35	地域型ゼロエネルギー住宅の実用化に関する技術開発
36	潜熱蓄熱材料のパッシブハウスへの導入における評価技術の開発
37	木材の省資源化と省力化を推進させる接合金物の開発と断熱パネルによる省力化工法の検討
38	木造住宅部材の複数回使用を前提とした工法の技術開発
39	木材循環利用による E C O サイトハウスの技術開発
40	乾式窯業外装材（サイディング）の施工方法改善による省資源、廃棄物削減及び安全性向上につながる技術開発
41	分割鋼板と繊維シートを併用した鉄筋コンクリート造柱の居ながら外付け補強法に関する技術開発
42	地盤の液状化抑制工法とその地盤改良機械の技術開発
43	24 時間 365 日の安心、安全な在宅ケア・システムの開発
44	短い埋め込み深さでせん断力と引張力に対して抵抗する外側耐震補強用接合工法の開発
45	住宅等における室内放射線量低減技術の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 17-4-(13) 参照。

- (13) 租税特別措置等に係る 26 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「租税特別措置等に係る政策評価書」として公表。

表 17-3-セ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
2	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
3	P F I 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設
4	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長
5	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
6	特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区）の拡充及び 2 年延長
7	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長
8	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長
9	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長
10	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し
11	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係）
12	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
13	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への 5,000 万円特別控除の適用
14	都市再生緊急整備地域に係る課税の特別措置の延長
15	認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置の延長
16	認定集約都市開発事業に係る買換え特例等の創設
17	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長
18	都市計画事業認可の前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充
19	特定緑地管理機構に係る緑地管理機構の課税の特例措置の拡充
20	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長
21	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（グリーン投資減税）
22	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化
23	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
24	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置の延長
25	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充
26	船舶に係る特別償却制度の延長

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 17-4-(14) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

44 の施策目標に係る政策を対象に政策チェックアップ（実績評価方式）を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 23 年度政策チェックアップ評価書」として公表。

表 17-3-ソ 政策チェックアップを実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	努力が必要である	引き続き推進

2	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	おおむね順調である	改善・見直し
3	総合的なバリアフリー化を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
4	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
5	快適な道路環境等を創造する	順調である	改善・見直し
6	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
7	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	努力が必要である	引き続き推進
8	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
9	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	おおむね順調である	改善・見直し
10	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	おおむね順調である	改善・見直し
11	住宅・市街地の防災性を向上する	努力が必要である	改善・見直し
12	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
13	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
14	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
15	道路交通の安全性を確保・向上する	おおむね順調である	引き続き推進
16	自動車事故の被害者の救済を図る	順調である	引き続き推進
17	自動車の安全性を高める	順調である	引き続き推進
18	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	順調である	引き続き推進
19	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
20	観光立国を推進する	努力が必要である	改善・見直し
21	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	努力が必要である	改善・見直し
22	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	努力が必要である	引き続き推進
23	整備新幹線の整備を推進する	順調である	引き続き推進
24	航空交通ネットワークを強化する	おおむね順調である	引き続き推進
25	都市再生・地域再生を推進する	努力が必要である	改善・見直し
26	鉄道網を充実・活性化させる	おおむね順調である	改善・見直し
27	地域公共交通の維持・活性化を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
28	都市・地域における総合交通戦略を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
29	道路交通の円滑化を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
30	社会資本整備・管理等を効果的に推進する	おおむね順調である	引き続き推進
31	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
32	建設市場の整備を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
33	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	順調である	引き続き推進
34	地籍の整備等の国土調査を推進する	努力が必要である	改善・見直し
35	自動車運送業の市場環境整備を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
36	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	努力が必要である	引き続き推進
37	総合的な国土形成を推進する	順調である	引き続き推進
38	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
39	離島等の振興を図る	順調である	引き続き推進
40	北海道総合開発を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
41	技術研究開発を推進する	順調である	引き続き推進
42	情報化を推進する	順調である	引き続き推進
43	国際協力、連携等を推進する	順調である	改善・見直し
44	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	おおむね順調である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表17-4-(15)参照。

(2) 以下の8のテーマを対象として政策レビュー（総合評価方式）を実施し、その結果を平成25年3月29日に「平成24年度政策レビュー結果（評価書）」として公表。

表 17-3-タ 政策レビューを実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	技術研究開発の総合的な推進	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
2	環境政策の推進	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
3	国土形成計画（全国計画）	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
4	トン数標準税制の導入による安定的な国際海上輸送の確保	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
5	航空自由化の推進	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
6	新たな北海道総合開発計画の中間点検	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
7	緊急地震速報の利用の拡大	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
8	新たな船舶交通安全政策の推進	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表17-4-(16)参照。

また、以下の3のテーマについては、政策レビュー（総合評価方式）を実施中であり、平成25年度内に評価結果を取りまとめる予定。

表 17-3-チ 政策レビューを実施中の政策

No.	評価対象政策
1	不動産投資市場の条件整備
2	バス・タクシーに関する施策
3	地理空間情報の整備、提供、活用

(3) 平成24年度予算に係る評価として、ダム関係の事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、4事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）」として平成24年6月11日に、4事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その2」として7月2日に、3事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その3」として7月23日に、4事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その4」として7月30日に、1事業について「平成25年度予算概算要求等に係る個別公共事業評価書」として9月7日に、3事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その5」として11月12日に、2事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その6」として12月6日に、3事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その7」として25年1月25日に、3事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その8」として1月28日に、それぞれその結果を公表。

表 17-3-ツ 再評価を実施した個別公共事業（24年度予算（ダム事業）に係る評価）

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業等	9	事業の継続が妥当（8件） 事業の中止が妥当（1件）	引き続き推進（8件） 廃止、休止、中止（1件）
		補助事業	18	事業の継続が妥当（9件） 事業の中止が妥当（9件）	引き続き推進（9件） 廃止、休止、中止（9件）
計			27	—	—

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表17-4-(17)参照。

- （4）平成25年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置を公表する事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、10事業について「平成25年度予算概算要求等に係る個別公共事業評価書」として平成24年9月7日に、「平成25年度予算概算要求等に係る個別公共事業評価書」において評価手続中となった1事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その6」として12月6日にそれぞれその結果を公表。

表 17-3-テ 再評価を実施した個別公共事業（25年度予算概算要求時実施）

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業	5 [評価手続中：1]	事業の継続が妥当（5件）	引き続き推進
2	官庁営繕事業		5	事業の継続が妥当（4件） 事業の中止が妥当（1件）	引き続き推進（4件） 廃止、休止、中止（1件）
3	ダム事業	直轄事業	1	事業の中止が妥当（1件）	廃止、休止、中止
計			11	—	—

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表17-4-(18)参照。

- （5）平成25年度予算に係る評価として、ダム関係の事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、1事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その7」として平成25年1月25日に、1事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その8」として1月28日にそれぞれその結果を公表。

表 17-3-ト 再評価を実施した個別公共事業（25年度予算（ダム事業）に係る評価）

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業	2	事業の継続が妥当（2件）	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表17-4-(19)参照。

- （6）平成25年度予算に向けた評価として、直轄事業等を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、185事業について、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された9事業を含め、「個別公共事業の評価書—平成24年度—」として平成25年4月16日に、2事業について「個別公共事業の評価書（その3）—平成24年度—」として5月15日にそれぞれその結果を公表。

表 17-3-1 再評価を実施した個別公共事業〈25年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉

No.	事業区分		件数	公表済分	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	河川事業	直轄事業	58	—	事業の継続が妥当 (58件)	引き続き推進
2	砂防事業等	直轄事業	4	—	事業の継続が妥当 (4件)	引き続き推進
3	海岸事業	直轄事業	3	—	事業の継続が妥当 (3件)	引き続き推進
4	道路・街路事業	直轄事業等	95	—	事業の継続が妥当 (95件)	引き続き推進
5	港湾整備事業	直轄事業	20	—	事業の継続が妥当 (20件)	引き続き推進
6	空港整備事業	直轄事業	1	—	事業の継続が妥当 (1件)	引き続き推進
7	都市公園事業	直轄事業	2	—	事業の継続が妥当 (2件)	引き続き推進
8	ダム事業	直轄事業	—	4	事業の継続が妥当 (3件) 事業の中止が妥当 (1件)	引き続き推進 (3件) 廃止、休止、中止 (1件)
9	官庁営繕事業		4 [評価手続 中：1]	—	事業の継続が妥当 (1件) 事業の中止が妥当 (3件)	引き続き推進 (1件) 廃止、休止、中止 (3件)
			—	5	事業の継続が妥当 (4件) 事業の中止が妥当 (1件)	引き続き推進 (4件) 廃止、休止、中止 (1件)
計			187 [評価手続 中：1]	9	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 17-4-(20) 参照。

- (7) 平成 25 年度予算に向けた評価として、補助事業等について、29 事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 15 日に「個別公共事業の評価書（その 3）－平成 24 年度－」として公表。

表 17-3-2 再評価を実施した個別公共事業〈25年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	補助事業	3	事業の継続が妥当（3件）	引き続き推進
2	道路・街路事業	補助事業等	16	事業の継続が妥当（16件）	引き続き推進
3	港湾整備事業	補助事業等	10	事業の継続が妥当（10件）	引き続き推進
計			29	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 17-4-(21) 参照。

- (8) 平成 15 及び 23 年度国土交通省事後評価実施計画に基づき、評価手続中となっていた個別公共事業 3 事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、「個別公共事業の評価書（ダム事業）その 3」において評価結果を公表済みの 2 事業、「個別公共事業の評価書（ダム事業）その 7」において評価結果を公表済みの 1 事業を含め、その結果を平成 25 年 5 月 15 日に「個

別公共事業の評価書（その3）－平成24年度－」として公表。

表 17-3-ヌ 評価手続中となっていた個別公共事業について再評価を実施したもの

No.	事業区分		件数	公表済分	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	補助事業	[評価手続中： 20年度評価1 21年度評価1]	15年度評価 ：2 23年度評価 ：1	事業の中止が 妥当（3件）	廃止、休止、中止
2	港湾整備 事業	補助事業等	23年度評価：2 [評価手続中： 20年度評価1 23年度評価1]	—	事業の継続が 妥当（2件）	引き続き推進
3	都市・幹線鉄道整備事業		23年度評価：1	—	事業の継続が 妥当（1件）	引き続き推進
計			3 [評価手続中： 4]	3	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表17-4-(22)参照。

- (9) 事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した74事業を対象として完了後の事後評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成25年5月15日に「個別公共事業の評価書（その3）－平成24年度－」として公表。

表 17-3-ネ 完了後の事後評価を実施した個別公共事業

No.	事業区分		件数
1	河川事業	直轄事業	13
2	ダム事業	直轄事業等	2
3	砂防事業等	直轄事業	1
4	海岸事業	直轄事業	1
5	道路・街路事業	直轄事業等	38
		補助事業等	4
6	港湾整備事業	直轄事業	7 [評価手続中：1]
7	航空路整備事業	直轄事業	1
8	都市・幹線鉄道整備事業		4
9	官庁営繕事業		3
計			74 [評価手続中：1]

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表17-4-(23)参照。

- (10) 研究期間が5年以上の個別研究開発課題1課題を対象として中間評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成24年9月7日に「平成25年度予算概算要求等に係る個別研究開発課題評価書」として公表。

表 17-3-ノ 中間評価を実施した個別研究開発課題〈25年度予算概算要求時〉

No.	評価対象研究開発課題	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発	研究開発課題の継続は妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 17-4-(24) 参照。

- (11) 平成 25 年度概算要求にあたり実施した課題を含めた 2 の個別研究開発課題を対象として中間評価（事業評価方式）を実施し、平成 25 年 3 月 29 日に「個別研究開発課題評価書－平成 24 年度－」として公表。

表 17-3-ハ 中間評価を実施した個別研究開発課題（24 年度末実施）

No.	評価対象研究開発課題	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発	研究開発課題の継続は妥当	引き続き推進
2	海溝沿い巨大地震の地震像の即時的把握に関する研究	研究開発課題の継続は妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 17-4-(25) 参照。

- (12) 研究期間が終了した個別研究開発課題 67 課題を対象として終了時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 25 年 3 月 29 日に「個別研究開発課題評価書－平成 24 年度－」として公表。

表 17-3-ヒ 終了時評価を実施した個別研究開発課題

No.	評価対象研究開発課題
1	フェイルセーフ機構付き積層ゴム免震装置の開発
2	無線センサネットワークによる多点型土砂災害予測システムの開発
3	道路空間上の移動体に対する局所的大雨情報の伝達システムの開発
4	全層梁降伏型メカニズムを形成する中低層鉄骨ラーメン構造の開発
5	アジア諸国を対象とした社会資本アセットマネジメントのデファクト標準化戦略
6	腐食劣化の生じた実橋梁部材を活用した鋼トラス橋の耐荷性能評価手法に関する研究
7	大面積非構造材落下被害を有効に防ぐためのネット構造施工方法の開発
8	山間遊水池としての洪水調節専用（流水型）ダムの高機能化に関する研究
9	非線形疲労応答解析に基づくコンクリート系橋梁床版の余寿命推定システム
10	X線ライナックを搭載した量子ビームロボットを用いた橋梁部材の計測システムの開発
11	実在文教施設の加力実験に基づく低コスト耐震補強法の開発
12	次世代地域公共交通システムに関する技術開発
13	ふくそう海域での事故半減をめざす ICT を活用した新たな安全システムの構築
14	ヒートポンプと日射利用による快適性の高い省エネ型蓄熱式床暖房の研究開発
15	砕石による地盤改良工法に関する技術開発
16	住宅の床下環境モニタリングと生物劣化予測システムに関する技術開発
17	建設廃棄物の削減及び再資源化に関する技術開発
18	鉄骨ユニットを使用した中高層建物向け建築工法の開発
19	ケミレスタウンを活用したシックハウス対策型住宅（居住ユニット）の開発
20	都市集合住宅の安全安心『21 世紀型コミュニティ』構築支援システムの技術開発
21	空気清浄機能付き換気システムに関する技術開発
22	近未来のライフスタイル変化を考慮したトータル・デマンドの予測手法の技術開発
23	パッシブ手法を応用したトータル空調（暖冷房・調湿・換気）対応の省エネ型住宅用デシカントシステムの技術開発
24	住宅の環境負荷削減要素技術の導入を促進する先導的普及推進技術の開発
25	超高強度 RC 柱の高耐久化に関する技術開発
26	国産材（主に間伐材や端材）を利用した断熱性と透湿性を併せ持つ木質系耐力面材（断熱透湿耐力面材）の開発と省力化工法の構築
27	指挟み事故防止のための中心吊ピボットヒンジに関する技術開発
28	入浴行為に着目した浴室等の安全性評価手法の開発
29	国産低密度木材を用いた木質ラーメンフレーム構法の開発

30	木造住宅の快適空間を実現する高機能格子状吹き抜け水平構面の技術開発
31	デザイン性を重視した見せる（露出型）耐震補強工法の開発
32	塑性論アナロジーモデルを適用した新スウェーデン式サウンディング試験法の開発
33	可搬式レーザによる既設床の無振動・無騒音防滑工法に関する技術開発
34	次世代型ダンパーを用いた長周期地震動対応戸建て免震システムに関する技術開発
35	小さい変形領域で高い最大耐力を発揮する高性能接合部材を用いた間接接合機構の開発
36	潜熱蓄熱材と高熱効率床材を用いたヒートポンプ式床冷暖房システムに関する技術開発
37	アレルギー低減空間に関する技術開発
38	住宅・オフィス空間における自然エネルギー利用技術の開発
39	ビル建築の耐震性と施工性の向上に資する鋼・ALC複合型軽量床版の開発
40	回転貫入鋼管杭斜杭工法による既存杭基礎の耐震補強に関する技術開発
41	建築現場の残土を活用した無焼成レンガの現場製造に関する技術開発
42	軽量車両の強度向上に関する技術開発
43	ポストテンション式PC桁の維持管理に関する技術開発
44	沿線自然斜面での災害ハザード可視化技術の開発
45	電力貯蔵装置制御手法の研究
46	閑散線区用割り出し可能転てつ器に関する研究
47	地方鉄道、閑散線区における効率的な軌道補修法の開発
48	地盤振動の予測シミュレーション手法の開発
49	脱線等に対する車両の安全性向上
50	光三次元測定技術を応用した線路外からの建設限界測定装置の開発
51	ロングレール軸力測定装置の機能向上に関する開発
52	地方・ローカル線・路面電車に有効な地上システムが省力化可能な運転管理システムの技術開発
53	無線技術と既存設備の活用による地方交通線向け省力化列車制御システムの開発
54	鉄道車両台車枠の溶接部疲労耐久性向上による台車軽量化に資する技術開発
55	RFIDを使った列車検知方式による低コストな踏切保安システムの開発
56	ソーシャルキャピタルの特性に応じた地域防災力向上方策に関する研究
57	都市におけるエネルギー需要・供給者間の連携と温室効果ガス排出量取引に関する研究
58	汽水域環境の保全・再生に関する研究
59	土砂移動を考慮した治水安全度評価手法に関する研究
60	小規模建築物の雨水浸入要因とその防止策に関する研究
61	高層建築物の地震後の火災安全対策技術の開発
62	省CO2効果からみたヒートアイランド対策評価に関する研究
63	持続可能な臨海部における廃棄物埋立処分に関する研究
64	エアラインの行動を考慮した空港需要マネジメントに関する研究
65	世界測地系における国内位置基準の監視の高度化に関する研究
66	GPSによる地殻変動監視の信頼性向上のための大気擾乱の影響評価に関する研究
67	地震災害緊急対応のための地理的特性から想定した被害情報の提供に関する研究

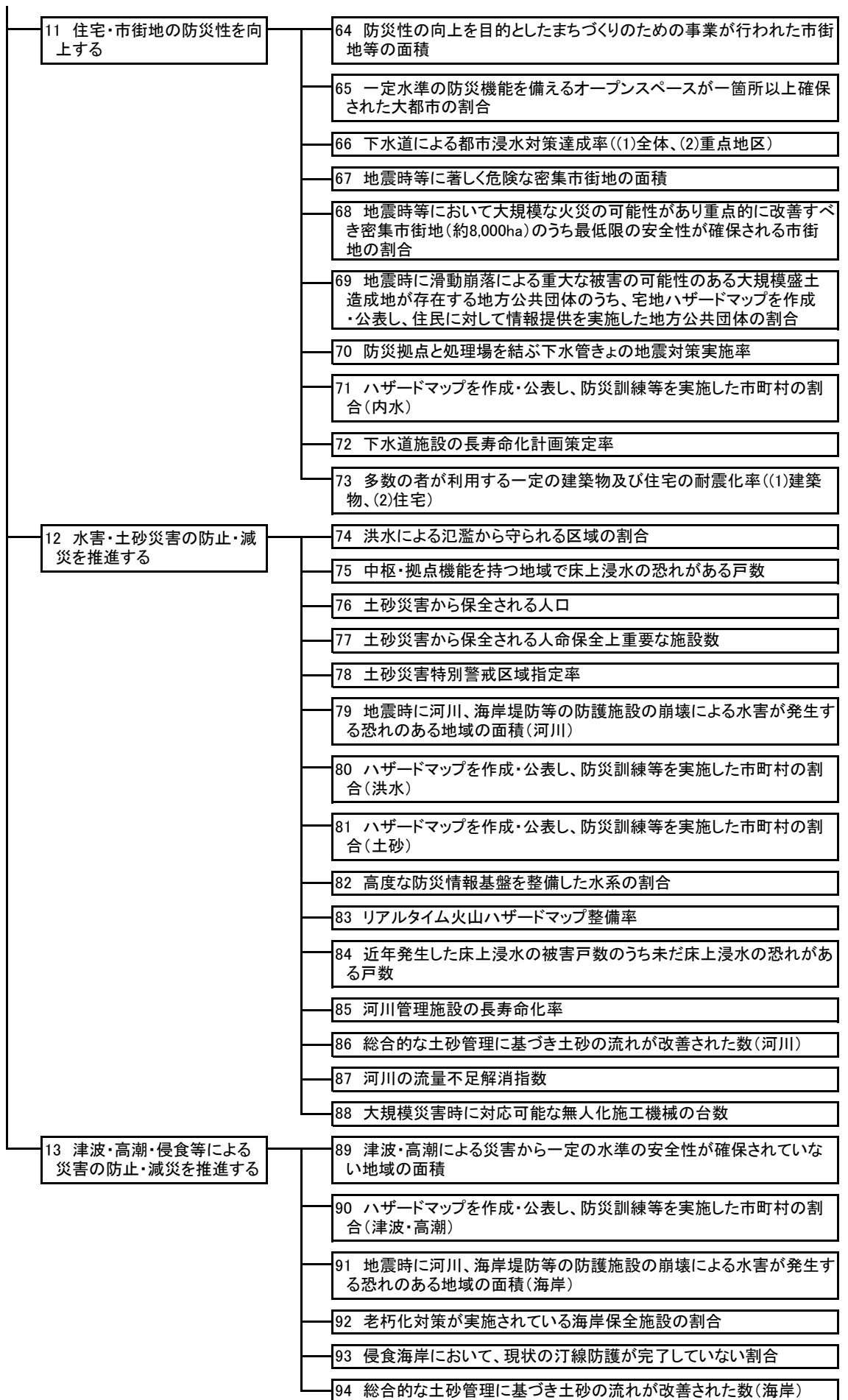
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表17-4-(26)参照。

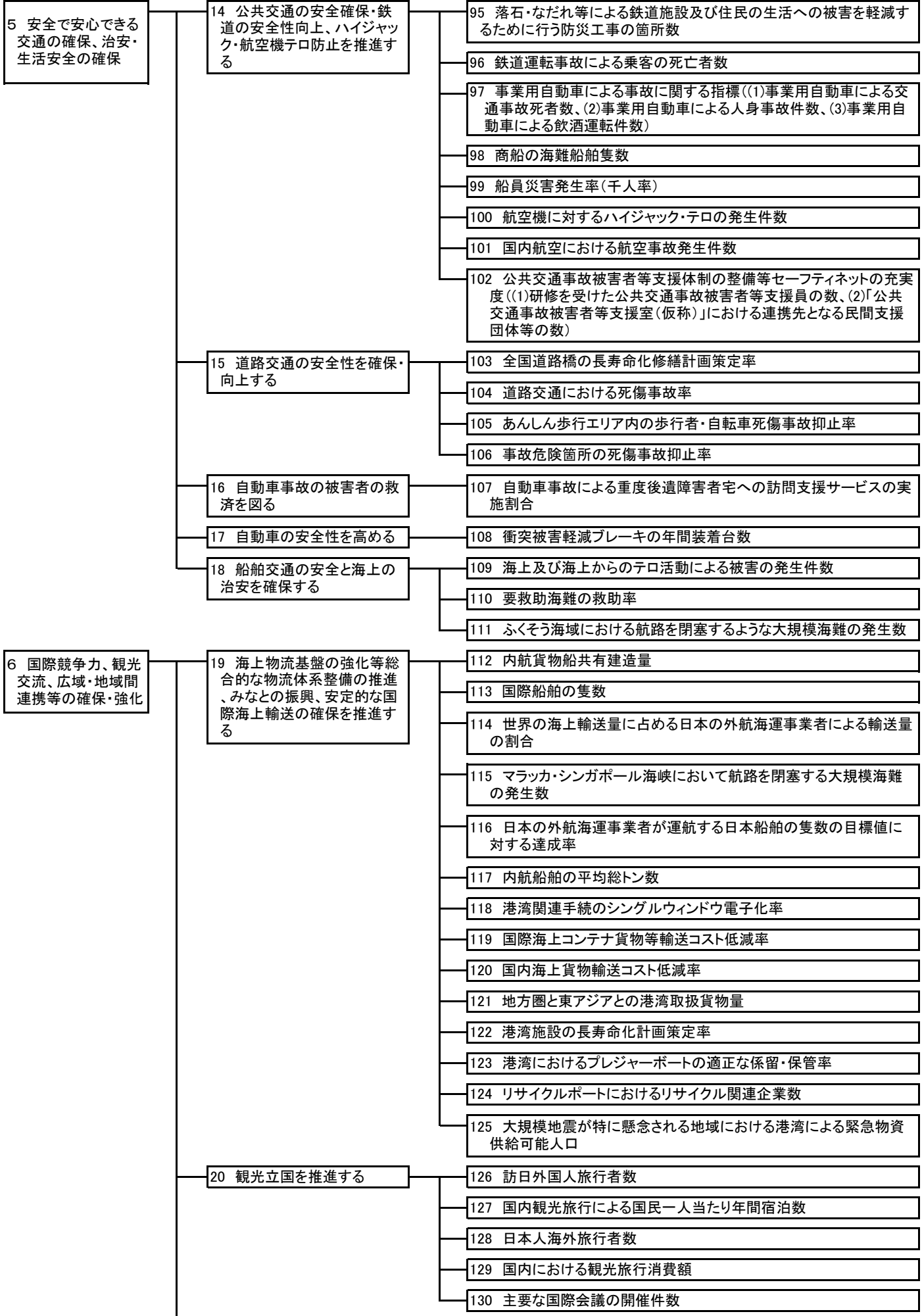
政策体系(国土交通省)

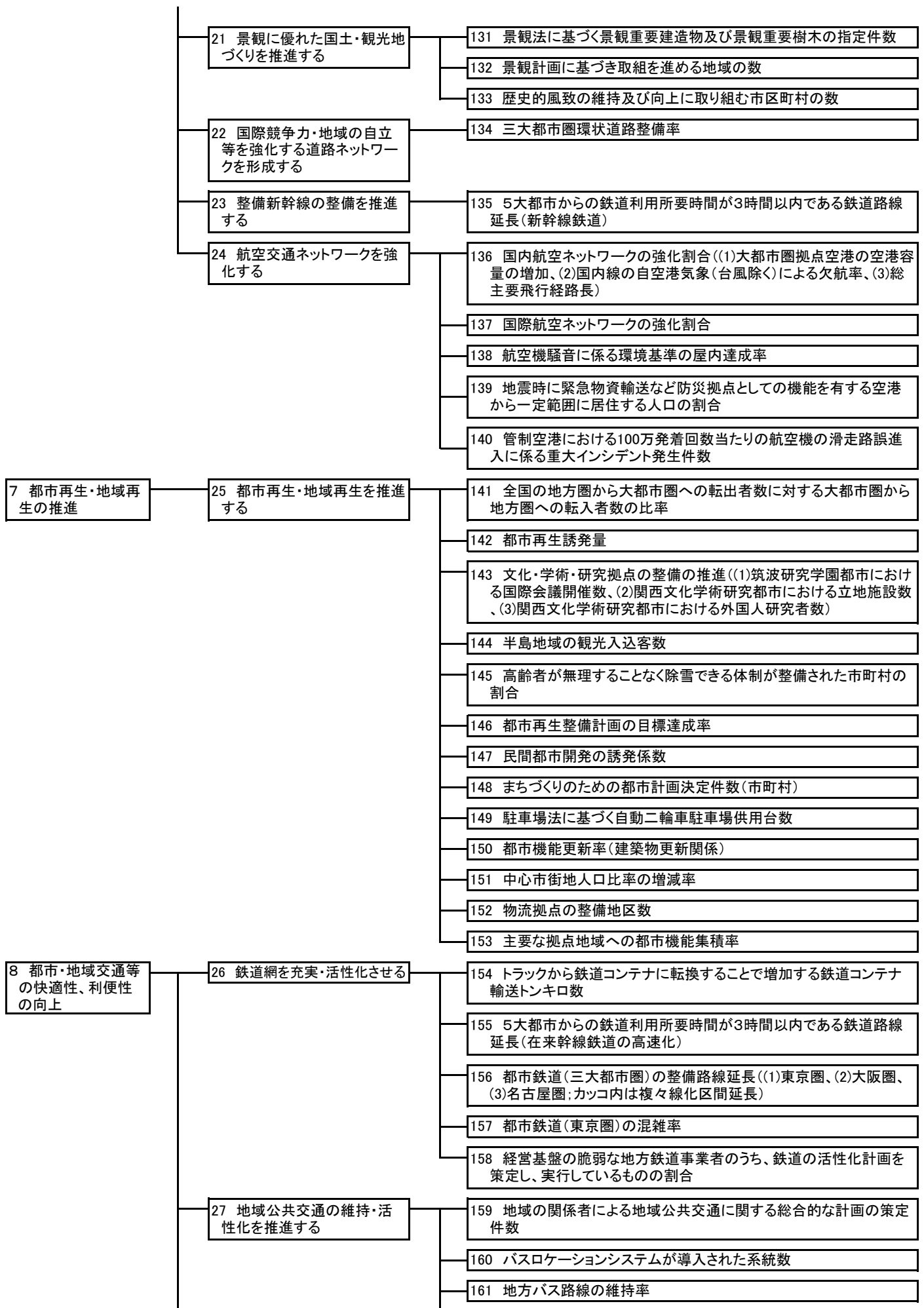
※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの
業績指標

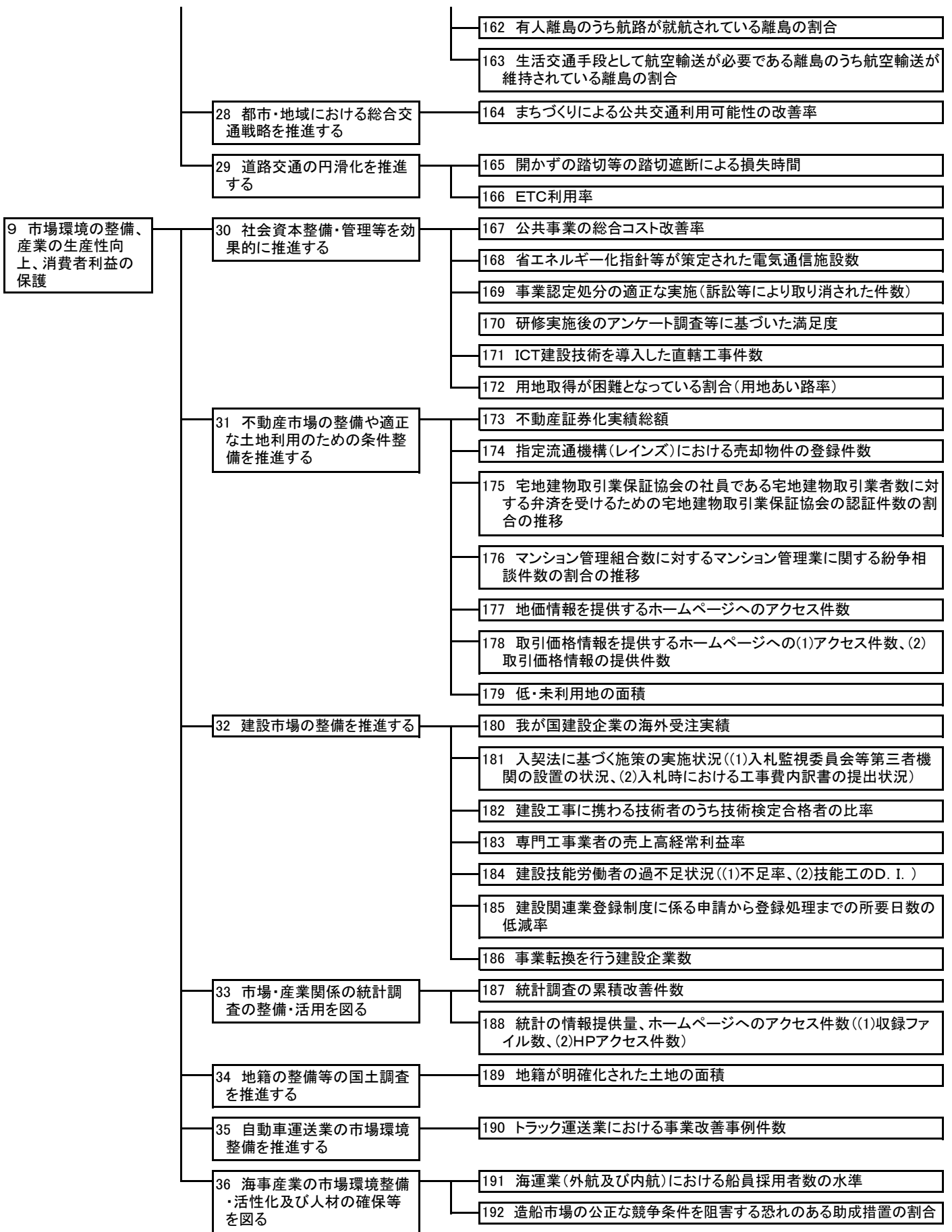
政策目標	施策目標	業績指標	
○ 暮らし・環境 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	1 最低居住面積水準未達率	
		2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率((1)全国、(2)大都市圏)	
		3 生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合	
		4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	
	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	5 住宅の利活用期間((1)減失住宅の平均築後年数、(2)住宅の減失率)	
		6 リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	
		7 既存住宅の流通シェア	
		8 マンションの適正な維持管理((1)25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合、(2)新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	
		9 新築住宅における住宅性能表示の実施率	
		10 リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合	
		11 新築住宅における認定長期優良住宅の割合	
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	3 総合的なバリアフリー化を推進する	12 主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積	
		13 公共施設等のバリアフリー化率((1)特定道路におけるバリアフリー化率、(2)段差解消をした旅客施設の割合、(3)視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、(4)不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、(5)不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合)	
		14 バリアフリー化された車両等の割合((1)鉄軌道車両、(2)ノンステップバス、(3)リフト付きバス等、(4)福祉タクシー、(5)旅客船、(6)航空機)	
		15 ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数	
		16 園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合((1)園路及び広場、(2)駐車場、(3)便所)	
		17 バリアフリー化された路外駐車場の割合	
		18 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率((1)一定のバリアフリー化、(2)高度のバリアフリー化)	
		19 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	
		4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	20 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数
			21 水辺の再生の割合(海岸)
			22 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数
	23 湿地・干潟の再生の割合(港湾)		
	24 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数		
	5 快適な道路環境等を創造する	25 三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合	
		26 市街地等の幹線道路の無電柱化率	
	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	27 新車販売に占める次世代自動車の割合	
		28 渇水影響度	
		29 世界的な水資源問題に対応するための国際会議への開催及び参加件数	



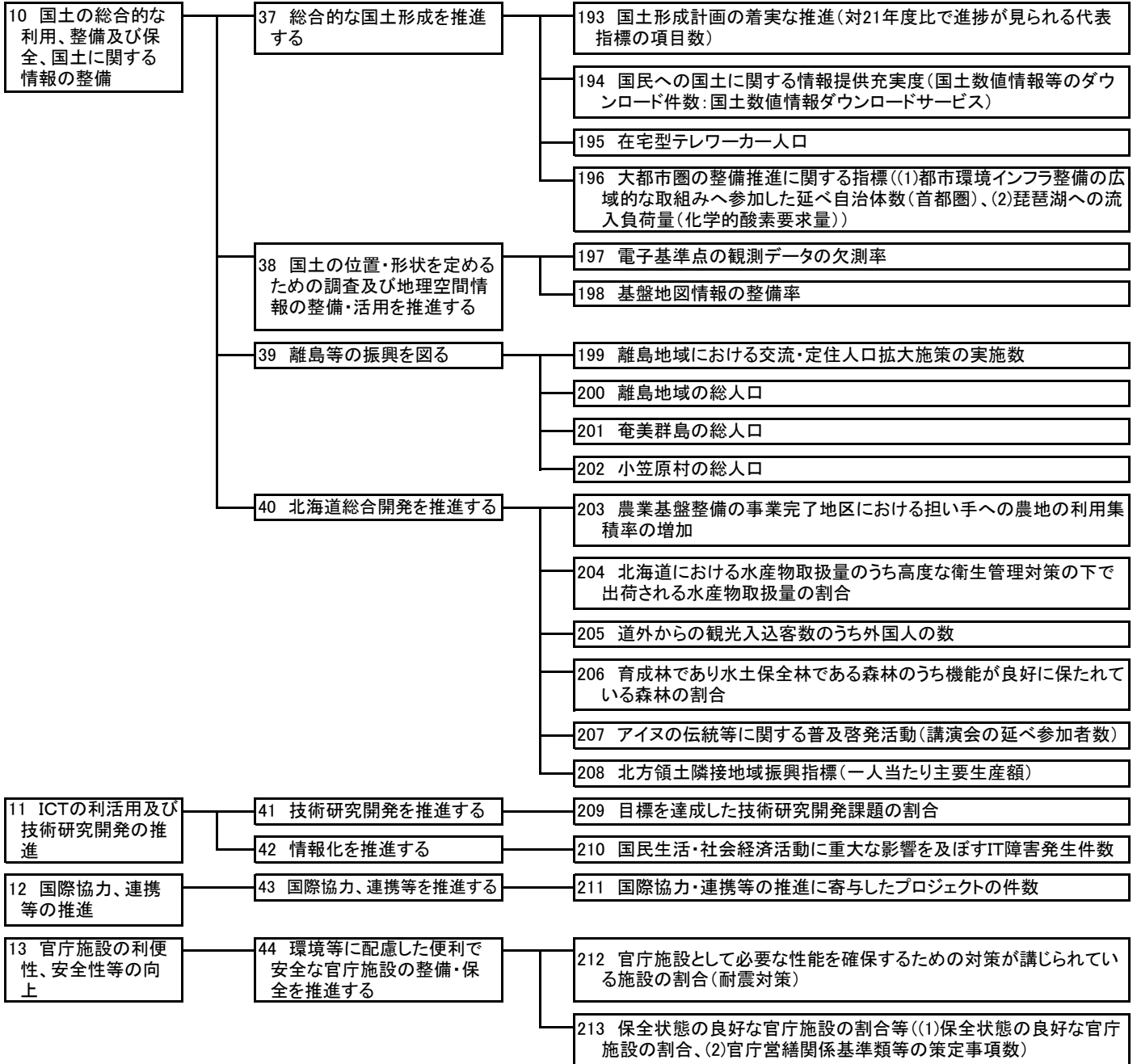








○ 横断的な政策課題



(注) 政策ごとの予算との対応については、国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/common/000190839.pdf>)参照

環境省

《環境省》

表 18-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日決定） 平成18年4月1日改定 平成20年4月1日改定 平成23年4月1日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年4月1日から28年3月31日までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業、個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策、規制の新設又は改廃を目的とする政策及び法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象。 ○ 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても対象とするよう努める。
	3 事後評価の対象等	○ 環境省の政策のすべてを対象。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定、税制改正要望といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。 ○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。 ○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。 ○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。 ○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は、大臣官房政策評価広報課とする。
実施計画の名称	平成24年度環境省政策評価実施計画（平成24年4月1日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：5施策に含まれる21目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ モニタリング評価を行う5施策に含まれる23目標のうち、目標期間終了時点の総括欄へ記入すべき内容があるもの ○ 租税特別措置等に係る政策について、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から、計画的に対象とする。

表 18-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：5件 (規制) 〔表 18-3-ア〕 《事業評価方式：2件 (規制)》 〔表 18-3-イ〕	規制の新設は有効	5 《2》	評価結果を踏まえ、新規規制を実施すること等とした	5 《2》		
	事業評価方式：8件 (租税特別措置等) 〔表 18-3-ウ〕	平成 25 年度税制改正(租税特別措置)要望として妥当	8	平成25年度税制改正(租税特別措置)要望を行うこととした	8		
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：21件 〔表 18-3-エ〕	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	21	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	政策の重点化等	8
						政策の一部の廃止、休止又は中止	4
						〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔概算要求に反映 21件 機構・定員要求に反映 4件 (うち、機構2件、定員3件)〕	
						-	
						-	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	-	-	-	-		
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	-	-	-	-		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	実績評価方式：13件 〔表 18-3-エ〕	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	13	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	政策の重点化等	5	
					政策の一部の廃止、休止又は中止	2	
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔概算要求に反映 13件 機構・定員要求に反映 1件 (うち、機構1件、定員1件)〕		
	事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表 18-3-オ〕	今後とも、引き続き措置していくことが適切	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1		

(注) 《 》は、平成 23 年度に評価結果が公表され、「平成 23 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 18-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の5政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年4月2日、5月15日及び10月15日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 18-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令
1	国内希少野生動植物種の追加
	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令
2	1,4-ジオキサン等の有害物質への追加
3	1,4-ジオキサンを排出する特定施設の追加
4	クロム及びその化合物等の指定物質への追加
	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案
5	ヘキサメチレンテトラミンの指定物質への追加

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 18-4-(1) 参照。

- (2) 以下の2政策は、その結果を平成23年度に事前評価書として公表し、「平成23年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果を政策に反映したことから、新たに報告すべきものとして掲載。

表 18-3-イ 規制を対象として平成23年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令
1	法対象事業に風力発電事業を追加
	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案
2	有害物質貯蔵指定施設についての規定

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 18-4-(2) 参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の8政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 18-3-ウ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮
2	汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度（譲渡所得の課税の特例）
3	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
5	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）
6	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例
7	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置
8	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成 24 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 24 年度環境省政策評価実施計画」等に基づき、平成 23 年度に行った以下の 34 目標を対象として事後評価を実施し、平成 24 年 9 月 26 日に「平成 23 年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表。

表 18-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
通常評価対象施策			
1 地球温暖化対策の推進			
1	目標 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
2	目標 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
3	目標 1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
4	目標 1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
4 廃棄物・リサイクル対策の推進			
5	目標 4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
6	目標 4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
7	目標 4-3 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
8	目標 4-4 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
9	目標 4-5 廃棄物の不法投棄の防止等	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
10	目標 4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
11	目標 4-7 東日本大震災への対応（災害廃棄物の処理）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
6 化学物質対策の推進			
12	目標 6-1 環境リスクの評価	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一	改善・見直し

		部事業の見直しを行った	
13	目標6-2 環境リスクの管理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
14	目標6-3 国際協調による取組	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
15	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
7 環境保健対策の推進			
16	目標7-1 公害健康被害対策（補償・予防）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
17	目標7-2 水俣病対策	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
18	目標7-3 石綿健康被害救済対策	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
19	目標7-4 環境保健に関する調査研究	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
10 放射性物質による環境の汚染への対処			
20	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
21	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
モニタリング評価対象施策			
3 大気・水・土壌環境等の保全			
22	目標3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
23	目標3-2 大気生活環境の保全	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
24	目標3-3 水環境の保全（海洋環境の保全を含む）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
25	目標3-4 土壌環境の保全	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
26	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
27	目標3-6 東日本大震災への対応（環境モニタリング調査）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
5 生物多様性の保全と自然との共生の推進			
28	目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し

29	目標 5-2 自然環境の保全・再生	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
30	目標 5-3 野生生物の保護管理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
31	目標 5-4 動物の愛護及び管理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
32	目標 5-5 自然とのふれあいの推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
33	目標 5-6 東日本大震災への対応（自然環境の復旧・復興）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
9 環境政策の基盤整備			
34	目標 9-1 環境基本計画の効果的実施	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 18-4-(4) 参照。

(2) 租税特別措置等に係る以下の 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

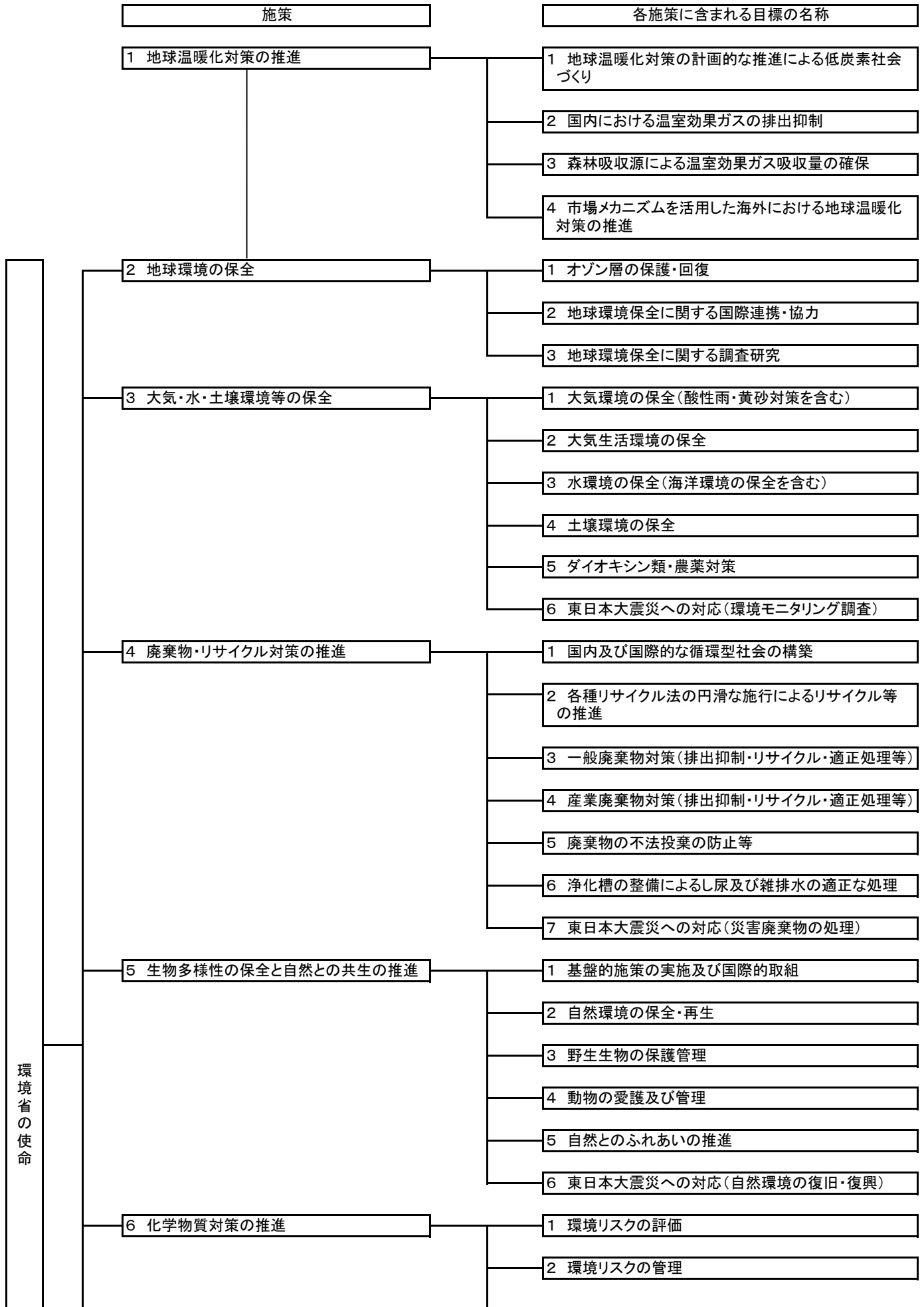
表 18-3-オ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

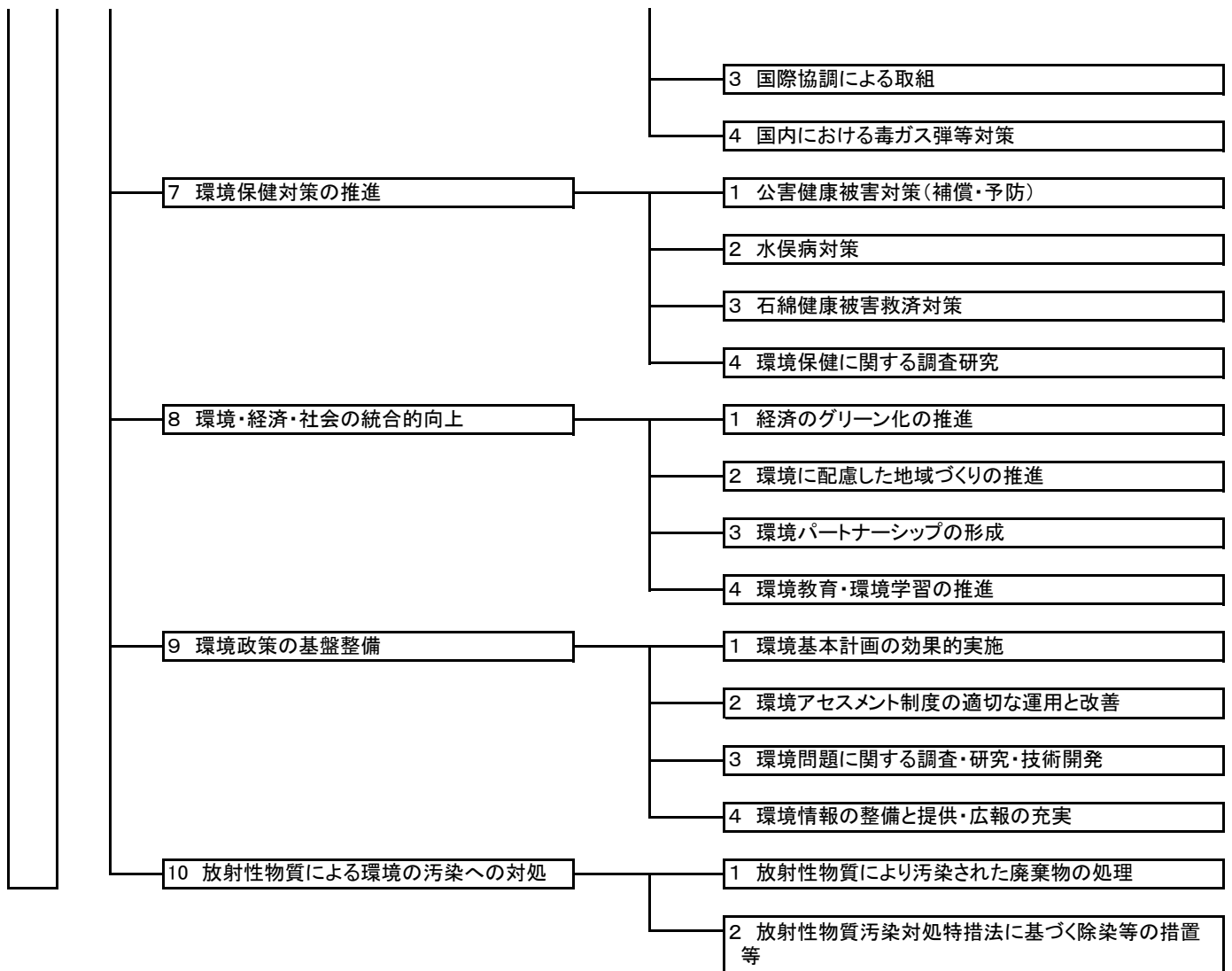
No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定の基金に対する負担金の損金算入（産廃適正処理センターに係る産業廃棄物適正処理推進基金）	今後とも引き続き措置していくことが適切	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 18-4-(5) 参照。

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの





(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h25/seisaku-taiou.pdf>) 参照

原子力規制委員会

《原子力規制委員会》

表 19-1 原子力規制委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	原子力規制委員会政策評価基本計画（平成25年1月9日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年9月19日から29年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、規制の新設又は改廃を目的とする政策等を対象とする。 ○ 評価の実施時期、観点・方法、手順その他事前評価の実施方法については、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」等による。
	3 事後評価の対象等	○ 原子力規制委員会の政策すべてを対象に行う。評価は、共通の目的を有する事業のまとまりである「施策」を単位として行う。施策の区分については、別表のとおり。 ○ 評価は、主として有効性及び効率性の観点から行う。その際、当該施策の下に位置づけられる事務事業の効果を明らかにするよう努めるとともに、施策全体の目標達成との関係、事務事業相互の関係に留意しつつ、評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、原子力規制庁の予算要求、事業決定、機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃等における重要な情報として活用し、反映させる。 原子力規制委員会における政策評価の結果の政策への反映状況は、原子力規制庁政策評価・広聴広報課において取りまとめ、原子力規制委員会において審議の上決定し、総務大臣に通知するとともに、国民にわかりやすい形で公表する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 原子力規制庁政策評価・広聴広報課が全体の窓口として政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けることとし、寄せられた意見・要望は関係する課室等において適切に活用する。
実施計画の名称	—	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	—
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	—
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	—

（注）原子力規制委員会は、平成24年度の実施計画を作成しておらず、同年度に実施した政策については、平成25年度実施計画に基づき評価を行う予定である。

表 19-2 原子力規制委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未着手（法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了（法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—

表 19－3 原子力規制委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

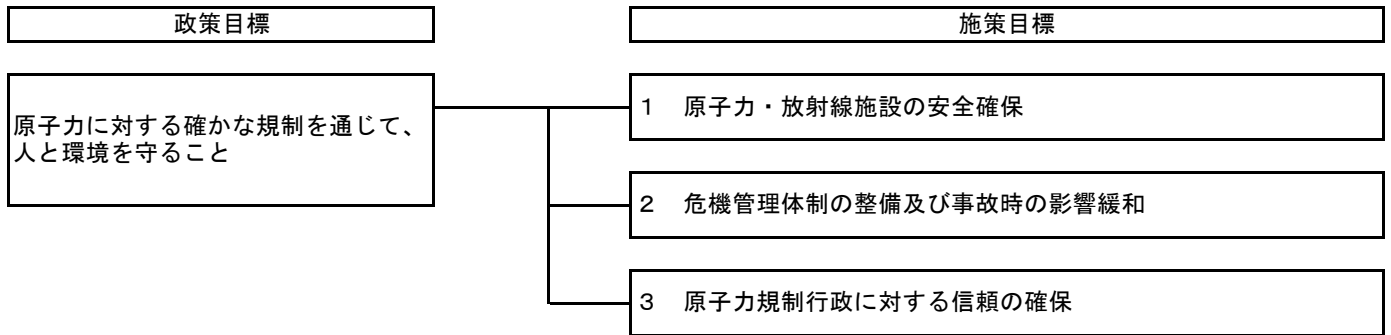
該当する政策なし

2 事後評価

該当する政策なし

政策体系（原子力規制委員会）

※ この政策体系は、原子力規制委員会政策評価基本計画に基づき定められたもの



(注)政策ごとの予算との対応については、原子力規制委員会ホームページ
(http://www.nsr.go.jp/budget/h25_yosanan/data/h25taisaku-03.pdf)参照

防衛省

《防衛省》

表 20-1 防衛省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	防衛省における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 3 月 31 日策定） 平成 24 年 3 月 30 日一部改正、平成 24 年 9 月 7 日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間 ○ 事前評価は、事業評価を基本として実施する。 ○ 施策（狭義）において、新規に概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を伴う場合は、特段の事情がない限り評価の対象とする。 ○ 事務事業については、以下に該当する場合は、特段の事情がない限り評価の対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究） イ 概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を行うもので、新規に実施しようとするもののうち、国民の関心が高いと考えられるなど、政策所管課等が必要と認める場合 ○ 公共の利益のために、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する法令の制定又は改廃を行う場合は、評価の対象とする。 ○ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る税制改正要望を行う場合は、評価の対象とする。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策は、法第 7 条第 2 項各号に規定されている要件に該当する政策を含め、毎年度の実施計画に明記し、防衛大臣が定める。 ○ 事後評価は、中間段階の事業評価、事後の事業評価、実績評価及び総合評価として実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価の結果は、概算要求、組織及び定員要求、法令等による制度の新設又は改廃等による政策の見直し、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するため、大臣官房企画評価課から政策所管課に適時に通知する。 ○ 政策所管課は、政策評価の結果を当該政策に反映させるとともに、反映状況を適切に把握する観点から、少なくとも年に 1 回、政策評価の結果の政策への反映状況を企画評価課に速やかに通知する。その際、企画評価課は、評価結果の政策への反映を促進するとともに、政策への反映が不十分であると判断した場合は、適切な反映を図る旨当該政策所管課に通知する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企画評価課は、評価書、評価結果の政策への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載、広報窓口への備付け等を行う。 ○ 部外からの意見・要望等は、企画評価課又は防衛省ホームページ上で受け付け、必要な措置を講ずる。
実施計画の名称	平成 24 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画（平成 24 年 9 月 7 日策定） 平成 25 年 3 月 29 日一部改正	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間段階の事業評価：5 項目 ○ 事後の事業評価：20 項目 ○ 実績評価：1 項目（成果重視事業）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 20-2 防衛省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価	事業評価方式（新規事業）：5件 〔表20-3-ア〕	事業を実施することが妥当	5	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 4件 機構・定員要求に反映 2件 （うち、定員2件） 〕	5
	事業評価方式（新規研究開発）：12件 〔表20-3-イ〕	事業を実施することが妥当	12	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 12件 機構・定員要求に反映 9件 （うち、定員9件） 〕	12
事後評価	実績評価方式：1件 〔表20-3-ウ〕	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	1	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	1
	事業評価方式（中間段階）：5件 〔表20-3-エ〕	今後も引き続き実施することが妥当	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】	1
		これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	4	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 1件 機構・定員要求に反映 4件 （うち、定員4件） 〕	4
	事業評価方式（事後）：16件 〔表20-3-オ〕	研究開発課題は達成された	16	評価結果を踏まえ、今後の研究開発又は装備化に反映することとした（反映することとした又はする予定）	16
	事業評価方式（租税特別措置等）：4件 〔表20-3-カ〕	今後も引き続き実施することが妥当	4	評価結果を踏まえ、租税特別措置等を継続することとした 【引き続き推進】	4
	総合評価方式：1件 〔表20-3-キ〕	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	1	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 1件 機構・定員要求に反映 1件 （うち、機構1件） 〕	1
未着手 〔法第7条第2項第2号イ〕	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 〔法第7条第2項第2号ロ〕	該当する政策なし	—	—	—	—
その他 〔法第7条第2項第3号〕	該当する政策なし	—	—	—	—

表 20-3 防衛省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 25 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 5 項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表 20-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	護衛艦（5,000トン型DD）
2	掃海艦（690トン型MSO）
3	早期警戒管制機（E-767）の情報処理能力等の向上
4	サイバー攻撃への対処能力の向上
5	防衛装備品の国際的共同開発・生産に関する検討

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 20-4-(1) 参照。

- (2) 平成 25 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 12 項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表 20-3-イ 研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	火力戦闘車の開発
2	自律型水中航走式機雷探知機の開発
3	野外通信システムのフォローアップの開発
4	新艦対艦誘導弾の開発
5	将来三胴船基礎技術の研究
6	潜水艦用構造様式の研究
7	哨戒機搭載システムの対潜能力向上の研究
8	滞空型無人機システムの研究
9	戦闘機用エンジン要素の研究
10	ウェポンリリース・ステルス化の研究
11	先進RF自己防御シミュレーションの研究
12	サイバー演習環境構築技術の研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 20-4-(2) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、そのうち一部について、特定年度に評価を実施。

平成 24 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 24 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 1 項目について評価を実施し、その結果を平成 24 年

9月7日に「平成24年度政策評価書（実績評価）」として公表。

表20-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	補給システムの基盤部分の整備（成果重視事業）	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	改善・見直し

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表20-4-(3)参照。

（2）事業評価方式を用いて、「平成24年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の5項目について評価を実施し、その結果を平成24年9月7日及び25年3月29日に「平成24年度政策評価書（中間段階の事業評価）」として公表。

表20-3-エ 事業評価方式により事後評価した政策（中間段階）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	看護師養成課程の4年制化	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	改善・見直し
2	再就職援護施策の更なる拡充	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	改善・見直し
3	平成24年4月の日米安全保障協議委員会共同発表を受けた沖縄における米軍再編事業の迅速かつ着実な実施	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	改善・見直し
4	駐留軍に提供した施設及び区域の返還に伴う体制の強化	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	改善・見直し
5	防衛省中央OAネットワーク・システムの整備・運用	今後も引き続き実施することが妥当	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表20-4-(4)参照。

（3）事業評価方式を用いて、「平成24年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の16項目について評価を実施し、その結果を平成25年3月29日に「平成24年度政策評価書（事後の事業評価）」として公表。

表20-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策（事後）

No.	評価対象政策
1	魚雷防御システムの開発
2	新対潜用短魚雷の開発
3	戦闘機搭載用IRST装置の開発
4	空対空用小型標的の開発
5	訓練用ECM装置J/ALQ-5の能力向上に関する開発
6	無人機研究システムの開発

7	新野外通信システムの開発
8	88式地对艦誘導弾システム（改）の開発
9	光波自己防御システムの研究
10	シミュレーション統合技術の研究
11	将来アビオニクスシステムの研究
12	弾道シミュレーション技術の研究
13	車両搭載用リモートウェポンステーションの研究
14	機雷探知機の研究
15	対潜能力向上の研究
16	高精度火力戦闘システムの研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表20-4-(5)参照。

(4) 事業評価方式を用いて、「平成24年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の租税特別措置等に係る4政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表20-3-カ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	今後も引き続き実施することが妥当	引き続き推進
2	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	今後も引き続き実施することが妥当	引き続き推進
3	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	今後も引き続き実施することが妥当	引き続き推進
4	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	今後も引き続き実施することが妥当	引き続き推進

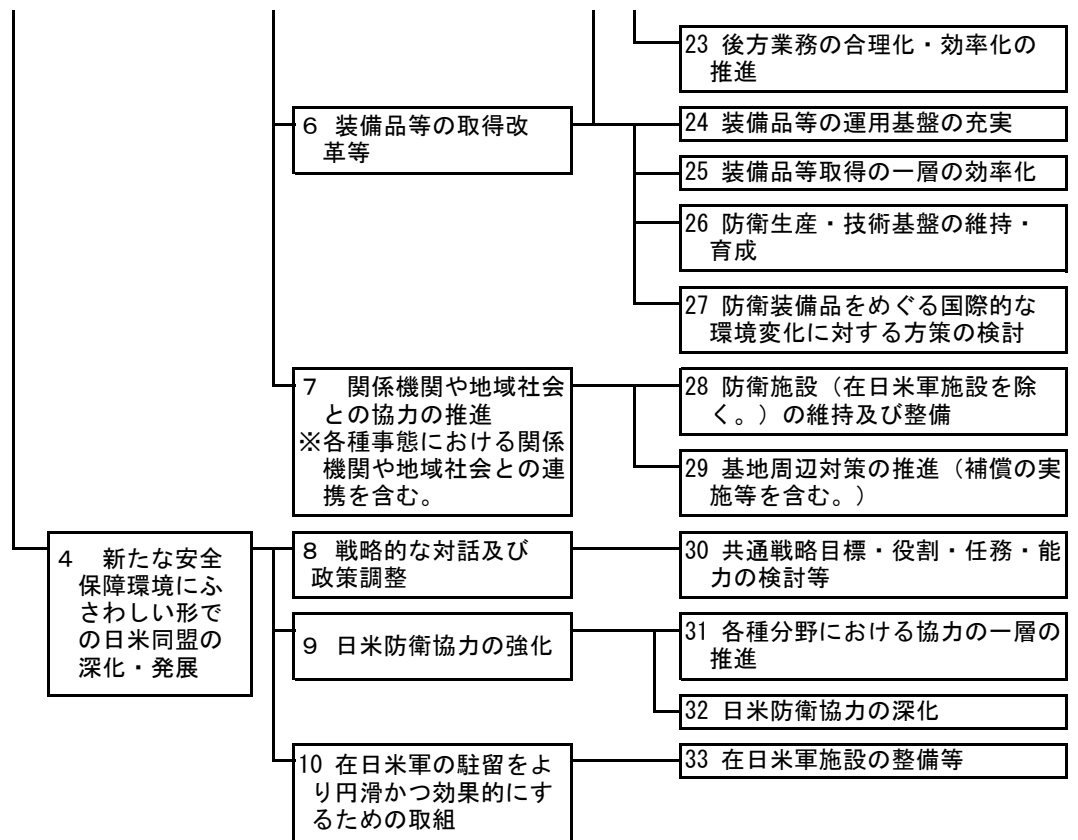
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表20-4-(6)参照。

(5) 総合評価方式を用いて、「平成23年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の1項目について評価を実施し、平成24年9月7日に「平成23年度政策評価書（総合評価）」として公表。

表20-3-キ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	東日本大震災への対応	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表20-4-(7)参照。



(注) 政策ごとの予算との対応については、防衛省ホームページ(<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2013/taiou.pdf>)参照

V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第 12 条において、i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う（第 1 項）とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う（第 2 項）ことと規定されている。これらの評価に関しては、法第 13 条第 1 項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の 3 年間についての法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価に関する計画を定めなければならないと規定され、また、法第 13 条第 2 項において、この計画で定めなければならない事項が規定されている。

総務省は、平成 24 年度以降の 3 年間についての政策の評価に関する計画を、平成 24 年 4 月策定の行政評価等プログラムにおいて以下のとおり定め、法第 12 条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

計画の名称	総務省が行う政策の評価に関する計画（行政評価等プログラム）	
計画の主な規定内容	① 評価の実施に関する基本的な方針	○ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）について重点的かつ計画的に実施する。 ○ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を行う。
	② 平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間に実施する評価のテーマ	◇ 総合性確保評価 ・ 消費者取引に関する政策評価 ・ 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化（バリアフリー）対策に関する政策評価 ・ 水資源の有効利用対策に関する政策評価 ・ 政府開発援助（ODA）に関する政策評価
	③ 平成 24 年度に実施する評価のテーマ	◇ 総合性確保評価 ・ 消費者取引に関する政策評価 ※ 既に実施中のもの ・ 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価 ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価
	④ 評価の実施に関する重要事項	○ 閣議等の議論を通じた調査の推進に当たっては、調査における確証把握の充実・実効性確保を図るとともに、調査結果が予算要求や制度改正に適切に反映され、有効に活用されるよう工程管理を適切に行う等の措置を講ずるほか、勧告等に対する改善措置状況のフォローアップを行う。 ○ 評価の実施に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を積極的に活用する。 ○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」を踏まえ、積極的に評価に関する情報の公表に取り組む。 ○ 政策の評価と行政評価・監視との連携を図るとともに、学識経験者の知見の活用及び分析手法等の調査・研究等を推進する。

なお、総務省は、行政評価等プログラムについて、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成 25 年度以降 3 年間で実施す

る予定の政策評価テーマ等については、平成 25 年 4 月策定の行政評価等プログラムに掲載し、公表している。また、総務省が行う政策の評価のテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

平成 24 年度において、総務省は、行政評価等プログラムに基づき、総合性確保評価として、新規及び継続の 3 テーマについて評価を実施した。これらのテーマのうち、「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」については、平成 24 年 4 月に評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した。その実施状況は下記のとおりである。

テーマ名	法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 24 年 4 月 20 日)
関係行政機関	法務省、文部科学省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

評価結果の概要	
○ 評価の観点	法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策について、法務省及び文部科学省の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果	<p>法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策については、「司法制度改革推進計画」(平成 14 年 3 月 19 日閣議決定)が決定された平成 13 年度から 23 年度までの間に法曹人口が 1.6 倍に増加している(平成 13 年度 2 万 1,864 人→23 年度 3 万 5,159 人)。この間、法科大学院が創設され、また、法科大学院の教育と、司法試験及び司法修習の制度との連携を十分に確保することを目的として、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成 14 年法律第 139 号)が施行されたが、これらの連携については、法務省及び最高裁判所による法科大学院への教員の派遣、教材の提供などの一定の取組が行われている。これにより、法科大学院修了者が受験する新司法試験が開始された平成 18 年から 23 年までの間に、1 万 1,105 人の司法試験合格者が生まれ、法学未修者(注)からも 3,860 人の合格者が生まれている。これにより、結果として、i) 弁護士の増大による弁護士ゼロ・ワン地域のほぼ解消、ii) 弁護士会及び地方公共団体による法律相談窓口の増加など、国民の法的サービスへのアクセス改善のための基盤整備等に一定の効果がみられた。</p> <p>(注) 法学未修者とは、法科大学院における法学既修者認定試験に合格し、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると法科大学院が認める者が学ぶ課程(法学既修者)以外の課程をいう。標準修業年限は、法学未修者については 3 年(専門職大学院設置基準(平成 15 年文部科学省令第 16 号。以下「設置基準」という。)第 18 条第 2 項)、法学既修者については 2 年(設置基準第 25 条第 1 項及び第 2 項)とされている。</p> <p>一方、今回の調査の結果、以下のような課題がみられる。</p> <p>i) 法曹人口の拡大については、「司法制度改革推進計画」において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指すとされているが、22 年の合格者数は 2,133 人、23 年は 2,069 人と目標達成率は 7 割程度となっている。しかし、法曹に対する需要は、司法制度改革審議会意見書で予想されたほどには拡大・顕在化しておらず、法曹の利用者である国民の立場からみても、ただちに目標値を達成しなければならないほどの大きな支障は確認されていない。また、現状の 2,000 人程度の司法試験合格者数であっても弁護士の就職難が発生し、これにより OJT が不足し弁護士の質の低下が懸念されているが、年間合格者数の目標値についての検討はされていない。</p>

ii) 法科大学院修了者の司法試験合格率については、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)において、目標値(例えば約7~8割)が例示されている。しかし、法科大学院修了後5年間の受験機会を経た後の合格率(累積合格率)は、司法試験受験者が法学既修者のみであった平成17年度修了者については、69.8%と例示された合格率のほぼ下限に達したが、法学未修者も含む18年度修了者については、49.5%にとどまっており、単年度の合格率をみても法学未修者が受験開始した19年は40.2%であったものが23年には23.5%に低下している。また、法学未修者の司法試験合格率は取り分け低迷しており、23年の合格率は法学既修者が35.4%であるのに対し法学未修者は16.2%となっている。

iii) 文部科学省は、法科大学院の入学者の質の向上を図るため、平成21年度から、法科大学院に対し、入学者選抜試験における適性試験の最低基準点の設定や入学者選抜における競争倍率2倍以上の確保、入学定員の削減を含む組織の見直しを求めているほか、入学者の多様性の確保等を求めている。

しかし、適性試験については、法科大学院入学後の成績や司法試験の成績との相関がないとの指摘があるが、その検証等は行われておらず、調査対象校及び調査対象年度を拡大し、改めて調査、分析を行うことが課題となっている。

文部科学省は、法科大学院の志願者が減少し、入学試験の競争倍率が低く、質の高い入学者を確保することが困難であること、修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続していること等から、法科大学院に対し、入学定員の削減などの法科大学院の組織の適正化について自ら主体的に検討することを求めている。しかし、定員充足率や入学者数が極端に少なく、教育の質を確保する観点から、実入学数に見合った入学定員の見直しが求められる法科大学院もみられる。その際、実入学数に見合った定員削減が困難な法科大学院が生ずるとみられ、法科大学院として撤退することも想定されるが、その場合、在籍学生の教育に支障が生じないよう十分な措置が必要である。

司法制度改革審議会意見書においては、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法学部以外の学部出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講ずるべきであるとされており、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)において、3割以上となるよう努めるものとされている。しかし、その割合は、平成17年度には45.6%であったものが、23年度には32.0%に低下しており、全体としては努力目標を確保しているが、その割合は長期低下傾向にあり、また、努力目標が未達成の法科大学院もあり、その中には長期に渡って未達成のものもある。さらに、法科大学院の法学未修者コースがこれらの者の主な受け皿となっているが、これまで行われてきた定員削減については、法学未修者のみの削減や法学未修者の削減率が大きくなっており法科大学院の制度設計に反することがないように注意することが必要である。

iv) 文部科学省は、法科大学院に対して、修了者の質を確保する観点から、厳格な成績評価及び修了認定の徹底、法科大学院における共通的な到達目標の設定による法科大学院間の学修のばらつきの解消、法学未修者教育の充実を促している。

厳格な成績評価及び修了認定の徹底により、法科大学院において、進級率及び標準年限修了率の低下がみられる。しかし、司法試験の合格率は低下していることから、一部の法科大学院においては厳格な成績評価及び修了認定が徹底されていない可能性がある。また、共通的な到達目標としては、現在公表されている共通的到達目標モデル(第2次修正案)が関係機関においておおむね適切であるとの認識が多くみられるが、その策定は進んでおらず、法科大学院間の学修のばらつきは、解消されていない。さらに、入学者に占める退学者・除籍者の割合や法科大学院修了直後の司法試験を受験しない「受け控え者」の割合から、法学既修者に比べて法学未修者は質の確保の観点で課題がみられる。法学未修者の法科大学院志願者が減少すると、多様な者を法曹として養成するという制度の理念に十分対応できなくなるおそれがある。しかし、文部科学省及び中央教育審議会法科大学院特別委員会では、平成24年3月現在、法学未修者教育の充実のため、今後いかなる施策を行っていくべきか検討されているものの、具体的な方針や取組等は示されていない。

v) 国立の法科大学院に対しては国立大学法人運営費交付金が、私立の法科大学院に対しては、私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援が交付されており、文部科学省は、平成24年度から、法科大学院の組織の自主的・自律的な見直しを促すため、これら公的支援の見直しを実施している。見直しの指標は、入学試験の競争倍率(2倍未満)及び司法試験合格率(3年連続して全国平均の半分未満等)の2つの指標の両方に該当することで

ある。しかし、この見直し指標については、法学未修者の司法試験合格率が法学既修者に比べて低いことから、法学未修者を中心に教育を行っている法科大学院の司法試験合格率が低迷していること、また、競争倍率又は司法試験合格率が相当期間改善されない法科大学院であっても、もう一方の指標が該当しないことから、公的支援の見直し対象とならないことを踏まえる必要がある。また、競争倍率については、意図的に合格者数を減少させることで、2倍以上を確保することが可能であることから、見直し指標について定員充足率を加味したものに改める必要がある。

vi) 法科大学院教育と司法試験との連携については、新司法試験開始当初から、司法試験委員会により、法科大学院における教育や受験者の学習に適切な指針となるよう司法試験に関する情報の提供が行われている。これについて、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできるだけ詳細に公表することとされ、これを受けて情報提供が行われているが、採点実感に法科大学院教育に求めるものなどの記述がないものがみられ、更なる情報提供が求められる。

また、文部科学省は、法科大学院における教育の質の向上を図るため、法科大学院に対し、自校修了者について司法試験の合格状況を分析することを求めており、平成22年度から、法科大学院修了者の司法試験の合格状況を含む進路について認証評価の対象としている。しかし、司法試験の受験は法科大学院修了後であり、また、受験機会が法科大学院終了後5年間あることから、各法科大学院では法科大学院修了者の受験動向の把握自体が困難な場合もある。

vii) 文部科学省は、法科大学院修了者の進路の把握が認証評価の対象となった経緯も踏まえ、各法科大学院に対し、法科大学院修了者の進路の把握及び就職支援を求めている。司法試験の合格率が低迷し、大量の不合格者が発生しており、受験資格喪失者も平成23年度で4,252人発生し、特に不合格者の進路を把握する必要があるが、調査した38法科大学院において進路が把握できていない不合格者は、修了者の約3割となっており、5年間継続して把握している法科大学院はない。また、法曹以外の道を目指す修了者への就職支援を行っていない法科大学院が約3割みられる。

○ 勧告

1 法曹人口の拡大

司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、これまでの達成状況との乖離が大きく、また、法曹・法的サービスへの需要の拡大・顕在化も限定的であることから、これまで及び今後の弁護士活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること。(法務省)

2 法科大学院教育

(1) 法科大学院教育の目標の達成状況

司法試験合格率の向上を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進すること。その際、未修者教育の一層の強化を推進すること。(文部科学省)

(2) 入学者の質の確保

ア 適性試験の活用

法科大学院における入学者の質を確保する観点から、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の有無について、第三者的立場の者を含めて改めて検証し、相関関係が立証できない場合には、適性試験実施機関に対し適性試験の改善を求めること。(文部科学省)

イ 競争性の確保

法科大学院における入学者の質を確保する観点から、依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院に対し、更なる取組を促していくこと。(文部科学省)

ウ 入学定員の削減

法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求めること。

その際、定員規模が小さい法科大学院については、実入学者数に見合った定員削減が困難なものが生ずるとみられるが、法科大学院の撤退によって在籍学生の教育に支障が生じないよう、法曹養成制度の理念、地域バランス等も勘案しながら、他の法科大学院との統廃合についても検討しておくこと。

また、法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、入学定

員の削減に当たっては未修者の確保に配慮するよう促すこと。(文部科学省)

エ 多様性の確保
多様な人材を受け入れるという法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、非法学部出身者及び社会人の受入れ確保措置を講ずるよう促すこと。(文部科学省)

(3) 修了者の質の確保

ア 厳格な成績評価

法科大学院における修了者の質を確保する観点から、各法科大学院に対し、成績評価及び修了認定の厳格化の一層の推進を求めること。

また、法科大学院に入学しても、最終的に修了できない者や、修了直後の司法試験を受験しない者が増加していることから、各法科大学院における教育の質の向上の取組及びその効果について検証すること。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。

さらに、上記取組の効果が十分に認められず、それが入学者の質の確保が十分でないことによる場合、法科大学院に対し、更なる入学定員の見直しを求めること。

(文部科学省)

イ 共通的な到達目標

法科大学院における学修のばらつきをなくし、修了者の質の一定水準を確保するため、関係機関の連携の下、策定された共通的な到達目標モデルを踏まえ、各法科大学院が到達目標を速やかに策定するよう働きかけること。(文部科学省)

ウ 未修者対策

未修者については、上記の修了者の質の確保の取組を推進しつつ、法律基本科目の量的充実の効果について今後検証するとともに、未修者対策の強化について早期に取り組むこと。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。(文部科学省)

(4) 公的支援の見直し

法科大学院の公的支援の見直し指標については、未修者への影響や、法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏まえ、必要な改善措置を講ずること。

また、法科大学院の公的支援の見直し指標の競争倍率については、意図的に合格者を減少させることで競争倍率を確保する可能性があることを踏まえ、定員充足率を加味したものに改めること。(文部科学省)

3 法科大学院教育と司法試験との有機的連携

司法試験の透明性を確保し、また、司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、司法試験に関する情報提供の充実が図られているが、採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させること。

各法科大学院において、受験状況等の把握が困難な場合もあることに鑑み、法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の可否の情報を提供すること。(法務省)

4 修了者等への支援策

法科大学院に対し、修了者の進路の把握については、修了時はもとより、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続し、総合的な集積・管理を行わせること。

修了者(法務博士(専門職))の社会での人材活用を図る観点から、自校の修了者の進路の動向や在学生のニーズ等を踏まえ、法科大学院における修了者及び在学生に対する就職支援等の充実を促進すること。(文部科学省)

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

その他の2テーマ(「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」及び「消費者取引に関する政策評価」)については、平成25年度において、以下のとおり、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている。

テーマ名	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
<p>○ 目的</p> <p>平成 19 年 12 月、関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民が一体となって、労働時間等の設定改善、多様な働き方の推進、パート労働者の均衡待遇の推進、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援の推進などの取組を行うこととされた。</p> <p>また、平成 22 年 6 月、同会議において、新たな合意に基づく新たな憲章及び行動指針が決定された。これらの中で、平成 32 年に「男性の育児休業取得率 13%」、「第 1 子出産前後の女性の継続就業率 55%」、29 年に「保育サービスを提供している割合 44%」や 27 年に「在宅型テレワーカーの数 700 万人」等が数値目標として設定し直されるとともに、女性が育児休業を取得しやすい環境の整備と就業率の向上、男性の子育てへの関わりの支援促進（改正育児休業制度等の活用促進、学習機会の提供等）などの取組も新たに行うこととされた。</p> <p>一方、平成 17 年 4 月、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 160 号）が施行され、パートタイム労働者も一定の要件を満たす場合には育児休業を取得することができるようになった。さらに、平成 22 年 6 月（ただし、一部の規定については 7 月）には、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 65 号）が施行され、父親が配偶者の出産後 8 週間以内に育児休業を取得した場合の育児休業の再取得などが実現した。</p> <p>このような取組にもかかわらず、男性の育児休業取得率は平成 19 年の 1.56%に対し 21 年は 1.72%、保育サービスの提供割合は 20 年の 21.0%に対し 22 年は 22.8%となっており、また、育児休業制度のある事業所のうち、有期契約労働者の取得要件を定めている割合は 20 年で 64.4%となっている。</p> <p>この政策評価は、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p> <p>○ 主な調査項目</p> <p>① ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の現状</p> <p>② ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況</p> <p>○ 調査等対象機関</p> <p>内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体、事業者等</p>	

(注) 本概要中の「総務省」は、法第 2 条第 1 項の規定に基づく「行政機関」としての総務省である。

テーマ名	消費者取引に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
<p>○ 目的</p> <p>平成 16 年 6 月、従来の消費者保護基本法（昭和 43 年法律第 78 号）が改正され、消費者の権利の尊重と自立の支援等を基本理念とする消費者基本法が公布・施行された。</p> <p>また、平成 21 年 9 月、消費者行政を統一的、一元的に推進するために消費者庁が設立され、同庁は、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）を始めとする消費者利益の擁護及び増進に関わる主要な法律を所管することとされ、消費者行政における司令塔としての役割を期待されているところである。</p> <p>一方、消費者取引に関するトラブルは後を絶たず、例えば、全国の消費生活センターに寄せられた消費生活に関する相談の総件数だけをみても、平成 23 年度で約 87 万 9,000 件となっており、このうち取引に関する相談は、約 73 万 2,000 件と総件数の約 83%を占めている。</p> <p>取引に関するトラブルの相談については、新たな商品や販売形態に関するものや、高齢者</p>	

によるものが増加しており、これらに対し行政としての確に対応していくことが求められている。

こうした中、平成 22 年 3 月には、消費者基本法に基づき、消費者政策の基本的な枠組み及び主な課題並びにこれらを踏まえた重点的な取組を取りまとめた「消費者基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）が決定され、取引の適正化を始めとする各種施策が関係府省庁において展開されている。

この政策評価は、以上のような状況を踏まえ、消費者取引の適正化に関する各種施策が効果を上げているかなどの観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものである。

○ **主な調査項目**

- ① 消費者取引に関する政策の現況
- ② 消費者取引に関する政策の効果の発現状況

○ **調査等対象機関**

内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、独立行政法人国民生活センター、都道府県、市町村、関係団体等

(注) 本概要中の「総務省」は、法第 2 条第 1 項の規定に基づく「行政機関」としての総務省である。

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成24年度において評価の結果を取りまとめた「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価」及び平成23年度において評価の結果を取りまとめた「児童虐待の防止等に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記アのとおりである。また、平成22年度において評価の結果を取りまとめた「バイオマスの利活用に関する政策評価」について、前回報告の状況及びその後の状況は下記イのとおりである。

ア 評価の結果の政策への反映状況

テ ー マ 名	法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成24年4月20日)
関係行政機関	法務省、文部科学省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果については213～216ページを参照。

下表は、平成25年1月24日に法務省、同年2月1日に文部科学省がそれぞれ回答したものについて、平成25年3月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況
<p>1 法曹人口の拡大</p> <p>司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、これまでの達成状況との乖離が大きく、また、法曹・法的サービスへの需要の拡大・顕在化も限定的であることから、これまで及び今後の弁護士の活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること。</p> <p>(法務省)</p>	<p>(法務省)</p> <p>政府においては、平成23年5月から、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の申合せにより、「法曹の養成に関するフォーラム」を開催し、法曹人口の在り方を含む法曹養成制度全般について検討を行っており、平成24年5月10日に論点整理を取りまとめた。</p> <p>その後、平成24年8月3日に公布・施行された裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第54号）及びその法案審議の際の衆議院法務委員会附帯決議に基づき、政府における検討体制をより強力なものとするため、「法曹の養成に関するフォーラム」に替えて、平成24年8月21日閣議決定により、内閣に「法曹養成制度関係閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）が設置され、その下に「法曹養成制度検討会議」（以下「検討会議」という。）が設置された。</p> <p>同年8月28日に開催された第1回検討会議では、主に法曹有資格者の活動領域の在り方についての検討が行われた。また、同年9月20日に開催された第2回検討会議では、今後の法曹人口の在り方について、総務省の勧告も踏まえ、これまで及び今後の弁護士の活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等やそれらに関する各種データを踏まえた検討が行われている。</p> <p>なお、同年9月11日、平成24年司法試験の結果が発表され、合格者数は、2,102人であった。検討会議においては、この結果も踏まえて議論が行われている。</p> <p>検討会議においては、法科大学院制度、司法試験制度、法曹有資格者の活動領域の在り方等についての議論も踏まえて、第</p>

勧告	政策への反映状況
<p>2 法科大学院教育</p> <p>(1) 法科大学院教育の目標の達成状況</p> <p>司法試験合格率の向上を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進すること。その際、未修者教育の一層の強化を推進すること。 (文部科学省)</p> <p>(2) 入学者の質の確保</p> <p>ア 適性試験の活用</p> <p>法科大学院における入学者の質を確保する観点から、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の有無について、第三者的立場の者を含めて改めて検証し、相関関係が立証できない場合には、適性試験実施機関に対し適性試験の改善を求めること。 (文部科学省)</p> <p>イ 競争性の確保</p>	<p>10回検討会議において、再度法曹人口についての検討を行ったところであり、この結果も踏まえて、今後、パブリックコメントを実施した上で、検討の結果を取りまとめる予定である。</p> <p>閣僚会議は、この検討会議の意見等を踏まえつつ、平成25年8月2日までに検討を加えて、一定の結論を得る予定であり、法務省としては、閣僚会議及び検討会議での議論を通じて、総務省の勧告も踏まえ、司法試験の合格者数に関する年間数値目標について、具体的な検討を行う予定である。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>平成24年7月19日に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）において、「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」が取りまとめられた。</p> <p>文部科学省としては、法科大学院修了生が社会の様々な分野で活躍することや司法試験合格率の向上等を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進するため、本提言を踏まえ、平成24年7月20日に「法科大学院教育改善プラン」を策定・公表し、今後は、法科大学院教育の成果の積極的な発信、課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速、法学未修者教育の充実及び法科大学院教育の質の改善等の促進を図るための改善方策に取り組む。</p> <p>また、法学未修者教育の充実については、法科大学院特別委員会の下に設置された「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」（以下「未修者教育WG」という。）において、平成24年11月30日に、法学未修者教育の現状と課題及びその充実方策に関する、「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられ、文部科学省では、これを受けて、今後、法学未修者教育の一層の強化を図るため、その具体的方策について検討する。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>法科大学院全国統一適性試験を共同で実施するために関係団体で組織した適性試験管理委員会と協力しつつ、適性試験の成績と司法試験の合否との関連性の検証等を行い、平成24年12月6日の法科大学院特別委員会において、その結果が適性試験管理委員会から報告された。同報告においては、適性試験の成績と司法試験の合否について一定の関連性があること等が報告された。</p> <p>文部科学省としては、今後、第三者的立場の者も含めた適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の更なる検証について、その具体的な進め方等を検討する。</p> <p>(文部科学省)</p>

勧告	政策への反映状況
<p>法科大学院における入学者の質を確保する観点から、依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院に対し、更なる取組を促していくこと。 (文部科学省)</p> <p>ウ 入学定員の削減</p> <p>法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求めること。</p> <p>その際、定員規模が小さい法科大学院については、実入学者数に見合った定員削減が困難なものが生ずるとみられるが、法科大学院の撤退によって在籍学生の教育に支障が生じないよう、法曹養成制度の理念、地域バランス等も勘案しながら、他の法科大学院との統廃合についても検討しておくこと。</p> <p>また、法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、入学定員の削減に当たっては未修者の確保に配慮するよう促すこと。 (文部科学省)</p> <p>エ 多様性の確保</p> <p>多様な人材を受け入れるという法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、非法学部出身者及び社会人の受</p>	<p>法科大学院特別委員会の下に設置された「法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ」(以下「改善状況調査WG」という。)による調査において、平成24年度の調査では、競争倍率が2倍を下回っている法科大学院等に対するヒアリングの実施及び調査結果の公表により、総務省の勧告を踏まえた更なる改善を促した。</p> <p>また、新たに、文部科学省が公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)において、「競争倍率2倍の確保」については、特に状況が悪い場合は競争倍率の指標にのみ該当する場合であっても公的支援の更なる見直しの対象とすることや、新たに追加された入学定員充足率の指標よりも競争倍率の指標がより重視されるよう、削減額に傾斜をつけるなど、入学者選抜における競争性の確保について、各法科大学院の更なる取組を促した。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査において、平成24年度の調査から新たに入学定員充足率が5割に満たない法科大学院や入学者が1桁であった法科大学院等に対するヒアリングを実施し、その調査結果を公表するなど、各法科大学院における入学定員の更なる適正化や組織の見直しなどの取組を進めることを促した。</p> <p>また、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)において、「入学定員の充足率」を公的支援の見直しのための指標として新たに追加し、各法科大学院が入学定員の削減を含めた更なる自主的・自律的な組織見直しに取り組むことを促した。</p> <p>法科大学院の統廃合等の組織見直しに関しては、閣僚会議の下に設置された検討会議において、議論がなされているところである。</p> <p>また、個々の法科大学院における自主的・自律的な組織見直しに関し、当該法科大学院に対し、在籍学生の教育への配慮や、入学者のうち非法学部出身者や社会人経験者が3割以上となるよう、適切な対応を促しているところである。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>非法学部出身者や社会人を始めとする法学未修者への教育をより充実させるための方策について、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成24年11月30日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中では、法学未修者が安心して法科</p>

勧告	政策への反映状況
<p>入れ確保措置を講ずるよう促すこと。 (文部科学省)</p> <p>(3) 修了者の質の確保</p> <p>ア 厳格な成績評価 法科大学院における修了者の質を確保する観点から、各法科大学院に対し、成績評価及び修了認定の厳格化の一層の推進を求めること。 また、法科大学院に入学しても、最終的に修了できない者や、修了直後の司法試験を受験しない者が増加していることから、各法科大学院における教育の質の向上の取組及びその効果について検証すること。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。 さらに、上記取組の効果が十分に認められず、それが入学者の質の確保が十分でないことによる場合、法科大学院に対し、更なる入学定員の見直しを求めること。 (文部科学省)</p> <p>イ 共通的な到達目標 法科大学院における学修のばらつきをなくし、修了者の質の一定水準を確保するため、関係機関の連携の下、策定された共通的な到達目標モデルを踏まえ、各法科大学院が到達目標を速やかに策定するよう働きかけること。 (文部科学省)</p> <p>ウ 未修者対策</p>	<p>大学院で学び、法曹を目指せる環境整備を目指すこととされ、夜間開講コースの充実などを含む、法学未修者教育に関する充実方策が報告された。 文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成 24 年 12 月 15 日開催）において周知を図り、多様な人材が安心して法科大学院で学べるよう、各法科大学院に対して、法学未修者教育の充実を要請した。 (文部科学省) 法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査を通じて、成績評価及び修了認定の厳格化や入学者選抜における競争性の確保等の一層の推進を図るとともに各法科大学院における教育の質の向上の取組、その効果等について検証を行う。 これに加え、特に、法学未修者において標準修業年限修了率や司法試験合格率の低迷が見られること等を踏まえ、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成 24 年 11 月 30 日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中で、法学未修者教育に係る現状を分析し、法学未修者教育をめぐる課題を明らかにするとともに、その改善方策が報告されている。また、法学未修者教育に関する各法科大学院の好事例も示されている。 文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成 24 年 12 月 15 日開催）において周知を図った。 (文部科学省) 平成 24 年 7 月 19 日に法科大学院特別委員会において取りまとめられた「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」では、共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定の促進が示されている。本提言を各法科大学院及び認証評価機関に対して周知徹底することにより、各法科大学院が共通的な到達目標を踏まえた到達目標を設定することや、認証評価機関が共通的な到達目標を踏まえた到達目標の設定状況に関する評価を一層厳格に行うことを促している。 (文部科学省)</p>

勧告	政策への反映状況
<p>未修者については、上記の修了者の質の確保の取組を推進しつつ、法律基本科目の量的充実の効果について今後検証するとともに、未修者対策の強化について早期に取り組むこと。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。 (文部科学省)</p> <p>(4) 公的支援の見直し</p> <p>法科大学院の公的支援の見直し指標については、未修者への影響や、法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏まえ、必要な改善措置を講ずること。</p> <p>また、法科大学院の公的支援の見直し指標の競争倍率については、意図的に合格者を減少させることで競争倍率を確保する可能性があることを踏まえ、定員充足率を加味したものに改めること。 (文部科学省)</p> <p>3 法科大学院教育と司法試験との有機的連携</p> <p>司法試験の透明性を確保し、また、司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、司法試験に関する情報提供の充実が図られているが、採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させること。</p> <p>各法科大学院において、受験状況等の把握が困難な場合もあることに鑑み、法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を</p>	<p>法学未修者教育については、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成24年11月30日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中で、法律基本科目の量的充実の効果を含めた法学未修者教育の現状を分析し、法学未修者教育をめぐる課題を明らかにするとともに、その改善方策が報告されている。また、法学未修者教育に関する各法科大学院の好事例も示されている。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成24年12月15日開催）において周知を図り、各法科大学院における法学未修者対策の強化を要請した。</p> <p>さらに、文部科学省では、同報告を受けて、今後、法学未修者教育の一層の強化を図るため、その具体的方策について検討する。 (文部科学省)</p> <p>法科大学院の公的支援の見直し指標の改善については、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」（平成24年9月7日）を公表した。</p> <p>具体的には、平成26年度予算から、</p> <p>① 現行の「司法試験合格率」及び「競争倍率」の指標に加え、新たに「入学定員充足率」を指標に追加し、これら3つの指標のうち、複数の指標に該当した場合に、公的支援の見直しの対象とする、</p> <p>② 単独の指標のみでも、特に深刻な課題を抱える場合は、公的支援の見直しの対象とする、</p> <p>③ 「入学定員充足率」の指標が追加されたことで、「競争倍率」の指標が軽視されることのないよう、ある年度の競争倍率が2倍未満の場合、当該年度の入学定員充足率が50%以上であっても、50%未満とみなすものとする</p> <p>といった改善方策を実施することとした。</p> <p>(法務省)</p> <p>司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、総務省の勧告で「採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させる」とされている点については、平成25年1月4日、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどした平成24年司法試験の採点実感等に関する意見を公表し、情報提供をより充実させた。</p> <p>また、同勧告で「法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の可否の情報を提供する」とされている点については、平成24年10月9日、法科大学院1校から該当する要請があったことから、同月11日、</p>

勧告	政策への反映状況
<p>行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の可否の情報を提供すること。 (法務省)</p> <p>4 修了者等への支援策 法科大学院に対し、修了者の進路の把握については、修了時の把握はもとより、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続し、総合的な集積・管理を行わせること。 修了者(法務博士(専門職))の社会での人材活用を図る観点から、自校の修了者の進路の動向や在学生のニーズ等を踏まえ、法科大学院における修了者及び在学生に対する就職支援等の充実を促進すること。 (文部科学省)</p>	<p>同法科大学院に同情報を提供するとともに、以降も該当する要請があったときは、同様の情報提供を行うこととした。</p> <p>(文部科学省) 平成24年7月19日に法科大学院特別委員会において取りまとめられた「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)」では、各法科大学院において率先して修了者の進路状況の正確な把握と充実した就職支援策を進めることが期待される旨を明記するとともに、平成24年7月20日に文部科学省として策定・公表した「法科大学院教育改善プラン」においては、平成24年度から各法科大学院に対し、法科大学院修了者について、進路状況のより正確な把握や就職支援の充実を促すこととしている。 これに併せ、文部科学省が、平成23年度から実施している法科大学院修了者の進路に関する調査(過去5年度分)について、継続的な調査の実施により各法科大学院における修了者の進路の把握を促進するため、24年度も調査を実施した。</p>

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

テーマ名	児童虐待の防止等に関する政策評価(総合性確保評価) (勧告・公表日:平成24年1月20日)
関係行政機関	文部科学省、厚生労働省

(注)「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果
<p>○ 評価の観点 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)等に基づき、総合的に推進することが求められている児童虐待の防止等に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果 児童虐待の防止等に関する政策については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童虐待相談対応件数(以下「虐待対応件数」という。)は増加の一途であること ② 児童虐待による死亡児童数は、年間おおむね50人ないし60人前後で推移し、減少していないこと ③ 当省の調査結果において、児童虐待のi)発生予防、ii)早期発見、iii)早期対応から保

護・支援及びiv) 関係機関の連携の各施策における効果の発現状況をみると、iii) 早期対応から保護・支援については一定の効果がみられたものの、残りの施策についてはいずれも不十分なものとなっていることから、政策全体としての効果の発現は不十分であると考えられ、以下のような問題・課題の解消が必要となっている。

(1) 児童虐待の発生予防に係る取組状況

乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業は、3歳未満の児童の虐待防止に効果が認められるが、両事業を未実施の市町村や、乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられた。また、両事業は3歳以上の児童の虐待防止には効果が乏しく、両事業のみでは、虐待対応件数の大幅な減少は見込めない。

当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、平成23年7月、妊娠・出産・育児期における保健・医療・福祉の連携体制の整備や妊娠等に関する相談窓口の整備等を要請する通知を都道府県、政令指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区に発出している。

(2) 児童虐待の早期発見に係る取組状況

ア 関係機関における早期発見に係る取組

調査した保育所及び小・中学校において、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかった事例や、児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間（1か月以上）を要している事例がみられた。

当省の政策評価の途上で、文部科学省は、平成22年8月、都道府県教育委員会等に対し、児童虐待のおそれを発見した場合には、その確証がないときであっても速やかに通告しなければならないことについて、改めて学校等への周知を要請しているが、小・中学校におけるその後の速やかな通告の実施状況については、点検・確認を行っていない。

イ 早期発見に係る広報・啓発

児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスの中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントが入っていない。また、都道府県等が作成しているリーフレット等の中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨の記載がないものがみられた。

(3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組状況

ア 児童相談所及び市町村における対応体制等

(ア) 虐待対応件数等の報告

児童相談所及び市町村における虐待対応件数等の報告状況について都道府県等に確認したところ、適切な報告を行っているものはみられなかった。

(イ) 児童相談所及び市町村における対応体制

児童福祉司及び市町村担当者の資質向上のための対策等に関しては、①研修の機会が十分に確保されていないまま事案を担当せざるを得ない、②経験豊富な担当者の配置が少ない、③バーンアウト対策が十分とはいえない状況となっている。

(ウ) 児童相談所と市町村の役割分担

全1,750市町村のうち児童相談所との役割分担の取決めはないものが1,253市町村(71.6%)となっており、役割分担が明確になっていないことも原因となって児童相談所の対応が遅れたと考えられる事例もみられた。

イ 安全確認の実施

調査した児童相談所及び市町村において安全確認までに3日以上要した事例も一部みられた。

当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るため、平成22年8月に通知を、9月には手引きを発出している。しかし、通知及び手引きは市町村を対象にしておらず、また、厚生労働省は、児童相談所におけるその後の安全確認の実施状況について、点検・確認を行っていない。

ウ 児童及び保護者に対する援助等

(ア) 一時保護所の整備

調査した一時保護所において、①年間の平均入所率が9割を超えるところ、②混合処遇を実施しているところ、③児童指導員として教員OB等が配置されていないところがみられた。

(イ) 保護者に対する援助

保護者への援助の結果、悪化・再発事例も一部発生しており、その原因は、①保護者の養育態度が改善されなかったものや②アセスメント(調査)が不十分なものが多い。特に、児童相談所は、市町村に比べ、①の割合が悪化・再発いずれにおいても高い。児童福祉司及び市町村担当者は、保護者への援助に苦慮しており、効果的な保護者援助に

資する保護者指導プログラムに関する情報を求めている。

また、援助指針等決定時や対応終了時に独自のアセスメントシートを利用している児童相談所及び市町村における悪化率、再発率は、利用していない児童相談所及び市町村に比べて低い。

当省の政策評価の途上で、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」において、家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に勧告の内容を保護者に伝達できるような対応を図ることについて検討すること等が提言されている。

(ウ) 児童相談所と児童養護施設等との連携

入所児童について児童相談所が作成する援助指針が児童養護施設等に提供されていない事例等がみられた。

(エ) 死亡事例等の検証

都道府県等において、過去に「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の検証結果で指摘された課題等と同様の指摘が都道府県等の検証結果でも指摘されているなど、過去の検証結果を活用できていないと考えられる状況がみられた。

エ 社会的養護体制の整備

(ア) 児童養護施設等の整備

「子ども・子育て応援プラン」（平成 16 年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定）における小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の整備目標は達成されていない。

情緒障害児短期治療施設において、入所の対象となる児童や、児童に対するケアへの考え方が施設によって異なる状況がみられた。

(イ) 里親委託の推進

認定・登録された里親の約 6 割が未委託となっており、高齢化が一因であるとの意見が聴かれたが、厚生労働省は未委託里親の実態を把握していない。

また、里親等委託率の実績は、子ども・子育て応援プランの目標を下回っており、都道府県別にみると較差がみられた。

さらに、里親支援機関事業を実施した都道府県等における事業実施後の認定・登録里親数と里親等委託率は必ずしも伸びていない状況がみられた。

(4) 関係機関の連携状況

児童虐待が発生しているにもかかわらず、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議及び実務者会議が 1 回も開催されていない市町村がみられた。

下表は、平成 24 年 9 月 3 日に厚生労働省、同年 9 月 4 日に文部科学省がそれぞれ回答したものについて、平成 25 年 3 月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況
<p>(1) 児童虐待の発生予防に係る取組の推進</p> <p>① 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施していない市町村並びに乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられる原因を分析した上で、必要な改善措置を講ずること。 (厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施していない、あるいは、乳児家庭全戸訪問事業が低調な原因を分析するため、平成 24 年 2 月から市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して調査を実施し、平成 24 年 12 月に調査結果を取りまとめ、併せて各都道府県、指定都市及び児童相談所宛て事務連絡により情報提供した（管内市区町村に対する情報提供も依頼）。当該事務連絡において、乳児家庭全戸訪問事業で訪問できなかった家庭に対しては、訪問できなかった理由や背景を調べ、今後の支援や見守りの検討につなげるよう依頼した。</p> <p>なお、各都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対し、本政策評価結果を踏まえ、管内市町村において、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業をいまだ実施していない場合は、その実施について管内市町村へ働きかけるよう、「児童虐待の防止等に関する政策評価（総務省統一性・総合性確保評価）について」（平成 24 年 2 月 23 日付け雇児総発 0223 第 1 号、雇児保発 0223 第 1 号、各都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、保育課長通知。以下「平</p>

勧告	政策への反映状況
<p>② 児童虐待の発生予防について、更なる効果的な取組を検討すること。</p> <p>ただし、厚生労働省は、妊娠・出産・育児期の児童の虐待の発生予防については、平成23年7月の通知（注）発出後の地方公共団体における取組状況を踏まえ、発生予防の効果的な取組を検討すること。</p> <p>（文部科学省・厚生労働省）</p> <p>（注）「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付け雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知）及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（平成23年7月27日付け雇児総発0727第1号・雇児福発0727第1号・雇児母発0727第1号、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び母子保健課長通知）。</p>	<p>成24年2月23日通知」という。)により要請した。</p> <p>さらに、全国厚生労働関係部局長会議（平成24年1月20日、25年2月20日）、全国児童福祉主管課長会議（平成24年2月27日、25年3月15日）、全国児童相談所長会議（平成24年3月14日）及び全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議（以下、総称して「全国会議」という。）において、全市町村での乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施を促進するため、都道府県等に対し管内市町村への働きかけを要請した。</p> <p>（文部科学省）</p> <p>文部科学省に設置された「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」が平成24年3月に取りまとめた報告書において、特に児童虐待防止の取組を強化することが社会的な課題となっており、その発生予防に資するよう親の学びの支援や孤立防止のためのつながりづくりを一層進めることが必要であるとの認識の下、親の育ちを応援する学習プログラムの充実、親子と地域のつながりをつくる取組の推進、支援のネットワークをつくる体制づくりに関する方策もその中で提言された。</p> <p>これを踏まえ、児童虐待等家庭をめぐる問題の複雑化等を背景に社会全体の協働による家庭教育支援の活性化を図ることを目的に、全国の地方公共団体の家庭教育支援担当者、家庭教育支援チーム、NPO、関係団体等が一堂に会する全国家庭教育支援研究協議会を平成24年11月に開催した。その中で「親の孤立化や児童虐待予防への効果的な取組方策」を分科会のテーマに、福祉行政分野の専門家も参加し、地域における親支援プログラムの実践事例や家庭教育支援チームによるアウトリーチ活動の報告を基に、児童虐待予防の観点から、これらの取組の意義等について協議を行った。協議の成果として、虐待のリスクとして、親のストレスや悩み、社会的な孤立や援助者の不在が挙げられるが、それに対応する取組として、地域人材によるアウトリーチ支援が有効であること、また、子どもの成長や発達を理解するための親支援プログラムの提供が有効であること等が改めて確認された。</p> <p>なお、本協議会の内容を広く周知するため、また、研修等で活用できるよう、本分科会の様子を収録したDVDを都道府県・指定都市教育委員会へ配布した。</p> <p>また、全国家庭教育支援研究協議会の成果も踏まえ、以下の取組 i)、 ii) の必要性を地方公共団体、学校、NPO、家庭教育関係団体等を対象とする各種会議等において説明するとともに学校と地域人材の連携による課題を抱えた家庭への対応事例についても情報提供することにより、地方公共団体による児童虐待防止に資する取組を積極的に促していく。さらに、取組 i)、 ii) について補助事業により推進していく。また、平成25年度は、家庭教育支援体制の強化を図るため、地域の身近な小学校等に保護者等への家庭教育に関する情報提供や相談対応を行う家庭教育支援員の配置を補助事業の1項目として盛り込んだ。</p> <p>i) 孤立防止のためのつながりづくりを一層進めるため、地域人材（主任児童委員や児童委員を含む。）を中心にきめ細やかな活動を組織的に行う仕組みとしての「家庭教育支援チーム」型の支援を推進する。</p> <p>ii) 子どもとのコミュニケーションや保護者が抱えるストレスへの対処方法等について、気付きや学び合いを促すための体験型やワークショップ形式の学習プログラムや講座を開発し、充実させる。</p> <p>さらに、全国家庭教育支援研究協議会での成果を踏まえ、平</p>

勧告	政策への反映状況
	<p>成 25 年度の新規の委託事業により、児童虐待などの社会的課題を抱え孤立しがちな家庭に対する支援を、国と地方公共団体が共同により実証研究として実施し、更なる効果的な取組の開発・検証を行う予定としている。</p> <p>加えて、中高生など将来親になる世代を対象に、乳幼児と触れあう機会の提供を図ったり、親になることや、子どもとの関わり方、自他の生命を大切にすることについて学べるようにするなど、児童虐待防止に資する取組を推進する。</p> <p>なお、上記検討委員会の報告書は、国のみならず地方公共団体の施策の指針ともなることから、平成 24 年 4 月に都道府県、指定都市及び中核市の教育委員会等に対して同報告書を送付するとともに、同報告書の趣旨を踏まえた家庭教育支援の取組の推進について依頼した。</p> <p>このほか、同年 5 月に開催された全国社会教育主事研究協議会において、全国の社会教育主事に対して、中学校区でスクールソーシャルワーカーを中心として子育てサポーターや専門支援員を配置し、課題を抱える家庭に対し、家庭訪問等による相談を行ったりするネットワークを児童虐待防止に資する取組として情報提供したところである。</p> <p>加えて、厚生労働省との連名による通知「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について」（平成 21 年 3 月 16 日付け各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び民生主管部長等宛て）、「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について」（平成 22 年 9 月 16 日付け各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び民生主管部長等宛て）により教育分野と福祉分野との相互連携を促し、教育分野や福祉分野の関係者を対象とした全国的な会議等において周知徹底を図っているところである。今後も厚生労働省との緊密な連携の下、児童虐待予防にも資する家庭教育支援の充実に取り組んでいく。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>① 死亡事例において、生後間もない子どもを始めとした乳幼児期の子どもの多くを占めている状況にあり、特に妊娠・出産・育児期の児童虐待の発生予防が重要である。このため、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成 23 年 7 月 27 日付け雇児総発 0727 第 4 号・雇児母発 0727 第 3 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知）及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（平成 23 年 7 月 27 日付け雇児総発 0727 第 1 号・雇児福発 0727 第 1 号・雇児母発 0727 第 1 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び母子保健課長通知。以下「平成 23 年 7 月通知」という。）により、地方公共団体に対して取組を促しており、現在、平成 23 年 7 月通知発出後の地方公共団体における取組状況についての現状を調査している。</p> <p>今後は、同調査結果を取りまとめ、これも踏まえつつ、発生予防に係る更なる効果的な取組を検討の上、必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>② 平成 23 年 7 月通知に基づく、妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備及び管内市町村や医療機関等の関係機関への周知について、都道府県等に対し改めて平成 24 年 2 月 23 日通知に</p>

勧告	政策への反映状況
	<p>より要請した。</p> <p>③ 平成 23 年 7 月通知を踏まえた発生予防の取組である、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制の早急な整備及び妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備を推進するほか、妊娠期から養育についての支援が必要と認められる「特定妊婦」への支援、医療機関との積極的な連携による対応を図るとともに、近い将来親となる若年者に対する広報・啓発に取り組むよう都道府県、保健所設置市等に対し「『子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）』を踏まえた対応について」（平成 24 年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号、雇児母発 0726 第 1 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知。以下「平成 24 年 7 月 26 日通知」という。）により要請した。</p> <p>④ 平成 24 年 1 月以降に開催した全国会議において、地域の実情を踏まえた児童虐待の発生予防のための相談体制及び連携体制の整備などを要請した。</p> <p>⑤ 市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の調整機関等における養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、具体的に留意すべき事項を示した「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省雇児総発 1130 第 1 号、雇児母発 1130 第 1 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）を発出し、虐待の発生予防のための取組を要請した。</p> <p>⑥ 児童相談所及び市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要対協の調整機関における医療機関との連携について留意すべき事項を示した「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省雇児総発 1130 第 2 号、雇児母発 1130 第 2 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）を発出し、虐待の発生予防のための取組を促した。</p> <p>⑦ 平成 24 年 10 月 19 日に児童虐待防止対策に関する関係府省庁と関係団体が意見交換などを行う「児童虐待防止対策協議会（第 16 回）」を開催し、関係団体に対し、児童虐待防止のための取組を要請した。また、議題として「若年者などに向けた虐待予防に関する理解の促進」を特に取り上げ、若年者などに向けた啓発等の取組の推進を要請した。</p> <p>⑧ 平成 24 年 11 月の児童虐待防止推進月間において、児童虐待防止のための啓発用ポスター・リーフレットの全国配布、インターネットテレビ（政府広報）の放映、厚生労働省広報誌への特集記事の掲載などを行い、集中的な広報・啓発を実施した。</p> <p>⑨ 近い将来親になる若者たちが児童虐待防止に係る啓発活動を行うことにより、児童虐待問題への関心を高め、虐待の予防につなげていくことを目的として、「学生によるオレンジリボン運動」の実施を大学等（7 校）に呼びかけ、実際に実施してもらった試行的な取組を行った（平成 24 年 10 月～11 月に実施）。取組状況については、平成 25 年 3 月に厚生労働省ホームページに掲載し、紹介した。</p> <p>⑩ 市区町村等における児童虐待防止の啓発に活用してもらうため、乳児の泣きに関する理解と対処法を解説し、児童虐</p>

勧告	政策への反映状況
<p>(2) 児童虐待の早期発見に係る取組の推進</p> <p>ア 保育所及び小・中学校における取組の推進</p> <p>① 市町村に対し、保育所における速やかな通告を徹底するように要請すること。 (厚生労働省)</p> <p>② 平成22年8月に発出した課長通知(注)を踏まえた小・中学校における児童虐待の通告の実施状況を把握し、その結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方策を検討すること。 (文部科学省)</p> <p>(注) 「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について(通知)」(平成22年8月13日付け22初児生第20号、都道府県教育委員会担当課長、各指定都市教育委員会担当課長、都道府県私立学校主管課長、附属学校を置く各国立大学法人学長宛て、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)。</p> <p>イ 早期発見に係る広報・啓発の充実</p> <p>児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスに、連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントを入れること。</p> <p>また、都道府県等及び市町村に対し、広報・啓発媒体に、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られる旨の記載を要請すること。 (厚生労働省)</p>	<p>待の一つである「乳幼児揺さぶられ症候群」の予防を図るための啓発DVDを作成し、平成25年3月に全国に配布した。</p> <p>① 薬局・薬店関係団体に対し、地方自治体や関係団体が作成する妊娠検査薬を購入する人向けの妊娠等に関する相談窓口等を記したカード等の薬局・薬店での配置に協力いただくよう、平成25年3月27日付け事務連絡により要請した。</p> <p>② 平成25年2月20日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び25年3月15日開催の全国児童福祉主管課長会議において、児童虐待の発生予防に係る取組の更なる推進を要請した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>児童虐待の早期発見のため、保育所を利用している子どもの虐待が疑われる場合には、保育所において市町村又は児童相談所へ速やかな通告を徹底することを管内市町村及び保育関係者へ周知するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>平成24年1月に都道府県教育委員会教育長等に対し、本勧告の指摘事項を示し、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても速やかな通告をすること等について一層の周知徹底を図るよう通知した(平成24年1月30日付け各都道府県教育委員会教育長等宛て文部科学省生涯学習政策局長通知)。</p> <p>また、同年3月にも、学校現場における通告を一層推進するため、一般的な主観により児童虐待が認められるであろうという場合は通告義務が生じること、児童虐待に係る保護者等への対応は児童相談所等と連携して行うこと、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと等通告を行う際の留意事項を示した(平成24年3月29日付け各都道府県教育委員会教育長等宛て文部科学副大臣通知)。</p> <p>さらに、同年3月、各都道府県教育委員会等に対して、小・中学校における児童虐待の通告の実施状況に関する調査を実施し、同調査結果について取りまとめ、その内容の確認及び分析を行っているところであり、今後、同調査結果により状況を把握した結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方策を検討してまいりたい。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>平成24年9月に全国共通ダイヤルのアナウンスに、連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントを入れた。</p> <p>また、広報・啓発媒体の作成に当たっては、通告者や通告内容の秘密は守られる旨明記することを児童相談所及び管内市町村に周知するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知及び平成24年7月26日通知により要請した。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>(3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組の推進 ア 児童相談所及び市町村における担当者の資質の向上等</p> <p>(7) 虐待対応件数の適切な把握・公表 都道府県等から虐待対応件数等の報告に誤りが生じないように、記入要領等を見直すこと等によりの確な虐待対応件数等を把握・公表すること。 (厚生労働省)</p> <p>(4) 児童福祉司及び市町村担当者の資質の向上 都道府県等及び市町村に対し、児童福祉司及び市町村担当者の十分な研修の機会の確保、必要な経験年数を踏まえた人員配置及びバーンアウト対策の推進を要請すること。 (厚生労働省)</p> <p>(5) 児童相談所と市町村の役割分担の明確化 都道府県等及び市町村に対し、児童相談所と市町村の役割分担についての具体例を示し、役割分担の文書による取決めを行うよう要請するなどにより、役割分担の明確化を推進すること。 (厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省) 平成 25 年度の福祉行政報告例の記入要領を見直し、平成 25 年 3 月に都道府県等に対して示した。</p> <p>(厚生労働省) 児童福祉司の積極的な配置のほか、児童福祉司及び市町村担当者の十分な研修機会の確保、必要な経験年数を踏まえた人員配置及びバーンアウト対策の推進について、平成 24 年 2 月 23 日通知により要請した。 また、都道府県等に対し、新任時の研修について最低限盛り込むべき研修の内容や実施方法について示した「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」(平成 24 年 2 月 23 日付け雇児総発 0223 第 2 号、都道府県、指定都市、児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を發出し、計画的な研修の実施を要請した。 加えて、児童相談所と市町村において業務量に見合った職員の配置による体制整備及び専門職の採用や外部専門家の活用の促進、経験年数を踏まえた人員配置等による専門性の確保に努めることについて、都道府県、保健所設置市等に対し平成 24 年 7 月 26 日通知により要請した。 また、平成 25 年 2 月 20 日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び 25 年 3 月 15 日開催の全国児童福祉主管課長会議において、児童相談所や市区町村における適切な人材確保や研修の充実について更なる取組を要請した。</p> <p>(厚生労働省) 児童相談所と市町村の役割分担については、両者の認識の共有や連携体制の協議を行い、役割分担の明確化を図るよう、児童相談所へ指導するとともに管内市町村へ要請するよう、都道府県等に対し平成 24 年 2 月 23 日通知により要請した。 また、児童相談所と市町村がそれぞれ虐待相談の窓口を担う上で、双方の対応の漏れを防ぎ、事例の進展に応じて円滑にケースを移管できるよう、役割分担の基準の策定について配慮することを都道府県、保健所設置市等に対し平成 24 年 7 月 26 日通知により要請した。 さらに、市区町村の児童家庭相談業務、要対協の設置・運営状況並びに乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施状況等に係る市町村調査の結果を取りまとめ、平成 24 年 12 月に公表し、併せて各都道府県、指定都市及び児童相談所宛て事務連絡により情報提供した(管内市区町村に対する情報提供も依頼)。本事務連絡において、市区町村と児童相談所の役割分担について、取決めがなされていない市区町村は、児童相談所と協議の上、役割分担の目安となる基準、ルールの策定するよう要請した。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>イ 速やかな安全確認の実施</p> <p>① 平成22年8月に発出した課長通知及び同年9月に発出した「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」を踏まえた児童相談所における安全確認の実施状況を把握し、その結果、いまだ速やかな安全確認がなされていない場合は、その原因を分析した上で、速やかな安全確認の徹底方策を検討すること。</p> <p>② 市町村に対し、速やかな安全確認の実施を徹底するよう要請すること。 (以上、厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>速やかな安全確認の実施については、平成24年1月以降に開催した全国会議において、目視による安全確認の徹底、臨検・捜索も視野に入れた立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有などについて適切な対応を行うよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <p>また、警察庁と協議の上、警察からの通告受理後の対応についての情報提供体制に関し、書面で取決めをするなどにより警察と連携した子どもの安全確認及び安全確保を徹底するよう、都道府県等に対し、「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」(平成24年4月12日、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)により要請した。</p> <p>加えて、通告等があった家庭について、住民登録がなく居住者が判明しない場合や、居住実態が確認されない場合に必要な対応や児童の安全を最優先に考えて安全確認に努めるよう、都道府県、保健所設置市等に対し平成24年7月26日通知により改めて要請した。</p> <p>さらに、今後、児童相談所等の体制整備に関する調査において、各児童相談所における安全確認に関するルールへの対応状況について調査することを検討中である。</p> <p>① 平成24年1月以降に開催した全国会議において、目視による安全確認の徹底や、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有などについて、適切な対応を行うことを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <p>② 速やかな安全確認に向けた体制を整備するとともに、対応に苦慮した場合、児童相談所その他の関係機関と連携して対応する方法を検討することを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>③ 乳幼児健康診査等を受けていない家庭等について、市町村の児童福祉担当部署と母子保健担当部署が連携し、必要な場合には、児童の状況の確認や要対協を活用して支援を行うよう、都道府県、保健所設置市等に対し平成24年7月26日通知により要請した。</p> <p>④ 市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要対協の調整機関等における養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、具体的に留意すべき事項を示した「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(平成24年11月30日付け厚生労働省雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を発出し、市区町村の関係部署や児童相談所等の関係機関が連携して、虐待発生のリスクが高いと考えられる家庭の把握や児童の安全確認・安全確保のための対応を行うよう要請した。</p> <p>⑤ 平成25年2月20日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び25年3月15日開催の全国児童福祉主管課長会議において、目視による安全確認の徹底や、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情</p>

勧告	政策への反映状況
<p>ウ 児童及び保護者に対する援助等の充実・強化</p> <p>(7) 一時保護所の充実</p> <p>① 年間平均入所率が9割を超える一時保護所の解消方策及び混合処遇の改善の促進方策を検討すること。</p> <p>② 一時保護所における長期入所児童への教育・学習指導の機会を確保するため、一時保護所への教員OB等の配置の促進方策を検討すること。 (以上、厚生労働省)</p> <p>(4) 保護者に対する援助の充実強化</p> <p>① 保護者指導プログラムに関する情報の収集及び整理を進め、都道府県等及び市町村に対して情報提供を行うこと。 また、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」における提言も踏まえ、児童相談所が行う保護者に対する援助が効果を上げる方策を検討すること。</p> <p>② 都道府県等及び市町村に対し、児童相談所及び市町村が援助指針・方針の決定や対応終了の判断をする際には、保護者及び児童に対する適切なアセスメント（調査）を実施するよう要請するとともに、児童虐待の状況に</p>	<p>報共有などについて、適切な対応を行うことを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>平成23年度における一時保護所に関する調査結果も踏まえ、必要に応じて一時保護所の定員を増加させることや、適切な一時保護委託の実施により混合処遇の改善を図るよう都道府県等に対して要請することを予定している。 なお、平成24年度から、児童相談所から一時保護委託を受ける里親等に対し、児童入所施設等措置費で新たに一時保護委託手当を支弁することとし、一時保護所の混雑軽減と混合処遇の改善に資する措置を講じた。</p> <p>平成23年度における一時保護所での教員OB等の配置状況に係る調査結果も踏まえ、教員OB等の配置促進を都道府県等に対して要請することを検討している。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>平成24年度中に全国の児童相談所に対して保護者指導プログラムの実態等について調査を実施し、その結果を踏まえ、都道府県等及び市町村への情報提供等の必要な取組を検討する予定である。 また、保護者の特徴に応じた適切なプログラムの選択に関する研究の実施について検討しているところである。 保護者に対する援助が効果を上げる方策については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第28条の規定に基づく承認審判において、家庭裁判所から都道府県知事に対して行う保護者指導の勧告を保護者にも事実上伝達することとする運用の改善を図るため、平成24年3月に「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号、都道府県・指定都市・児童相談所設置市宛て、厚生省児童家庭局長通知）を改正し、家庭裁判所による保護者指導に関する勧告が保護者指導の上で効果的に行われるよう、児童相談所が家庭裁判所に対して勧告を求めるべきケースの事例、児童相談所から家庭裁判所に対して、家庭裁判所が勧告の内容を保護者に伝達するよう上申する手続の方法や留意点等について示した。</p> <p>援助指針・方針の決定やケース終了の際の適切なアセスメントの実施、援助指針の定期的な見直しの徹底、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）別表（家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト）の積極的な活用及びこれらの管内市町村への要請について都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。 また、各自治体が作成しているアセスメントシートを含む虐待対応マニュアルを収集し、このうち参考となる事例について</p>

勧告	政策への反映状況
<p>ついて適切な判断を行うためのアセスメントシートを提示し、これを積極的に利用するよう要請すること。また、都道府県等及び市町村に対し、援助指針・方針の定期的な見直しの徹底を要請すること。 (以上、厚生労働省)</p>	<p>「子どもの虹情報研修センター」の援助機関向けサイトに掲載し、併せて、都道府県、指定都市及び児童相談所に対して情報提供を行った（平成 25 年 3 月）。</p>
<p>(ウ) 児童相談所と児童養護施設等との連携の推進 都道府県等に対し、児童相談所から児童養護施設等への速やかな援助指針の提供を行うよう要請すること。 (厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省) 入所児童に関する援助指針は児童相談所から児童養護施設等へ速やかに提供するよう、都道府県等に対し平成 24 年 2 月 23 日通知により要請した。</p>
<p>(イ) 死亡事例等の検証結果の活用の促進 都道府県等に対し、OJTや研修などに事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果を踏まえたケーススタディを盛り込むよう要請するなど、事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果の活用を促すこと。 (厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省) 都道府県等において児童福祉司及び市町村担当者向けの研修を実施するに当たっては、検証結果を踏まえたケーススタディを盛り込むなどして検証結果を活用するよう、都道府県等に対し平成 24 年 2 月 23 日通知及び平成 24 年 7 月 26 日通知により要請した。 また、平成 24 年 1 月以降に開催した全国会議において、検証結果については、児童福祉司、市町村職員等の児童虐待防止に関わる職員等の研修等で積極的に活用するよう、都道府県等に対し要請した。 さらに、平成 25 年 2 月 20 日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び 25 年 3 月 15 日開催の全国児童福祉主管課長会議において、検証結果については、児童福祉司、市町村職員等の児童虐待防止に関わる職員等の研修等で積極的に活用するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p>
<p>エ 社会的養護体制の整備の推進 (7) 児童養護施設等の整備の推進 ① 児童養護施設等の小規模化について、目標が達成されていない要因を分析し、その促進方策を検討すること。 ② 入所児童に占める被虐待児童の割合の増加を踏まえ、情緒障害児短期治療施設の在り方を</p>	<p>(厚生労働省) 児童養護施設等の小規模化の推進については、平成 23 年 7 月に「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」に、小規模化の促進方策として、人員配置基準の見直しのほか、職員の力量の向上のための研修の充実等を盛り込んでおり、これに沿って取組を進めている。 なお、その第一段階として、平成 24 年度予算においては、全ての小規模グループケアに管理宿直等職員を配置できるようにしたり、賃貸物件を活用して実施する場合に、賃借料を月額 10 万円まで措置費に算定できるようにするとともに、現行、例えば児童養護施設（小学生以上）6：1の配置を 5.5：1 とするなど、基本的人員配置を 30 数年ぶりに引き上げた。 平成 23 年 7 月に「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護関係施設の種別ごとに運営指針を策定することとされたことに基づき、平成 24 年 3 月に情緒障害児短期治療</p>

勧告	政策への反映状況
<p>明確にすること。 (以上、厚生労働省)</p> <p>(イ) 里親委託の推進 里親の普及及び委託を促進するため、里親等委託率の低い都道府県におけるその理由や未委託里親の実態等の分析を行った上で、里親支援機関事業の効果的な実施の在り方について検討すること。 (厚生労働省)</p> <p>(4) 関係機関の連携強化 要対協(注)の個別ケース検討会議及び実務者会議の機能が適切に発揮されるような運営方策を検討し、市町村に対し、個別ケース検討会議及び実務者会議の活性化を図るよう要請すること。 (厚生労働省) (注) 要保護児童対策地域協議会。</p>	<p>施設の施設運営指針を策定し、当該施設は、「心理的困難や苦しみを抱え日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じて心理治療を必要とする子どもたちを入所又は通所させて治療を行う施設である。入所治療は原則として数か月から2～3年程度の期間とし、家庭復帰、児童養護施設などへの措置変更を行い、通所、アフターケアとしての外来治療を行いながら地域で生活していくことを支援していく。」といった運営理念とともに、96項目の指針を示し、情緒障害児短期治療施設の在り方を明確にした。</p> <p>(厚生労働省) 都道府県等に対する里親委託が進まない理由についてのアンケート調査や里親委託率を大きく伸ばした都道府県等の取組内容についての調査の結果等を踏まえ、平成24年3月に、児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインを改正し、里親への定期的な訪問回数の設定や、児童相談所が中心となり里親支援機関と役割を分担、連携して里親支援を行うことなど、里親支援の取組内容、体制整備について都道府県等に示し、積極的な取組を促している。</p> <p>また、里親支援機関事業についても、平成24年3月に実施要綱を改正し、児童相談所、乳児院等の施設及び里親との連携を図りつつ、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進するための里親委託等推進委員会を都道府県単位及び児童相談所単位で設置することを明確にした。</p> <p>これらのほか、平成24年度から新たに、里親支援機関である児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置するとともに、25年3月に、里親等委託率を大幅に伸ばした自治体の里親委託推進の取組をまとめた「事例集」を各自治体に周知し、活用を促したところである。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>① 個別ケース検討会議及び実務者会議について、管内市町村における好事例を収集し、管内市町村に収集した好事例を情報提供するなどして、管内市町村に両会議の活性化を図ることを要請するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>② 要対協の機能強化のため、管内市町村に調整機関の会議運営能力やケースをアセスメントする専門性の確保及び業務量に相当する人員配置等の体制整備に努めることを要請するよう都道府県、保健所設置市等に対し平成24年7月26日通知により要請した。</p> <p>③ 平成24年1月から3月までにかけて、当省アフターサービス推進室において、要対協を積極的に活用している地方公共団体に対し、効果的に運用するための方法や工夫の調査を実施し、同年12月に結果を「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の実践事例集」としてとりまとめ、地方自治体に対して情報提供した。</p> <p>④ 平成25年2月20日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び25年3月15日開催の全国児童福祉主管課長会議において、「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の実践事例集」を参考としつつ、要保護児童対策地域協議会の機能強化の取組を推進するよう都道府県等に対して、管内市区町村への周知を要請した。</p>

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyoka/seisaku_n/ketsyuka.html)

イ 評価の結果の政策への反映状況（前回報告の状況及びその後の状況）

テーマ名	バイオマスの利活用に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成 23 年 2 月 15 日）
関係行政機関	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

- (注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。
2 関係行政機関の「総務省」は、法第 2 条第 1 項の規定に基づく「行政機関」としての総務省である。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 14 年 12 月 27 日閣議決定。以下「総合戦略」という。）に基づき総合的かつ計画的に推進することとされているバイオマスの利活用に関する政策について、関係府省の各種施策・事業が総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果	<p>平成 14 年度の総合戦略の策定以降、バイオマス利活用施設の設置数の増加など、バイオマスを利活用するための環境が整備されつつあり、総合戦略に基づく政策が一定の役割を果たしてきたと言える。</p> <p>しかし、以下のとおり、総合戦略の数値目標の設定に係る具体の根拠等が明確でないこと、政策のコスト・効果が把握できないこと等、有効性又は効率性の観点から課題がみられる。</p> <p>(1) 政策目的の達成度等を測る指標の設定</p> <p>① 総合戦略では、政策目的の達成度を測る指標として、平成 22 年を目途とする数値目標が設定されているが、その設定に係る具体の根拠が明確でない。</p> <p>② 総合戦略の実施により、地球温暖化の防止等 4 つの効果が期待されているが、これらの発現を測る指標が設定されていない。</p> <p>(2) 政策全体のコストや効果の把握</p> <p>① 総合戦略では、施策の効果等を評価し、必要な見直しを行うことが規定されているが、数値目標の達成度の把握が不十分。</p> <p>② バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議では、平成 18 年度から 20 年度までのバイオマス関連事業の実績のみ取りまとめており、7 年以上にわたって行われてきた政策について、バイオマス関連の決算額が特定できておらず、政策全体の効果も把握されていない。</p> <p>(3) バイオマスタウンの効果の検証等</p> <p>総合戦略では、バイオマスタウンの構築が重要施策と位置付けられ、農林水産省を中心として、バイオマスタウン構想の作成や実現を支援している。しかし、構想に掲げる取組項目の進捗が低調である、構想の実施による効果がほとんど把握されていない、構想に掲げるバイオマス原料の賦存量や利用量の算出根拠が明確でないものがあるなどの課題あり。</p> <p>(4) バイオマス関連事業の効果の発現状況</p> <p>① 平成 15 年度から 20 年度までの 6 年間に 6 省で計 214 事業を実施したが、効果的かつ効率的に実施されていない。</p> <p>② 「施設導入」が予算規模では全体の 8 割以上を占めており、バイオマス関連施設における稼働や採算性が低調。</p> <p>(5) バイオマスの利活用による CO₂ の削減</p> <p>① 「カーボンニュートラル」の特性を有するバイオマスは地球温暖化防止に貢献するとされているが、バイオマス関連 132 施設において、CO₂ 収支を把握しているものは 3 施設。</p> <p>② 「京都議定書目標達成計画」において、バイオマスタウンの構築により CO₂ 削減が見込まれているが、当省の試算によると、CO₂ 収支等 4 項目のいずれの試算項目においても CO₂ 削減効果が発現していないものあり。</p>

※ 下表の「政策への反映状況」の で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成 24 年 6 月 8 日）以降に関係行政機関がとった措置である。

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(1) 政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握するための指標の設定</p> <p>関係省は、バイオマスの利活用に関する政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握し、検証するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 政策目的の達成度を的確に把握するため、数値目標の設定根拠を明確にすること。</p>	<p>(1) 政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握するための指標の設定</p> <p>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号。以下「基本法」という。）に基づくバイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、以下の取組を実施。</p> <p>① バイオマスの活用の推進に関する国が達成すべき目標等については、基本法第 20 条第 1 項の規定に基づくバイオマス活用推進基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、バイオマスの活用が進んだ将来像を実現するための目標を設定している。</p> <p>具体的には、i) 政府として、1990 年比で 2020 年までに温室効果ガスを 25%削減する目標を掲げていること、ii) エネルギー基本計画（2010 年 6 月 18 日閣議決定）において、バイオ燃料については、2020 年に全国のガソリンの 3%相当以上の導入を目指すこととされたこと等を踏まえ、10 年後の 2020 年を目標年として、新規施策の導入等によって達成が可能となる意欲的な目標を設定することとし、基本法第 33 条第 1 項の規定に基づくバイオマス活用推進会議における議論を経て、以下の数値目標を設定している。</p> <p>i) 個々のバイオマスの賦存状況や今後の技術向上等を踏まえ、バイオマスの利用率向上等を促し、約 2,600 万炭素トンのバイオマスを活用</p> <p>ii) 全市町村の約 3 分の 1 に相当する 600 市町村において市町村バイオマス活用推進計画を策定</p> <p>iii) バイオマスを活用した約 5,000 億円規模の新産業の創出</p> <p>それぞれの目標数値の算出方法の考え方は以下のとおりである。なお、今後数値目標を設定する場合は、設定根拠を明確化することとする。</p> <p>i) 約 2,600 万炭素トンのバイオマスを活用</p> <p>各府省が把握している 2009 年におけるバイオマス種類別の乾重量ベースの発存量（湿潤量の場合は合わせて含水率を把握）と炭素割合を用いて炭素換算での賦存量を計算し、その結果に 2020 年の目標利用率を乗じて利用量を求め、これを積み上げた。</p> <p>ii) 600 市町村における推進計画の策定</p> <p>これまでバイオマスタウン構想を策定した約 300 市町村についてはバイオマス活用推進計画に移行を促すとともに、今後も自治体レベルでの取組を各種施策等により減速させないことを前提として、2020 年までの 10 年間にほぼ同数の市町村がバイオマス活用推進計画を策定するものとして計算を行った。</p> <p>iii) 約 5,000 億円規模の新産業</p> <p>バイオマスを活用した新産業は、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）で示した農山漁村における 6 兆円規模の新産業の一部を構成するものであることから、その目標規模は、新成長戦略で新産業を算定した産業分野のうちバイオマスに関連の深い石油系燃料、ガス、発電、プラスチック等の分野において一定程度の市場を新規開拓又は代替するものとして</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>② 政策全体及び政策を構成する施策段階の効果を的確に把握できる指標を設定すること。</p> <p>(2) 政策のコストや効果の把握及び公表</p> <p>関係省は、バイオマスの利活用に関する政策のコストや効果を明確にし、国民への説明責任を全うするため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 数値目標及び指標の達成度等を定期的に把握し、検証できる仕組み（把握時期、具体の把握方法等）を構築すること。</p>	<p>算出した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本計画における 2020 年の目標数値に係る算出方法の考え方は上記のとおりである。なお、今後、基本計画を見直し、数値目標を設定する場合は、設定根拠を明確化することとする。</p> </div> <p>② 基本計画において、バイオマスの活用が進んだ将来像を実現する観点から、政策全体の効果を把握できる数値目標を設定しており、この目標に即して、適時、効果を把握する。</p> <p>また、基本計画に基づき、実現すべき成果目標等を明らかにしたロードマップを作成することとしていることから、この中で施策段階の効果を把握する指標の設定を検討していく。</p> <p>なお、東日本大震災や原発事故が発生したことで、政府全体としてエネルギー政策の見直しが本格的に議論されているところである。今後、エネルギー・環境会議における議論の進捗状況等を踏まえつつ、ロードマップの作成に対応する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>東日本大震災・原発事故を受け、地域資源を活用した自立・分散型エネルギーの強化等が重要課題となっていることを踏まえ、平成 24 年 9 月に 7 府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）が共同で「バイオマス事業化戦略」（以下「戦略」という。）を策定した。戦略及びその工程表は、基本計画の目標を達成していくため、7 府省が連携し、技術とバイオマスの選択と集中等によってバイオマスを活用した事業化・産業化を進めていくためのロードマップとなるものである。工程表に沿って戦略を推進し、その効果を把握していくことにより基本計画の目標を達成していくこととしている。また、戦略では、有識者の知見を得て、約 25 種のバイオマス利用技術の到達レベル、技術的課題等を評価・整理した「バイオマスの利用技術の現状とロードマップ」（以下「技術ロードマップ」という。）を策定した。技術ロードマップはおおむね 2 年ごとに見直すこととしており、技術開発の進展状況をフォローしながら、関係府省が連携して施策を進めていくこととしている。</p> </div> <p>(2) 政策のコストや効果の把握及び公表</p> <p>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、以下の取組を実施。</p> <p>① バイオマスの活用の推進に関する国が達成すべき目標等については、基本計画において、適時、設定した目標の達成状況の調査を行い、その結果をインターネットの利用等により公表することとしている。なお、達成状況の調査手法等については、エネルギー・環境会議における議論の進捗状況等を見ながら、関係省が連携して検討していく。</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>② 関係省は政策のコストや効果を的確に把握し、必要な見直しを行うこと。 また、バイオマス活用推進会議において、関係省の把握及び見直しの結果を踏まえ、バイオマスの利活用に関する政策のコストや効果等について点検し、毎年度公表すること。</p> <p>(3) バイオマスタウンの効果の検証及び計画の実現性の確保 関係省は、バイオマスタウンに関する政策（バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）第 21 条第 2 項の規定に基づく市町村バイオマス活用推進計画）を効果的かつ効率的に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 現行のバイオマスタウンについて、バイオマスタウン構想の実現状況（取組の進捗状況）、バイオマスの利用率の向上等効果の発現状況、バイオマスタウンの構築に係る補助事業の効果の発現状況等を検証すること。</p> <p>② 上記①の検証結果を踏まえ、市町村バイオマス活用推進計画等の作成に係る指針を策定すること。</p>	<div data-bbox="683 286 1401 546" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本計画の目標の達成状況を定期的に把握・点検するため、バイオマス種類ごとの利用率及び都道府県・市町村バイオマス活用推進計画（以下「地域推進計画」という。）の策定状況を毎年度調査・公表することとし、取りまとめ結果を農林水産省のホームページに掲載した。また、バイオマス関連産業の規模については、バイオマス種類別のデータの把握方法等を検討し、平成 27 年度の基本計画の中間見直しの際に調査を行う。</p> </div> <p>② また、関係省の実施する政策のコストや効果等の的確な把握手法についても、同様に関係省が連携して検討していく。 検討結果を踏まえて、コスト等の点検を行い、基本法第 33 条第 1 項の規定に基づくバイオマス活用推進会議の議論を経て平成 23 年度結果から毎年度公表する予定である。</p> <div data-bbox="683 837 1401 1160" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 24 年 9 月に 7 府省が共同で戦略及び工程表を策定し、現在、この方針の下に関係省が連携して施策を推進しているところである。バイオマス施策の効果等については、バイオマス種類ごとの利用率及び地域推進計画の策定状況を取りまとめ、農林水産省のホームページに掲載したところであり、今後、毎年度調査・公表するとともに、総合的な施策の効果等の点検を行って基本計画の中間見直しを行うこととしている。また、個別の施策の効果等については、毎年度、各府省における政策評価の中で把握していく。</p> </div> <p>(3) バイオマスタウンの効果の検証及び計画の実現性の確保</p> <p>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】 バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、以下の取組を実施。</p> <p>① 都道府県や市町村が地域推進計画を定期的・自主的に検証するための参考情報として、「市町村バイオマス活用推進計画検証マニュアル」を作成することとしている。その作成に当たり、全国におけるバイオマスタウンの変換技術別の取組状況を踏まえ、取組効果の評価に必要な指標の整理を行うとともに、取組効果の発現状況等を現地ヒアリングにより確認し、その結果を踏まえて各種指標ごとの評価手法の検討・整理を行った。</p> <p>② 地域推進計画の円滑な策定及び実施に資するよう、地域推進計画の策定に当たっての留意事項を作成し、平成 23 年 1 月 26 日に農林水産省ホームページに掲載した。</p> <div data-bbox="683 1917 1401 2047" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《①及び②》 上記の現地ヒアリングにより検証した結果を基に作成した地域推進計画の策定に当たっての留意事項及び市町村バイオマス活用推進計画検証マニュアル骨子案</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>③ 市町村等が市町村バイオマス活用推進計画等に基づく各地域の取組を統一的な基準で評価し、計画の見直しや取組の改善を図ることが可能となる仕組みを構築するとともに、課題解決のための情報提供を行う等、計画の実現性を確保する取組を行うこと。</p> <p>(4) バイオマス関連事業の効果的かつ効率的な実施 関係省は、バイオマスの利活用に関する政策の実現手段であるバイオマス関連事業を効果的かつ効率的に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 全てのバイオマス関連事業について、事業効果を的確に把握し、検証できる仕組みを構築すること。その際、当省の調査結果を踏まえ、効果や効率性を検証すること。</p> <p>② バイオマス関連事業について、</p> <p>i 施設導入に係る事業については、事業を中止した施設の例等の原因分析を行った上で、交付決定等における事業計画（原料の調達、原料の利用、エネルギー等の生産、バイオガスの利用、残さの利活用、採算性等）の実現性及び費用対生産量等の効果見込みに係る審査事項や、稼働開始後の的確な指導等を担保するための仕組みを事業実施要綱等に明記すること、</p> <p>ii 技術開発に係る事業については、採択するテーマの技術</p>	<p>を踏まえつつ、平成 24 年 9 月に、関係府省が連携し、「都道府県・市町村バイオマス活用推進計画作成の手引き」（以下「手引き」という。）を作成した。</p> <p>③ 市町村バイオマス活用推進計画検証マニュアル骨子案を、平成 23 年 5 月 27 日に農林水産省ホームページに掲載した。今後、この骨子案及び②の留意事項を踏まえ、関係者の意見を聞いた上で、平成 24 年夏までに、地域推進計画のフォローアップと事後評価を含む地域推進計画を作成する際の指針を策定・公表するとともに、成功事例等における課題を解決するための技術情報を提供する。</p> <p>手引きには、バイオマス賦存量の算定方法、バイオマス利活用の取組効果の把握・評価方法、地域推進計画の中間・事後評価方法や記載例など、地域推進計画の見直しや取組の改善を図ることが可能となる内容が盛り込まれている。当該手引きは、平成 24 年 9 月に都道府県、市町村及び関係団体へ通知するとともに、農林水産省ホームページに掲載しており、さらに、課題解決のための技術情報として、7 府省が共同で策定・公表した戦略及び技術ロードマップとともに、地域ブロック説明会で地方自治体等に説明するなど、地域推進計画の実現性を確保する取組を行った。</p> <p>(4) バイオマス関連事業の効果的かつ効率的な実施</p> <p>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>① バイオマス関連事業の事業効果等については、ロードマップに照らして効果の把握・検証が行われることから、ロードマップの策定作業と併行して、バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に事業効果を把握・検証する仕組みを構築する。</p> <p>② バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、事業効果を把握・検証する仕組みについて事業実施要綱等へ明記する方向で検討するなど、事業効果の実現性を高める取組を行う。</p> <p>また、各省ごとの個別の取組内容は以下のとおり。 (文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際科学技術共同研究推進事業（旧：地球規模課題対応国際科学技術協力事業）における「サトウキビ廃棄物からのエタノール生産研究」（平成 24 年度終了予定／ベンチスケールのセルロース系サトウキビ廃棄物（茎、バガス等）からのエタノール生産に関する研究）については平成 24 年度中に事後評価を、「ナイル流域における食糧・燃料の持続的生産」（平成 26 年度終了予定／エジプトのデルタ周辺砂漠地域で農業排水を利用した未利用資源作物（ジャトロファ・ヒマワリ等）の栽培法の構築等）については平成 24 年度中に中間評価及び平成 26 年度中に事後評価をそ

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>段階と実用化に至るまでの脈絡を明確にした上で実施するとともに、個別の事業で得られた結果を実用化に結び付けるための検討を行う仕組みを構築すること 等、事業効果の実現性を高める取組を行うこと。</p>	<p>れぞれ実施し、将来的な研究成果の社会還元に向けた取組等について評価を行う予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦略的創造研究推進事業において、研究領域「二酸化炭素排出抑制に資する革新的技術の創出」のうち、平成 20 年度採択のバイオマス関連研究課題（3 件。平成 22 年度に 1 件、平成 23 年度に 1 件がそれぞれ研究を終了。もう 1 件は平成 25 年度終了予定）のうち平成 23 年度に継続していた課題 2 件は、平成 23 年度に研究の進捗状況・研究成果の現状と今後の見込みに関する中間評価を実施しており、評価結果は 3 月 28 日に公表された。また、継続課題については研究終了後速やかに事後評価を行うとともに、研究終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況等を明らかにするための追跡評価を実施することとしている。 <p>(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設導入に係る事業への原因分析として、これまでの実施地区について、資金調達、原料調達及び製品の利用・販売等の様々な観点からの分析を行ってきたが、平成 23 年度においては、行政刷新会議の事業仕分けの結果を踏まえ継続事業以外の予算計上を見送ったこと、新規案件の採択を全く行わなかったため一旦採択された案件のみとなったことから、分析結果を関連事業の実施要綱等に反映することはしなかった。 今回行った分析結果を生かすため、今後、施設導入に係る事業を実施する場合には、その内容を確実に事業実施要綱等に盛り込んでいく。 技術開発に係る事業については、成果が普及に及ぶ技術開発を促進していくとともに、開発した技術を着実に普及・実用化する観点から、平成 23 年 1 月に「農林水産省における研究開発評価に関する指針」を改正し、技術の実用化を促進するための仕組みの改善を行った。具体的には、事前評価、終了時評価等の各段階における研究開発に係る数値目標及びロードマップの作成、評価委員会における民間有識者の割合の拡大（現行 1 割→2 割）、評価結果の予算等への反映の厳格化等の見直しを行ったところである。 <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金（石油精製業者を対象に、バイオ燃料の導入に必要な設備整備を支援）において、補助金交付時、その設備整備がエネルギー供給構造高度化法（注）に基づく判断基準に規定するバイオエタノール利用目標量の達成に資するものに補助することを規定し、事業計画の実現性を担保した。 (注) エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号） セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業（セルロース系資源作物の栽培からエタノール生産

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>に至る一貫生産システムの開発)において、年2回、有識者による評価委員会を開催し、事業の方向性や継続可否等につき審議する中間評価を実施し、事業効果の実現性を担保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業(食糧生産活動に影響しない原料を用いた次世代技術の開発と既存技術の高効率化を目指した実用化技術の開発を行う)」において、平成24年2月、22年度採択の9件のうち、ステージゲート(事業開始後の2年目に行う中間評価)を実施し、成果が有望な5件のみを継続案件とした。これにより、事業効果の実現性を高めた。 バイオ技術活用型二酸化炭素大規模固定化技術開発(より多くのCO₂を固定できる樹木の効率的生産に結び付くバイオマーカー(遺伝子情報等から生物の特性を把握するための指標)を研究)において、事業終了後、得られた成果を海外植林事業で活用し、実用化に結び付ける仕組みを構築した。 <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水汚泥バイオマスのエネルギー利用等の高効率化を図り、建設コストの大幅な削減やエネルギー効果促進を実現する革新的技術について、実規模レベルでの実証実験(下水道革新的技術実証事業)を平成23年度より展開しているところ(平成23年度は大阪市と神戸市にて実施)。本事業においては、公募時に「技術の普及展開戦略」を明記させ、外部有識者からなる評価委員会において審査の上、採択している。また、実証事業の実施に当たっても、上記委員会で成果の評価を行うこととしている。さらに、成果をガイドラインとして取りまとめ、全国の下水处理場への導入を促進することとしている。 <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業(小規模な地方公共団体が再生可能エネルギー・省エネルギーに係る施設・設備を整備する事業を支援)においては、「バイオマス熱利用設備」が対象となっており、LCA(注)において50%以上の削減効果があることかつバイオマス利用率が80%であることを採択の条件としている。また、事業終了後3年間にわたって、「温室効果ガスの削減量」「事業性の評価」「事業による波及効果」等を記載した事業報告書の提出を求めている。 <p>(注) ライフサイクルアセスメント。バイオマス利活用システムの全ての工程を一貫して定量的に環境への影響を評価する手法。</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物エネルギー利用施設の整備事業の取扱要領には、「交付の対象となる施設の要件」において、「地球温暖化防止効果が十分に高いこと」、「事業実施の計画が確実かつ合理的であること」と明記している。 地球温暖化対策技術開発等事業(エネルギー起源二

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究を実施)においては、バイオマス関連の課題について、LCAにおいて温室効果ガス削減率が50%以上と想定されることを応募の条件とするとともに、公募時の提出書類において「事業化・普及の見込み」を明記させ、外部有識者からなる評価委員会において審査の上、採択・実施している。</p> <p>また、事業終了後も評価委員会において事後評価を実施し、優秀な課題について公開の成果発表会を開催して、広く関連事業者等に向けて成果の発信を行うとともに、事業が終了してから4年後に成果活用状況等について追跡評価を実施している。</p> <p>《①及び②》</p> <p>基本計画並びに平成24年9月に7府省が共同で策定した戦略及び工程表を踏まえ、関係府省が連携し、バイオマス関連事業の事業効果等を把握・検証することとしており、以下のとおり各省において対応した。(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際科学技術共同研究推進事業(旧:地球規模課題対応国際科学技術協力事業)における「ナイル流域における食糧・燃料の持続的生産」(平成26年度終了予定/エジプトのデルタ周辺砂漠地域で農業排水を利用した未利用資源作物(ジャトロファ・ヒマワリ等)の栽培法の構築等)については平成24年度中に中間評価を実施し、中間評価では研究の方向性は良いが、研究の進捗度、相手国の要望などを吟味して、更なるサブ研究課題の重点化、あるいは整理が必要であること、また、相手国における社会実装に向けた取組を更に強化する必要があることが明らかになった。本調査結果は、以後の研究計画の調整等に反映される。また、同研究については平成26年度中に事後評価を、国際科学技術共同研究推進事業における「サトウキビ廃棄物からのエタノール生産研究」(平成25年度終了予定/ベンチスケールのセルロース系サトウキビ廃棄物(茎、バガス等)からのエタノール生産に関する研究)については平成25年度中に事後評価をそれぞれ実施し、将来的な研究成果の社会還元に向けた取組等について評価を行う予定である。 戦略的創造研究推進事業において、研究領域「二酸化炭素排出抑制に資する革新的技術の創出」のうち、平成20年度採択のバイオマス関連研究課題(3件。うち2件は終了済み)のうち継続課題は、中間評価等を踏まえて研究を推進しているところである(平成25年度終了予定)。今後、継続課題については研究終了後速やかに事後評価を行うとともに、終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況等を明らかにするための追跡評価を実施することとしている。 <p>(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度補正予算の地域バイオマス産業化推進事業において、事業実施要領に、事業計画の実現性を確保するため、原料調達の安定性、持続性、導

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>入技術の妥当性、事業収支の妥当性等を審査事項として記載するとともに、稼働開始後の的確な指導等を確保するため、事業終了後3年経過した後に5年間の事業評価書の提出、成果目標を達成していない場合の指導、国による現地における中間検査の実施等を記載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術開発に係る事業については、基本計画が掲げる2020年までの目標の達成に資するため、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」に基づくロードマップを策定し、平成24年度からこれに沿って国による研究が不可欠な分野に絞り、重点実施している。 <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金（石油精製業者を対象に、バイオ燃料の導入に必要な設備整備を支援）において、補助金交付時、その設備整備がエネルギー供給構造高度化法に基づく判断基準に規定するバイオエタノール利用目標量の達成に資するものに補助することを規定し、事業計画の実現性を担保した。 セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業においては、LCAで評価した温室効果ガス削減目標（ガソリン比で50%以上の削減）を達成することで早期の実用化に結び付けるため、有識者による評価委員会での指摘を受け、目標の達成にとって不可欠となる削減率評価の精度向上のための改善を行った。これにより、厳しい削減目標の達成可否をこれまで以上に正確に評価することができるようになり、実用化までの道筋を明確化した。また、本事業の実用化に向けた最終的な成果の評価は、本事業の最終年度（平成25年度）にも有識者による評価委員会で行うこととしている。 戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業において、昨年度と同様に事業の絞り込みを行うため、平成25年1月、23年度採択の7件のうち、ステージゲート（事業開始後の2年目に行う中間評価）を実施し、成果が有望な4件のみを継続案件として事業効果の実現性を高めた。 バイオ技術活用型二酸化炭素大規模固定化技術開発において、事業化に向けて海外の植林地での検証等実証データを収集中。 <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道革新的技術実証事業は、平成23年度より展開しているところである（平成24年度実証実験は、長崎市、松山市、大阪市、熊本市、神戸市にて実施）。 平成23年度に採択した革新的な技術については、下水道施設への導入促進に向けてガイドラインの早期の策定を関係機関と調整を図っているところである。また、平成24年度に採択した革新的な技術につ

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>③ バイオマス関連事業について、事業のニーズの的確な把握等を踏まえ、各省の事業の重複を避ける観点も含め、バイオマス活用推進基本法第20条の規定に基づくバイオマス活用推進基本計画等における位置付けを明確にした上で、事業の廃止を含めた予算の見直しを行うこと。</p>	<p>いては、外部有識者からなる評価委員会において成果を評価したところである。</p> <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業（小規模な地方公共団体が再生可能エネルギー・省エネルギーに係る施設・設備を整備する事業を支援）においては、引き続き、「バイオマス熱利用設備」を対象とする場合、LCAにおいて50%以上の削減効果があることかつバイオマス利用率が80%であることを採択の条件とし、また、事業終了後3年間にわたって、「温室効果ガスの削減量」、「事業性の評価」、「事業による波及効果」等を記載した事業報告書の提出をすることを公募要領等に明記している。 廃棄物エネルギー利用施設の整備事業において、計画の実現性等を要件として取扱要領に記載していることに加え、引き続き、外部有識者からなる技術審査委員会において審査の上、採択・実施している。 地球温暖化対策技術開発等事業（エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究を実施）においては、引き続き、バイオマス関連の課題について、LCAにおいて温室効果ガス削減率が50%以上と想定されることを応募の条件とするとともに、公募時の提出書類において「事業化・普及の見込み」を明記させ、外部有識者からなる評価委員会において審査の上、採択・実施している。 <p>また、事業終了後も評価委員会において事後評価を実施し、優秀な課題について公開の成果発表会を開催して、広く関連事業者等に向けて成果の発信を行うとともに、事業が終了してから4年後に成果活用状況等について追跡評価を実施している。追跡評価により、高品質バイオディーゼル燃料プラントの開発後、当該燃料の製造販売を事業化し、現在まで順調に販売実績を伸ばしている事例等を確認している。</p> <p>③ 現段階における関係省のバイオマス関連事業の見直し等今後の方針に係る取組内容は以下のとおり。 (文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 他省の事業との重複を避ける観点について、総合科学技術会議の資源配分方針等を踏まえ、基本計画との整合性を取りつつ、必要に応じ関係行政機関とともに検討していく。 <p>(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオマス関連事業については、行政刷新会議の事業仕分けにおいても抜本的な見直しを求められていることも踏まえ、基本計画の目標達成・推進の観点から事業の重点化・見直しを行った。 <p>なお、他省の事業との重複を避ける観点については、行政事業レビューの事業点検の過程において、類似事業との役割分担を確認する項目があることから、</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>この項目の確認体制を通じて点検していく。</p> <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に当たっては、平成 20 年 5 月に策定された、社会還元加速プロジェクトロードマップや、総合科学技術会議・社会還元タスクフォース等での指摘を踏まえ、更なる各省連携を図ることとした。また、平成 24 年 2 月 10 日から議論を開始した「バイオマス事業化戦略検討チーム」においては、今後のバイオマスの利活用の在り方につき、事業の効率化を如何に図っていくか各省が連携し検討している。 <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画において、廃棄物バイオマスのエネルギー利用や未利用バイオマスの利用推進が掲げられており、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業のうちバイオマス関連事業については、廃棄物として処理されていた廃棄物系バイオマスの利用を図る先進的な事業の採択を進めていく方針である。また、平成 22 年度に実施された事業仕分け第 3 弾にて「例えば、廃棄物熱回収施設は高効率なものに限定し、予算を半分まで圧縮すること。」という指摘を受け、対象事業をより高効率なエネルギー利用施設に限定するとともに、平成 23 年度予算の見直しを行っている。 <p>基本計画、戦略等を踏まえ、各省間で事業の重複が生じないように、各省において以下のとおり対応した。</p> <p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画において長期的に取り組むべき技術開発の方向性として「バイオマス資源の創出」が位置付けられたことを踏まえ、総合科学技術会議が作成した「平成 24 年度科学技術重要施策アクションプランの対象施策について」(平成 23 年 10 月決定)において、当省の役割分担が「長期的にバイオマスの利用・安定供給が可能な技術の創出に向けた次世代のバイオマス技術に関する基礎的研究を担当すること」とされたことに基づき、引き続き、バイオマス関連事業を実施している。また、平成 24 年 7 月の民主党版事業仕分けでの微細藻類研究に関する指摘を踏まえ、各省の役割分担を改めて確認し、平成 25 年度予算の概算要求について検討した。その結果、民主党版事業仕分けにおいて指摘を受けた微細藻類に関する研究事業は、東北復興次世代エネルギー研究開発プロジェクトの内数として行われており、東北復興に寄与する事業の一部という特別な事業であるため、前年度同額で要求し、財務省にて認められた。 <p>(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画及び戦略を踏まえ、平成 24 年度及び 25 年度予算において、地域のバイオマスを活用した事業化・産業化の推進の観点から、廃止を含めた事業の見直し・重点化を行った。これにより当省のバイオマス関連事業は、平成 23 年度 17 事業が 25 年度 7 事業となった。

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(5) バイオマスの利活用によるCO₂削減効果の明確化 関係省は、バイオマスの利活用による地球温暖化防止効果の明確化を図るため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① LCA手法を早期に確立するよう努めるとともに、それまでの間においても、当省の試算結果も参考にし、CO₂収支等を把握する仕組みを構築すること。</p> <p>② 施設導入に係る補助事業等の交付決定時に、CO₂収支や、国費とCO₂削減効果との費用対効果等に係る審査事項を盛り込むこと。</p>	<p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画及び戦略を踏まえ平成 25 年度予算においては、地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業は農林水産省との連携事業として概算要求する等、事業の見直し・効率化を図った。これにより、平成 24 年度はバイオマス関連事業 3 事業で 52 億円の予算であったものが、25 年度は 4 事業で 40 億円の予算要求となった。 <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業のうちバイオマス関連事業については、廃棄物処理におけるバイオマス利活用を促進するため、先進的な事業の採択を進めている。 平成 23 年度には廃棄物熱回収施設を高効率なものに限定し、予算を半分まで圧縮するといった見直しを行っており、24 年度予算及び 25 年度予算要求においても同規模としている。 <p>(5) バイオマスの利活用によるCO₂削減効果の明確化</p> <p>【農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>① バイオマスの利活用におけるCO₂の削減効果について、LCAによりの確に把握できる手法の確立を引き続き推進する。あわせて、LCA手法確立までの間、既存の把握例も参考にしながら、関係省が連携してCO₂収支等の把握方法を検討する。</p> <p>② 関係省が連携してCO₂収支等の把握方法を検討した上で、合意のとれたものから平成 24 年度以降のバイオマス関連の施設導入に係る補助事業について、交付決定時の審査事項に盛り込むことを検討する。 また、各省ごとの個別の取組内容は以下のとおり。</p> <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金（平成 23 年度新規事業）では、交付申請があった場合に当該補助金の交付による設備の整備が、エネルギー供給構造高度化法に基づく判断基準に規定するバイオエタノール利用目標量の達成に資するものに補助することを規定している。なお、当該判断基準については、農林水産省、環境省と連携して開催した「バイオ燃料導入に係る持続可能性基準等に関する検討会」におけるLCAでのCO₂削減効果等についての検討結果（平成 22 年 3 月に報告書に取りまとめ、その中でガソリンのCO₂排出量に比較して削減水準が 50%以上あるのは、ブラジル産の既存農地のサトウキビ及び国産の一部のみである等と報告）が反映されている。 <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオ燃料の製造事業者や輸入事業者がLCAの観点から自らのバイオ燃料事業を評価する際に活用す

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>ることを目的とし、「バイオ燃料の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」を平成22年3月に作成した。現在、バイオマスガス及びバイオマス発電についても、ガイドラインを作成しているところ。</p> <p>地球温暖化対策技術開発等事業においては、公募要領に当該ガイドラインを参照することを記載の上、バイオマス関連の課題について、LCAにおいて温室効果ガス削減率が50%以上と想定されることを応募の条件としている。</p> <p>また、小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業においても「バイオマス熱利用設備」の応募において、LCAにおいて50%以上の削減効果があることを採択の条件としている。</p> <p>《①及び②》</p> <p>関係省が連携し、バイオマスの利活用における温室効果ガス削減効果の把握手法等を検討し、効果が確保されるよう交付決定時の審査事項に盛り込む等、以下のとおり各省において対応した。</p> <p>(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ソフトセルロース利活用技術確立事業において、稲わら等のセルロースからのバイオエタノール生産におけるLCAによるエネルギー収支及びCO₂削減の評価手法を作成し、平成25年4月に技術マニュアルとして取りまとめた。また、バイオ燃料生産拠点確立事業において、平成24年度よりバイオ燃料の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドラインを参照し、事業終了年度におけるLCAでの温室効果ガス排出量の削減量を評価目標として設定するよう事業実施要領に記載した。 <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金(平成23年度新規事業)では、交付申請があった場合に当該補助金の交付による設備の整備が、エネルギー供給構造高度化法に基づく判断基準に規定するバイオエタノール利用目標量の達成に資するものに補助することを規定している。なお、当該判断基準については、農林水産省、環境省と連携して開催した「バイオ燃料導入に係る持続可能性基準等に関する検討会」におけるLCAでのCO₂削減効果等についての検討結果(平成22年3月に報告書に取りまとめ、その中でガソリンのCO₂排出量に比較して削減水準が50%以上あるのは、ブラジル産の既存農地のサトウキビ及び国産の一部のみである等と報告)が反映されている。 <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオ燃料の製造事業者や輸入事業者がLCAの観点から自らのバイオ燃料事業を評価する際に活用することを目的とし、「バイオ燃料の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」を平成22年3月に、「バイオガス関連事業のLCAに関する補足ガイドライン」を24年3月に作成した。現在、バイオマス発電に関するLCAガイドラインを作成

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>するとともに、多様な再生可能エネルギー等の製造事業者や導入事業者がLCAの観点から自らの事業を評価する際に活用されるよう、先に作成した個別のガイドラインを包括した「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」を作成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地球温暖化対策技術開発等事業においては、公募要領に「バイオ燃料の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」を参照することを記載の上、バイオマス関連の課題について、LCAにおいて温室効果ガス削減率が50%以上と想定されることを応募の条件としている。 また、引き続き、小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業においても「バイオマス熱利用設備」の応募において、LCAにおいて50%以上の削減効果があることを採択の条件としている。

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。
http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html

3 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

ア 租税特別措置等に係る政策評価の点検

各行政機関が平成25年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」に沿って設定した点検項目により、各行政機関からの補足説明を踏まえて点検を実施した。対象とした政策評価は、12行政機関に係る163件であり、平成24年10月31日に点検結果を税制調査会に報告するとともに、関係行政機関に通知し、公表した。

点検の結果、130件の評価に課題がみられ、その主な内容は、下記(ア)から(ウ)のとおりである。

今般、各行政機関からの補足説明によって、相当数の課題が改善されているところであるが、補足説明されたような内容は、本来あらかじめ評価書に盛り込まれるべきものであり、政府全体として評価書に記載する内容の充実を図る取組が必要である。また、点検結果において説明・分析が不十分であると指摘しているものについて、各行政機関が評価の修正・やり直し等を含め適切な説明に努めることが必要であり、その中でも、特に租税特別措置等の要否の判断に資する重要な情報である有効性（費用対効果）について説明・分析の更なる充実を図ることが必要である。さらに、説明・分析の内容が一定水準に達しているものについても、必要に応じて更なる説明・分析に努めることが期待される。

(ア) 政策目的に向けた手段としての「有効性」の説明に係る課題

<費用対効果の説明が不十分>

- 費用対効果は、租税特別措置等の要否の判断に資する特に重要な情報であるが、大半の評価書では、説明・分析が不十分である。

例1 費用対効果があるとの説明をしているが、その具体的な根拠を示さず説明している。

例2 費用対効果は、減収額と効果を対比して説明することが必要だが、減収額には触れず、効果があることだけを説明している。

例3 税収減と効果を対比して説明しているが、租税特別措置等以外の要因の効果を含めたものを効果としているため、その説明に疑問がある。

<適用実態・見込みの説明が不十分>

- 租税特別措置等の適用数や減収額の過去の実績が明らかでなく、また、将来推計の場合、その計算方法が明らかでないなど、適用実態・見込みの説明が不十分である。
- 租税特別措置等が適用され得る対象の所期の想定数からみて実際の適用数が非常に少ない、又は特定の業界若しくは一部の企業のみが恩恵を受けていると考えられるが、そのことに関する説明が不十分である。

(イ) 背景にある政策の今日的な「合理性」の説明に係る課題

<政策目的の根拠が不明>

- 租税特別措置等によって実現する政策目的が、優先度や緊要性の高いものなのか判断する根拠（法律、政令、閣議決定等）が明らかにされていない。

<租税特別措置等を引き続き実施する理由の説明が不十分>

- 租税特別措置等で達成しようとした当初の目的が既に達成されているにもかかわらず、引き続き実施する理由についての説明が不十分である。

(ウ) 補助金等他の政策手段と比した「相当性」の説明に係る課題

<他の政策手段と比較した説明が不十分>

- 租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることの説明が不十分である。

<他の政策手段との役割分担の説明が不十分>

- 補助金等や規制など他の支援措置や義務付け等が現に存在している場合において、租税特別措置等との適切かつ明確な役割分担についての説明が不十分である。

イ 規制の事前評価の点検

各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」に沿って設定した点検項目により、点検を実施した。対象とした政策評価は、10行政機関に係る63件であり、平成24年5月31日に24件、7月31日に22件、12月7日に7件、平成25年4月5日に10件の点検結果を関係行政機関に通知し、公表した。その際、参考情報として規制の影響が及ぶ範囲を示す情報や、指摘した課題に対する補足説明を求め、点検結果と併せて掲載している。

点検の結果、35件の評価に課題がみられ、その主な内容は、以下のとおりである。

- 当該規制の対象となる要件を設定する際の根拠の説明が不十分な評価については、具体的に説明する必要がある。
- 評価書に記載されているもの以外の要素の費用が発生又は増減することが見込まれる場合には、要素を可能な限り具体的に列挙し、説明する必要がある。
また、定性的記述により分析されている評価については、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化を図ることが望まれる。
- 費用及び便益を説明するにとどまり、費用と便益の関係の分析の結果を示していない評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
- 代替案としてベースラインの内容が記載されている評価については、ベースラインと異なる適切な代替案を明示する必要がある。なお、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。
- レビューを行う時期又は条件が、規制の内容に応じて具体的に示されていない評価については、規制の内容に応じた適切な時期又は条件を設定する必要がある。

ウ 公共事業に係る政策評価の点検

各行政機関が行った個々の公共事業に係る政策評価について、複数年で全事業分野の政策評価を確認する観点から、4行政機関に係る11事業94件を対象に点検を実施し、平成25年4月5日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表した。

点検の結果、13件の評価に15件の個別の課題がみられ、また、水道水源開発等施設整備事業、森林環境保全整備事業、水産物供給基盤整備事業及び廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業については、費用対効果分析マニュアルの内容等事業ごとに共

通する課題を9件指摘した。

各行政機関においては、個別評価に係る指摘に対しては、必要に応じて、評価書の修正等を行う方針を示している。また、事業ごとに共通する課題に対しては、i) 費用対効果分析マニュアル等の内容そのものに原因がある場合には改定する、ii) 費用対効果分析マニュアル等の運用に原因がある場合にはこれを適切に運用するよう周知徹底する等の措置をとることとしている。

<課題の種類>

(個別評価に係る課題)

- ① 計上する便益の算出過程 13件
- ② 計上する費用の算出過程 1件
- ③ 費用の計上漏れ 1件

(事業ごとに共通する課題)

- ④ 費用対効果分析マニュアル等の内容 5件
- ⑤ 費用対効果分析マニュアル等の運用等 4件

(注) 個別評価に係る課題の指摘件数は、複数の指摘を行っている評価があることから、実評価件数13件に対して延べ15件となっている。

図表 各事業における課題の指摘状況

(単位：件)

行政機関名	事業名	点検対象とした評価件数	個別の課題の指摘		事業ごとに共通する課題の指摘	
			評価件数	類型別件数(延べ数)	指摘の有無	類型別件数(延べ数)
厚生労働省	水道水源開発等施設整備事業	34	10	①：10	○	④：1 ⑤：2
農林水産省	農地防災事業 (震災対策農業水利施設整備事業)	1	—	—	—	—
	森林環境保全整備事業	16	—	—	○	④：2
	水産物供給基盤整備事業	14	2	①：3 ②：1	○	⑤：2
	海岸保全施設整備事業	2	—	—	—	—
国土交通省	海岸事業	4	—	—	—	—
	道路・街路事業	14	—	—	—	—
	空港整備事業	1	—	—	—	—
	都市・幹線鉄道整備事業 (都市鉄道利便増進事業)	2	—	—	—	—
	整備新幹線整備事業	5	—	—	—	—
環境省	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	1	1	③：1	○	④：2
合計	11事業	94	13	15	4事業	9

(注) 「類型別件数」欄の①～⑤は、前述の「<課題の種類>」に対応したものである。